る。

（若年による恩給停止の特例）

第二條　普通恩給については、恩給法（以下法という。）第五十八條第一項第三号の規定にかかわらず、これを受ける者が四十歳に満ちる月までは、その全額を、四十歳に満ちる月の翌月から四十五歳に満ちる月までは、その十分の五を、四十五歳に満ちる月の翌月から五十歳に満ちる月までは、その十分の三を停止する。

2　前項に規定する普通恩給の停止は、普通恩給と増加恩給又は傷病年金とが併給される場合には、これを行わない。

3　第一項に規定する普通恩給の停止は、公務に起因しない傷い又は疾病が法第四十九條の二又は第四十九條の三に規定する程度に達してこれがため退職した場合には、退職後五年間は、これを行わない。

4　前項の期間満了の六月前までに、傷い又は疾病が回復しない者は、裁定廳に対し、前項の期間の延長を請求することができる。この場合において、その者の傷い又は疾病が、なお前項に規定する程度に達しているときは、第一項に規定する普通恩給の停止は、引き続きこれを行わない。

（多額所得による恩給停止の特例）

第三條　法第五十八條第一項第四号及び同條第二項の規定による普通恩給の停止については、これらの規定にかかわらず、恩給年額が一万五千円以上で、前年における恩給外の所得の年額が十五万円をこえる者について、左の区分によつて、これを行う。

一　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八万円以下であるときは、十六万五千円をこえる金額の一割五分の金額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることはない。

二　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八万円をこえ二十四万円以下であるときは、十六万五千円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割をこえることはない。

三　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が二十四万円をこえ三十万円以下であるときは、十六万五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえ二十四万円以下の金額の二割の金額と二十四万円をこえる金額の二割五分の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割五分をこえることはない。

四　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が三十万円をこえるときは、十六万五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえ二十四万円以下の金額の二割の金額と二十四万円をこえ三十万円以下の金額の二割五分の金額と三十万円をこえる金額の三割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の三割をこえることはない。

2　前項の恩給外の所得の計算については、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九條及び第十條の規定を準用する。

3　第一項の恩給外の所得は、税務署長の調査により裁定廳が、これを決定する。

4　第一項に規定する恩給の停止は、前項の決定に基いて、その年の七月から翌年六月に至る期間分の恩給について、これを行う。但し、恩給を受ける事由の生じた月の翌月から翌年六月に至る期間分の恩給については、恩給の停止を行わない。

5　恩給の請求又は裁定の遅延に因り前年以前の分の恩給について、第一項に規定する恩給の停止を行うべき場合においては、前項の規定にかかわらず、その停止額は、その停止を行うべき期間後の期間分の恩給支給額からも、これを控除することができる。

（個人納金の特例）

第四條　法第五十九條第二項但書及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の一」とあるのは「百分の二」と読み替えるものとする。

（増加恩給年額の特例）

第五條　公務員又は公務員に準ずる者の増加恩給の年額は、法第六十五條の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額に傷病の原因及び不具い疾の程度により定めた別表第一号表の率を乗じて得た金額とする。但し、傷いを受け、又は疾病にかかつた時から五年内に退職しなかつた場合においては、傷いを受け、又は疾病にかかつた時から五年を経過した日における俸給の額により計算した俸給年額を退職当時の俸給年額とみなす。

（傷病年金年額の特例）

第六條　公務員又は公務員に準ずる者の傷病年金の年額は、法第六十五條の二の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額に傷病の原因及び傷病の程度により定めた別表第二号表の率を乗じて得た金額（普通恩給を併給される場合においては、その金額の十分の八・五に相当する金額）とする。

2　前條但書の規定は、傷病年金を給すべき者の退職当時の俸給年額について、これを準用する。

（増加恩給又は傷病年金の家族加給）

第七條　増加恩給又は傷病年金を受ける場合において、これを受ける者に扶養家族があるときは、二千四百円に扶養家族の員数を乗じて得た金額を、増加恩給又は傷病年金の年額に加給する。

2　前項の「扶養家族」とは、増加恩給又は傷病年金を受ける者の退職当時から引き続いてその者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする祖父母、父母、妻及び未成年の子をいう。

（扶助料年額の特例）

第八條　法第七十五條第一項の規定の適用については、同項第二号中「退職当時の等級により定めたる別表第五号表の率」とあるのは「四十割」と、同項第三号中「退職当時の等級により定めたる別表第六号表の率」とあるのは「三十三割」と、同項第四号中「退職当時の等級により定めたる別表第七号表の率」とあるのは

「二十四割」と読み替えるものとする。

2　法第七十五條第一項第二号から第四号までの規定による扶助料を受ける場合において、これを受ける者に扶養遺族あるときは、法第七十五條第二項から第四項までの規定にかかわらず、二千四百円に扶養遺族の員数を乗じて得た金額を、扶助料の年額に加給する。

3　前項の「扶養遺族」とは、扶助料を受ける者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする遺族で扶助料を受ける要件を具えるものをいう。

（重複加給の禁止）

第九條　第七條第一項又は前條第二項の規定により加給を受けるべき場合において、一人の扶養家族又は扶養遺族が二以上の恩給につき加給を受けるべき原因となるときは、当該扶養家族又は扶養遺族は、最初に給與事由の生じた恩給についてのみ加給の原因となるものとする。

（災害補償との関係）

第十條　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、増加恩給又は傷病年金（第七條第一項の規定によりこれらの年額に加給される年額を含む。）は、これを停止する。

第十一條　労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、左の区分によつて扶助料の一部を停止する。

一　法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料については、その年額の四十分の三十に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

二　法第七十五條第一項第三号の規定による扶助料については、その年額の三十三分の二十三に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

三　法第七十五條第一項第四号の規定による扶助料については、その年額の二十四分の十四に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

第十二條　前二條の規定による停止年額が、その者の受けた労働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條の規定に該当するものの金額の六分の一に相当する金額をこえる者については、その停止年額は、当該補償又は給付の金額の六分の一に相当する金額とする。

（恩給の請求手続）

第十三條　この法律の規定による恩給の請求手続については、政令でこれを定める。

附　則

第十四條　この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

第十五條　恩給法臨時特例（昭和二十一年法律第三十六号）は、昭和二十三年六月三十日限り、これを廃止する。

第十六條　昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額及び同日以前に給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料の昭和二十三年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

2　前項の場合においては、昭和二十三年一月一日から同年六月三十日までに退職し、又は死亡した者の退職又は死亡当時の俸給の額は、昭和二十二年十二月三十一日における給與に関する法令の規定による本俸の額とする。

第十七條　前條に規定する普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十三年十月分以降、その年額を普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額（普通恩給を受けない者については、これを受けるものとした場合において、普通恩給の年額計算の基礎となるべき俸給年額を含む。）にそれぞれ対應する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用して算出した年額に改定する。

第十八條　前條の普通恩給を受ける者については、第二條第三項及び第四項の規定は、これを適用しない。

2　前項の普通恩給を受ける者に第二條第一項の規定を適用する場合において、その者に支給する額は、この法律の制定がなかつたならば受けるべきであつた額を下ることはない。

第十九條　この法律の適用を受ける恩給額の計算については、恩給の減額補給及び停止に関する法律（昭和七年法律第十三号）は、これを適用しない。

第二十條　昭和二十一年七月一日以後引き続いて内地外にある者が内地に帰還しないで退職し、又は死亡した場合に給する恩給の額の計算については、その者が昭和二十一年六月三十日において現に受けていた俸給の年額の百分の百三十（公務に因る傷い又は疾病のため退職し、又は死亡した者については、百分の百四十五）に相当する額にそれぞれ対應する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用する。

第二十一條　第十七條の規定により恩給年額を改定する場合においては、裁定廳は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第七條第一項又は第八條第二項の規定による加給については、受給者の請求を待つて、これを行う。

（別表）第一号表

症状等差 / 傷病原因	特別項	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
甲号 特殊公務		104/150	88/150	71/150	58/150	46/150	38/150	27/150
乙号 普通公務		88/150	74/150	60/150	49/150	40/150	33/150	23/150

特別項は、各号第一項の率に其の十分の五以内の率を加えたるものとする。

第二号表

症狀等差 / 傷病原因	第一款	第二款	第三款	第四款
甲号　特殊公務	30/150	24/150	21/150	18/150
乙号　普通公務	25/150	20/150	18/150	15/150

第三号表

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
五四〇円	一四、四〇〇円
六〇〇	一五、八四〇
六六〇	一七、二八〇
七八〇	一八、七二〇
九〇〇	二〇、一六〇
一、〇二〇	二二、〇八〇
一、一四〇	二四、〇〇〇
一、二六〇	二五、九二〇
一、三八〇	二七、八四〇
一、五〇〇	二九、七六〇
一、六二〇	三一、六八〇
一、七四〇	三三、六〇〇
一、九二〇	三六、〇〇〇
二、一〇〇	三八、四〇〇
二、二八〇	四〇、八〇〇
二、四六〇	四三、二〇〇
二、六四〇	四五、六〇〇
二、八八〇	四八、〇〇〇
三、一二〇	五〇、四〇〇
三、三六〇	五二、八〇〇
三、六〇〇	五五、二〇〇
三、八四〇	五七、六〇〇
四、三二〇	六〇、四〇〇
四、八〇〇	六七、二〇〇
五、二八〇	七二、〇〇〇
五、七六〇	七六、八〇〇
六、二四〇	八一、六〇〇
六、七二〇	八六、四〇〇
七、二〇〇	九一、二〇〇
七、八〇〇	九六、〇〇〇
八、四〇〇	一〇一、〇〇〇
一二、〇〇〇	一四四、〇〇〇

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額五四〇円未満の者の仮定俸給年額は、その俸給年額の二六倍に相当する額とする。

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に対する仮定俸給年額による。

◎行政代執行法（昭和二十三年五月十五日法律第四十三号）（内閣総理以下各大臣署名）

行政代執行法

第一條　行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二條　法律（法律の委任に基く命令、規則及び條例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政廳により命ぜられた行爲（他人が代つてなすことのできる行爲に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政廳は、自ら義務者のなすべき行爲をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴收することができる。

第三條　前條の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政廳は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

非常の場合又は危險切迫の場合において、当該行爲の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

第四條　代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第五條　代執行に要した費用の徴收については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六條　代執行に要した費用は、國税徴收法の例により、これを徴收することができる。

代執行に要した費用については、行政廳は、事務費の所属に従い、國税に次ぐ順位又は当該地方公共團体の徴收金と同順位の先取特権を有する。

代執行に要した費用を徴收したときは、その徴收金は、事務費の所属に従い、國庫又は地方公共團体の経済の収入となる。

第七條　代執行に関し不服のある者は、訴願を提起し、又は当該行政廳に対して異議の申立をすることができる。

前項の規定による異議の申立をなすべき期間、申立の効果及び異議の決定については、訴願法に規定する訴願の例による。

前二項の規定は、裁判所に対する出訴の権利に影響を及ぼすものではない。

附　則

この法律は、公布の日から起算し、三十日を経過した日から、これを施行する。

行政執行法は、これを廃止する。

◎行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和二十三年六月十四日法律第五十四号）

（内閣總理・厚生・農林大臣署名）

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

第一條　森林法（明治四十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一條ノ二及び第八十一條第三項中「行政執行法第六條」を「行政代執行法第六條」に改める。

第二條　公共團体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律（大正三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二條　削除

第三條　都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三條　削除

第四條　道路法（大正八年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四條　削除

第五條　不良住宅地区改良法（昭和二年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四條中第二項を削る。

第六條　森林資源造成法（昭和二十年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「行政執行法第六條」を「行政代執行法第六條」に改める。

第七條　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八條　削除

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和二十三年三月六日法律第十一号）

（内閣總理・厚生・農林・商工大臣署名）

第一條　銃砲等所持禁止令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「内閣總理大臣に」、「地方長官（東京都においては警視總監以下同じ）」を「公安委員會（都道府縣公安委員會、市町村公安委員會及び特別區公安委員會をいう以下同じ）」に、同條第二項中「地方長官」を「公安委員會」に、同條第三項中「主務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第二條　廣告物取締法の一部を次のように改正する。

第三條中「行政官廳」を「都道府縣公安委員會又ハ市町村公安委員會（特別區公安委員會ヲ含ム）」に改める。

第四條中「行政官廳ノ命令」を「行政官廳又ハ都道府縣公安委員會若ハ市町村公安委員會（特別區公安委員會ヲ含ム）ノ處分」に改める。

第三條　道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「警察官吏」を「当該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第六條第一項中「都道府縣知事（東京都にあつては警視總監以下同じ。）」を「公安委員會（都道府縣公安委員會、市町村公安委員會及び特別区公安委員會をいう。以下同じ。）」に、同條第二項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第七條第三項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第九條第一項乃至第三項中「都道府縣知事」を「公安委員會」に改める。

第十條第二項中「都道府縣知事」を「公安委員會」に、同條第三項中「都道府縣知事」を「公安委員會」に、「主務大臣」を「内閣總理大臣」に、同條第四項中「都道府縣知事」を「公安委員會」に改める。

第十五條中「警察官吏」を「当該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第二十一條第二項中「都道府縣知事」を「公安委員會」に改める。

第二十三條第二項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第四條　狩猟法の一部を次のように改正する。

第十三條中「警察官署」を「市町村長」に改める。

第二十六條　削除

第五條　森林法の一部を次のように改正する。

第七十六條中「所轄警察官署」を「市町村長」に改める。

第七十八條第二項中「警察官吏」を「市町村長」に改める。

第八十條第二項中「警察官署」を「森林官吏又は市町村長」に改める。

第六條　傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第十二條中「所轄警察官署」を「最寄ノ保健所長」に改める。

第七條　家畜傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第二條乃至第九條及び第十一條乃至第十六條中「警察官吏又ハ」を削る。

第十七條第一項及び第二項中「警察官吏」を「家畜防疫委員」に改める。

第二十二條及び第二十四條第一項第五号中「警察官吏又ハ」を削る。

第三十二條を削る。

第八條　瓦斯事業法の一部を次のように改正する。

第二十一條中「（東京府ニ在リテハ警視總監）」を削る。

第九條　他の法令中警察官署に関する規定は、当該警察署長に関する規定とする。

附　則

この法律は、警察法施行の日から、これを施行する。

◎警察官等職務執行法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十六号）

（内閣總理大臣署名）

警察官等職務執行法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、警察官及び警察吏員（以下警察官等という。）が警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）に規定する國民の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

2　この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。

（質問）

第二條　警察官等は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つていると認められる者を停止させて質問することができる。

2　その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3　前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4　警察官等は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。

（保護）

第三條　警察官等は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ、應急の救護を要すると信ずるに足る相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者收容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

一　精神錯乱又は酩酊のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者

二　迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、應急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）

2　前項の措置をとつた場合においては、警察官等は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3　第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官等の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。）の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。

4　前項但書の許可状は、警察官等の請求に基き、裁判官において已むを得ない事情があると認めた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。この許可状には已むを得ないと認められる事情を明記しなければならない。

5　警察官等は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない。

（避難等の措置）

第四條　警察官等は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他の関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2　前項の規定により警察官等がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

（犯罪の予防及び制止）

第五條　警察官等は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行爲により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行爲を制止することができる。

（立入）

第六條　警察官等は、前二條に規定する危険な事態が発生し、人の

生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

2　興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の來集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官等が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

3　警察官等は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

4　警察官等は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

（武器の使用）

第七條　警察官等は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六條（正当防衛）若しくは同法第三十七條（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を與えてはならない。

一　死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官等の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官等に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官等において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

二　逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官等の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官等に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官等において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

（他の法令による職権職務）

第八條　警察官等は、この法律の規定によるの外、刑事訴訟その他に関する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○風俗営業取締法（昭和二十三年七月十日法律第百二十二号）（内閣總理大臣署名）

風俗営業取締法

（定義）

第一條　この法律で、風俗営業とは、左の各号の一に該当する営業をいう。

一　待合、料理店、カフエーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二　キヤバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業

三　玉突場、まあじやん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

（営業の許可）

第二條　前條の営業を営もうとする者は、当該都道府縣が條例で定めるところにより、公安委員会（都道府縣公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けた者は、当該都道府縣が條例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならない。

（條例の制定）

第三條　都道府縣は、條例により、風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の構造設備等について、善良の風俗を害する行爲を防止するために必要な制限を定めることができる。

（行政処分）

第四條　公安委員会は、風俗営業を営む者（以下営業者という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、法令又は前條の規定に基く都道府縣の條例に違反する行爲をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行爲を防止するために必要な処分をすることができる。

（聽聞）

第五條　公安委員会が、前條の規定により、営業の許可を取り消し、又は営業の停止を命じようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　公安委員会は、前條の規定による法令又は條例の違反の行爲並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通告し、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

（立入）

第六條　当該官吏及び吏員は、この法律又はこの法律に基く都道府縣の條例の実施について必要があるときは、風俗営業の営業所に立ち入ることができる。

2　前項の規定により立ち入る場合には、当該官吏及び吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、

これを呈示しなければならない。

（罰則）

第七條 第二條第一項の規定に違反し、又は第四條の規定による公安委員会の処分に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 第三條の規定に基く都道府縣の條例に違反し、又は前條の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

3 第二條第二項の規定に違反して届出をなさず、又は虚偽の届出をした者は、これを千円以下の罰金に処する。

第八條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

2 昭和二十二年十二月三十一日以前において、風俗営業の取締に関する廳府縣令の規定により営業の許可を受けた者が、この法律施行の日まで引き続き風俗営業を営んでいる場合には、その者は第二條の規定による許可を受けた者とみなす。

3 前項に規定する者は、都道府縣が條例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならない。

4 前二項に規定する者が、第三條の規定に基く都道府縣の條例の規定に適合しない場合においては、公安委員会は、その者に対し、営業所の構造設備の変更その他の命令をすることができる。この場合において、営業者が当該命令に従わないときは、公安委員会は、営業の許可を取り消し又は営業の停止を命ずることができる。

5 この法律施行の際現に風俗営業を営む者で、第二項に規定する者以外の者は、この法律施行の日から三十日の間は第二條の規定による許可を受けた者とみなす。

◎消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・商工・運輸・建設大臣署名）

消防法目次

第一章 総則
第二章 火災の予防
第三章 危險物
第四章 消火の設備
第五章 火災の警戒
第六章 消火の活動
第七章 火災の調査
第八章 雜則
第九章 罰則
附則

第一章 総則

第一條 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎭圧し、國民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害に因る被害を輕減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二條 この法律の用語は左の例による。

防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。

消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。

関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。

舟車とは、船舶安全法第二條第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。

危險物とは、別表に掲げる発火性又は引火性物品をいう。

消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員又は消防團員の一隊をいう。

第二章 火災の予防

第三條 消防長（消防長を置かない市町村においては市町村長をいう。以下同じ。）又は消防署長は、屋外において火災の予防に危險であると認める行爲者又は消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で權原を有する者に対して、左の各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 火遊び、喫煙、たき火の禁止若しくは制限又はたき火の場合の消火準備

二 殘火、取灰又は火粉の始末

三 放置せられた危險物その他の燃燒の虞のある物件の処理

四 みだりに存置又は放置せられた物件の整理、移動又は撤去

第四條 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させることができる。但し、個人の住居は、関係者の承諾がなければ立ち入らせてはならない。

前項の規定による立入及び検査は、左の各号に定める区分に従い当該各号に定める時間内に行わなければならない。但し、山林に立ち入つて検査する場合及び当該舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶又は建築物その他の工作物に関係者の同意を得た場合は、この限りでない。

一　興行場、百貨店、旅館、飲食店その他公衆の出入する場所で市町村條例の指定するもの

二　工場、事業場その他多数の者の勤務する場所で市町村條例の指定するもの

三　前二号に規定する以外の場所（個人の住居は関係者の承諾を得なければならない。）

については、その場所の從業時間内。

第六條　前條の規定による命令を受けた者は、その命令に不服があるときは、その命令を受けた日から十日以内に、当該防火対象物の所在地を管轄する裁判所に訴を提起することができる。

前條の規定による命令は、前項の訴の提起によつてその効力を妨げられることはない。但し、当該命令を取り消す旨の判決があつたときは、この限りでない。

前項但書の場合においては、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、時價によりこれを補償するものとする。

前條に規定する防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はその他の法令に違反していないときは、前項の規定にかかわらず、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、時價によりこれを補償するものとする。

前二項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

第七條　建築物の新築、増築、改築、移築、用途変更又は使用について許可又は認可をする権限を有する行政廳は、当該建築物の工事施行地を管轄する消防長又は消防署長の火災の予防上当該許可又は認可が支障ない旨の同意を得たければ　当該許可又は認可をすることができない。

第八條　学校、工場、興行場、百貨店、危険物の製造所又は処理所その他市町村長の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は防火責任者を定め、消防計画を立てその訓練を行わなければならない。

第九條　かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の虞のある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生の虞のある器具の取扱その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第三章　危険物

第十條　市町村條例で定める数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は取り扱つてはならない。但し、その定めた数量の三十倍未満のものについて、所轄消防長又は消防署長の指定する安全な場所に、十日以内に限つて、これを仮に貯蔵する場合は、この限りでない。

危険物で別表に掲げる類の別を異にするものは、これを同一の貯蔵所（不燃材料で構成した隔壁で完全に区分された室が二以上ある貯蔵所においては同一の室。）において貯蔵し、又は取り扱つてはならない。

危険物は、貯蔵所において市町村條例で定める数量を超えてこれを貯蔵してはならない。

貯蔵所の位置、構造及び設備の制限について必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第十一條　市町村條例で定める数量以上の危険物は、所轄消防長又は消防署長の許可を受けた場合を除く外、日出前又は日没後においてこれを取り扱つてはならない。

第十二條　貯蔵所を設置しようとする者は、市町村條例の定めるところにより市町村長の許可を受けなければならない。市町村條例で定める事項について変更しようとする者も、また同様とする。

貯蔵所を廃止しようとする者は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第十三條　貯蔵所を設置した者（その地位を承継した者を含む。）はその貯蔵所の取扱主任者を定め、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

前項の取扱主任者は、市町村條例で定める資格を具えなければならない。

貯蔵所においては、取扱主任者以外の者は、取扱主任者が立ち会わなければ、危険物を取り扱つてはならない。

第十四條　市町村條例で定める資格を有する映写技術者でない者は、興行その他公衆の観覧に供する目的をもつて、緩燃性でない映画を上映してはならない。

常時映画を上映する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村條例で定める資格を有する所属の映写技術者を定めて、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十五條　映写室は、市町村條例で定める構造及び設備を具備しなければならない。

映写室を設置し、又は廃止した者及び映写室のない場所で、公衆の観覧に供する目的をもつて、緩燃性でない映画を上映しようとする者は、市町村條例の定めるところにより、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十六條　前六條に規定するものの外、危險物の貯藏、運搬、詰替その他の取扱に関し、火災の予防上必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第十條乃至第十三條の規定は、船舶、鉄道及び軌道による危險物の貯藏、運搬、詰替その他の取扱には、これを適用しない。

第四章　消火の設備

第十七條　学校、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店その他市町村條例の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村條例の定めるところにより、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水並びに避難器具を設備しなければならない。

第十八條　何人も、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望楼若しくは警鐘台を使用し、損壊し、撤去し、又はその正当な使用を妨げてはならない。

何人も、みだりに命令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

第十九條　消防の用に供する機械器具及び設備の規格は、國家消防廳がこれを勧告する。

第二十條　消防に必要な水利の基準は、國家消防廳がこれを勧告する。

消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

第二十一條　消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。

前項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第五章　火災の警戒

第二十二條　中央氣象台長、管区氣象台長又は測候所長は、氣象の状況が火災の予防上危險であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府縣知事に通報しなければならない。

都道府縣知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

市町村長は、前項の通報を受けたときは、火災に関する警報を発することができる。

前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村條例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第二十三條　市町村長は、火災の警戒上特に必要があると認めるときは、期間を限つて、一定区域内におけるたき火又は喫煙の制限をすることができる。

第六章　消火の活動

第二十四條　火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

第二十五條　火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他命令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

第二十六條　消防車が火災の通報に應じて現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。消防車が接近したときは、自動車、牛馬車、手引車、自轉車等は道路左側にできる限り寄り添い、消防車が通過するまで停止しなければならない。

路面電車は火災のため出動の消防車の接近を知るときは、停車して、その通過するまで動いてはならない。

消防車は火災の現場に出動するときに限りサイレンを用いることができる。時速は六十キロメートルを超えてはならない。消防署に引き返す途中その他の場合は、鐘又は警笛を用い、一般の車馬規定による最高速度を超えてはならない。その他一般交通規則に從わなければならない。

第二十七條　消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第二十八條　火災の現場においては、消防吏員又は消防團員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

消防吏員又は消防團員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防團員の要求があつたときは、警察官又は警察吏員は、前項に規定する消防吏員又は消防團員の職権を行うことができる。

火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官又は警察吏員は、これに援助を與える義務がある。

第二十九條　消防吏員又は消防團員は、消火若しくは延燒の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、

收用し、処分し又はその使用を制限することができる。火災が発生した消防対象物に隣接する消防対象物で延燒の虞があると認めるものについても、また同樣とする。

消防長又は消防署長は、消火若しくは延燒の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時價により、その損失を補償するものとする。

前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

消防吏員又は消防團員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延燒の防止又は人命の救助その他の消防作業に從事させることができる。

第三十條　火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長又は消防署長は、用水路の水門、通門又は水道の制水弁の開閉を行うことができる。

消防長又は消防署長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

第七章　火災の調査

第三十一條　消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめなければならない。但し、國家消防廳において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行うときは、これに從わなければならない。

第三十二條　消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。

第三十三條　消防長又は消防署長及び関係保険会社の認めた代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査することができる。

第三十四條　消防長又は消防署長は、前條の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入つて、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

第四條第一項但書及び第二項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十五條　放火又は失火の疑いのあるときは、その調査の主たる責任者は消防長又は消防署長とする。

前項の規定は警察官又は警察吏員が犯罪（放火犯を含む。）を捜査し、犯人（放火犯人を含む。）を逮捕する責任を免れしめない。

放火及び失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官又は警察吏員は、互いに協力しなければならない。

第八章　雜則

第三十六條　第十八條第二項、第二十二條及び第二十四條乃至第二十九條の規定は、水災その他の災害に関してこれを準用する。

第三十七條　特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村條例とあるのは、夫々これを都、都知事又は都條例と読み替えるものとする。

第九章　罰則

第三十八條　第十八條第一項の規定に違反して、みだりに消防の用に供する警鐘台を損壊し、又は撤去した者は、これを七年以下の懲役に処する。

第三十九條　第十八條第一項の規定に違反して、みだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壊し、又は撤去した者は、これを五年以下の懲役に処する。

第四十條　左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。但し、刑法に正條がある場合にはこれを適用しない。

一　第二十六條の規定による消防車の通過を故意に妨害した者

二　消防團員が、消火活動又は水災その他の災害の警戒防禦及び救護に從事するにあたり、その行爲を妨害した者

三　第二十五條（第三十六條において準用する場合を含む。）又は第二十九條第四項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定により消火若しくは延燒の防止又は人命の救助に從事する者に対し、その行爲を妨害した者

前項の罪を犯し、因つて人を死傷に至らしめた者は、本法又は刑法により、重きに從つて処断する。

第四十一條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

一　第五條の規定による命令に違反した者

二　第十條第一項又は第二項の規定に違反した者

三　第十五條の規定に違反した者

第四十二條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は一万二千円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

一　第十條第三項、第十一條又は第十二條第一項の規定に違反した者

二　第十三條第一項の規定に違反して取扱主任者を定めないで事業を行つた者

三　第十三條第二項の規定に違反して市町村條例で定める資格を具えない者を取扱主任者に定めた者

四　第十三條第二項の規定による取扱主任者の資格を詐称した者
五　第十三條第三項の規定に違反した者
六　第十四條第一項の規定に違反した者
七　第十四條第二項の規定に違反して所属の映写技術者を定めないで事業を行つた者

第四十三條　第十六條の規定による市町村條例には、これに違反した者に対し、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処し、情状により懲役及び罰金を併科することができる旨の規定を設けることができる。

第四十四條　左の各号の一に該当する者は、二千円以下の罰金又は拘留に処する。

一　第三條の規定による命令に従わなかつた者
二　第四條又は第三十四條の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は故なく第四條又は第三十四條の規定による消防職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三　第十三條第一項又は第十四條第二項の規定による届出を怠つた者
四　第十八條第一項の規定に違反し、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望楼若しくは警鐘台を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
五　第十八條第二項の規定に違反した者
六　第二十一條の規定による届出をしないで消防水利を使用不能の状態に置いた者
七　第二十二條第四項又は第二十三條の規定による制限に違反した者
八　故なく消防署又は第二十四條（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の指定した場所に火災発生の虚偽の通報をした者
九　第二十八條第一項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定による退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者
十　第三十三條の規定による火災後の被害状況の調査を拒んだ者

第四十五條　事業主は、その代理者、同居者、雇人その他の従事者がその業務に関し第十條第一項乃至第三項、第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十四條第二項、第十五條の規定並びに第十六條の規定による市町村條例の規定に違反したときは、自己の指揮に出ないという故をもつて、その処罰を免れることはできない。

第四十六條　この法律又は第十六條の規定による市町村條例により、事業主に適用すべき罰則は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人にこれを適用する。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

附則

第四十七條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第四十八條　この法律により許可を受け、又は届出をなさなければならない事項で、この法律施行前に警視廳令又は都道府縣令により許可又は認可を受け、又は届出をなし、その後事情の変更しないものについては、これをこの法律により当該許可又は認可を受け、又は当該届出をなしたものとみなす。

別表

類別	品名
第一類	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 硝酸塩類 過マンガン酸カリウム
第二類	黄りん 赤りん 硫化りん
第三類	金属カリウム 金属ナトリウム マグネシウム粉 過酸化物 カーバイト りん化石灰 金属粉 生石灰
第四類	エーテル 二硫化炭素 コロジオン 第一種石油 ソルベントナフサ ベンゾール アセトン メチルエチルケトン アルコール類 おく酸エステル類 トルオール キシロール 第二種石油 テレピン油 樟脳油 松根油 クレオソート油 タール油 第三種石油 動植物油脂
第五類	ニトロセルローズ セルロイド類 芳香系列の硝化物
第六類	発煙硫酸 発煙硝酸 無水硫酸

備考

一　石油とは、原油、原油分溜及び分解製品並びに天然ガスの分離製品で常温で液状をなすものをいう。（頁岩油、石炭液化油、「タール類」分溜油その他これに類する油類を含む。）「アーベルペンスキ」又は「ペンスキールテンス」引火点測定器

を用いて七六〇ミリメートルの氣圧において引火点が攝氏二十一度未滿のものを第一種石油、二十一度以上七十度未滿のものを第二種石油、七十度以上のものを第三種石油という。

二　セルロイドとは、セルロイド素地、屑、加工品及びフイルムをいう。

三　アルコール類にはエチール、メタノール、プタノール及び変性アルコールを含む。

四　マグネシウム粉には写眞撮影その他の用に供する閃光粉を含む。

五　アルコール又はベンゾールを主剤とした塗料稀薄剤は、アルコール又はベンゾールとみなす。

◎地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第百九号）（内閣總理以下各大臣署名）

地方財政法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、地方公共團体の財政（以下地方財政という。）の運営、國の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もつて地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。

（地方財政運営の基本）

第二條　地方公共團体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも國の政策に反し、又は國の財政若しくは他の地方公共團体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2　國は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共團体に負担を轉嫁するような施策を行つてはならない。

（予算の編成）

第三條　地方公共團体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2　地方公共團体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即應してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

（予算の執行）

第四條　地方公共團体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2　地方公共團体の収入は、適実且つ嚴正に、これを確保しなければならない。

（地方債の制限）

第五條　地方公共團体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。但し、左に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共團体の行う企業（以下公営企業という。）に要する経費の財源とする場合

二　出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付を目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）

三　地方債の借換のために要する経費の財源とする場合

四　災害應急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五　地租、家屋税、事業税及び道府縣民税（東京都にあつては、地方税法（昭和二十三年法律第百十号）第百三十條の規定により特別区の課する地租、家屋税、事業税及び特別区民税を含む。）又は地租附加税、家屋税附加税、事業税附加税及び市町村民税の賦課率又は賦課総額がいずれも標準賦課率又は標準賦課総額の一・二倍以上である地方公共團体において、戰災復旧事業費及び学校、河川、道路、港湾等の公共施設の建設事業費の財源とする場合

2　特別区が地方債をもつて前項第五号に掲げる事業費の財源とすることができる場合は、東京都が地方債をもつてその財源とすることができる場合でなければならない。

（公営企業の経営）

第六條　政令で定める公営企業については、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その歳出は、当該企業の経営に伴う収入（前條の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

2　前項の企業については、定期に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3　第一項の企業については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條第二項の規定による議会の指定があつたときは、同項の規定に基いて作成する財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、これを前項の規定により作成したものとみなす。

（剰余金）

第七條　地方公共團体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、地方債の償還財源に充てなければならない。

2　前條の公営企業について、歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、前項の規定にかかわらず、議会の議決を経て、その全部又は一部を一般会計又は他の特別会計に繰り入れることができる。

3　前二項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

（財産の管理及び処分）

第八條　地方公共團体の財産は、條例又は議会の議決による場合を除く外、これを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

地方公共團体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に應じて最も効率的に、これを運用しなけれ

ばならない。

（地方公共團体がその全額を負担する経費）

第九條　主として地方公共團体の利害に関係のある事務を行うために要する経費は、当該地方公共團体が、全額これを負担する。

2　前項の経費は、左に掲げるようなものとする。

一　地方公共團体の議会及び議会の議員の選挙に要する経費
二　地方公共團体の職員に要する経費
三　地方公共團体の廳舎の建築及び管理に要する経費
四　地方公共團体の地域内の公共的團体の総合調整に要する経費
五　自治体警察に要する経費
六　消防に要する経費
七　教育学藝に要する経費
八　土木事業に要する経費
九　都市計画及び都市計画事業に要する経費
十　保健、衞生及び社会福祉に要する経費
十一　農業、商業、工業その他の産業の振興に要する経費
十二　交通、ガス、水道その他の公営企業に要する経費
十三　職業補導施設の設置、維持及び管理に要する経費
十四　生活保護に要する経費

3　第一項の経費のうちには、第十條及び第十一條に掲げる経費は、含まれないものとする。

（國と地方公共團体とが負担する経費）

第十條　國と地方公共團体相互の利害に関係のある事務を行うために要する経費は、國と地方公共團体とが、これを負担する。

2　前項の経費は、左に掲げるようなものとする。

一　義務教育に従事する職員に要する経費
二　地方計画に要する経費
三　法律又は政令で定める重要な都市計画及び都市計画事業に要する経費
四　法律又は政令で定める河川、道路、砂防、港湾等の重要な土木事業に要する経費
五　戰災復旧のために行う学校、道路、港湾、病院、診療所、上下水道その他の公共施設、住宅及び土地区画整理に要する事業費
六　災害應急事業、災害事業及び災害救助事業に要する経費
七　災害防止施設に要する経費
八　薬檢定所に要する経費
九　結核、性病、傳染病等の予防に要する経費
十　食糧、薪炭その他生活必需品の配給に要する経費
十一　労働組合の育成及び労働関係の調整に要する経費
十二　児童福祉及び保健所に要する経費
十三　職業補導施設の設置、維持及び管理に要する経費
十四　生活保護に要する経費

3　第一項の経費についてその種目、算定基準及び國と地方公共團体とが負担すべき割合は、法律又は政令でこれを定めなければならない。

（國がその全額を負担する経費）

第十一條　主として國の利害に関係のある事務を行うために要する経費は、地方公共團体は、その経費を負担する義務を負わない。

2　前項の経費は、左に掲げるようなものとする。

一　國会議員の選挙及び國民投票に要する経費
二　國が專らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費
三　國土計画に要する経費
四　物資及び物價の統制に要する経費
五　食糧、薪炭その他生活必需品の供出に要する経費
六　農地関係の調整に要する経費
七　國の計画により行う開拓に要する経費
八　檢察審査会に要する経費

（地方公共團体が処理する権限を有しない事務に要する経費）

第十二條　地方公共團体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、國は、地方公共團体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。

2　前項の経費は、左に掲げるようなものとする。

一　國の機関の設置、維持及び運営に要する経費
二　國家地方警察に要する経費
三　司法及び行刑に要する経費
四　國の教育施設及び研究施設に要する経費

（あらたな事務に伴う財源措置）

第十三條　地方公共團体、地方公共團体の機関又はその経費を地方公共團体が負担する國の機関が法律又は政令に基いてあらたな事務を行う義務を負う場合においては、國は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

2　前項の財源措置について不服のある地方公共團体は、内閣を経由して國会に意見書を提出することができる。

3　内閣は、前項の意見書を受け取つたときは、その意見を添えて、遅滞なく、これを國会に提出しなければならない。

（地方職員費の國庫負担）

第十四條　第十條第一項及び第十一條第一項に規定する事務に従事する職員に要する経費については、第九條第二項第二号の規定にかかわらず、政令で定める職員に限り、國がその全部又は一部を負担する。

2　前項の規定により國がその経費の全部又は一部を負担する職員の定員、経費の種目、算定基準及びその経費について國が負担すべき割合は、職員の従事する事務の種類の別に従い、政令でこれを定める。

（國庫負担地方職員の各地方公共團体別の定員）

第十五條　前條第一項の規定により國がその経費の全部又は一部を負担する職員の各地方公共團体別の定員は、内閣総理大臣が、内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣（以下各大臣という。）の請求に基いて、これを定める。

2　前項の職員に要する経費のうち國の負担すべき部分は、内閣総

理大臣の所掌に属する歳出予算に計上し、関係地方公共團体にこれを交付する。

（補助金の交付）

第十六條　國は、その施策を行うため特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共團体に対して、補助金を交付することができる。

（負担金の支出）

第十七條　國は、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する事務で地方公共團体、地方公共團体の機関又はその経費を地方公共團体が負担する國の機関が行うものについて第十條第三項又は第十一條第一項の規定により國が負担する金額及び第十四條第一項の規定により國が負担する金額（以下國の負担金という。）を、当該地方公共團体に対して支出するものとする。

2　地方公共團体は、第十條第一項の事務で國（その経費を地方公共團体が負担する國の機関を除く。）が行うものについて同條第三項の規定により地方公共團体が負担する金額（以下地方公共團体の負担金という。）を、國に対して支出するものとする。

（國の支出金の算定の基礎）

第十八條　國の負担金、補助金等の地方公共團体に対する支出金（以下國の支出金という。）の額は、地方公共團体が当該國の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

（國の支出金の支出時期）

第十九條　國の支出金は、その支出金を財源とする経費の支出時期に遅れないように、これを支出しなければならない。

2　前項の規定は、地方公共團体の負担金等の國に対する支出金についてこれを準用する。

（委託工事の場合における準用規定）

第二十條　前二條の規定は、國の工事をその委託を受けて地方公共團体が行う場合及び地方公共團体の工事をその委託を受けて國が行う場合において、國又は地方公共團体の負担に属する支出金に、これを準用する。

（地方公共團体の負担を伴う法令案）

第二十一條　各大臣は、その管理する事務で地方公共團体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求める前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ内閣総理大臣を通じ地方財政委員会の意見を求めなければならない。

（地方公共團体の負担を伴う経費の見積書）

第二十二條　各大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び國庫債務負担行為の見積のうち地方公共團体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十七條第二項に規定する書類を大蔵大臣に送付する際、内閣総理大臣を通じ地方財政委員会の意見を求めなければならない。

（國の営造物に関する使用料）

第二十三條　地方公共團体又はその長が管理する國の営造物で当該

地方公共團体がその管理に要する経費を負担するものについては、当該地方公共團体又はその長は、條例又は規則の定めるところにより、当該営造物の使用について使用料を徴収することができる。

2　前項の使用料は、当該地方公共團体の収入とする。

（國が使用する地方公共團体の財産等に関する使用料）

第二十四條　國が地方公共團体の財産又は営造物を使用するときは、当該地方公共團体の定めるところにより、國においてその使用料を負担しなければならない。但し、当該地方公共團体の議会の同意があつたときは、この限りでない。

（負担金等の使用）

第二十五條　國の負担金及び補助金並びに地方公共團体の負担金は、法令の定めるところに従い、これを使用しなければならない。

2　地方公共團体が前項の規定に従わなかつたときは、その部分については、國は、当該地方公共團体に対し、その負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず又はその返還を命ずることができる。

3　地方公共團体の負担金について、國が第一項の規定に従わなかつたときは、その部分については、当該地方公共團体は、國に対し当該負担金の全部又は一部を支出せず又はその返還を請求することができる。

（地方配付税の減額）

第二十六條　地方公共團体が法令の規定に違背して著しく多額の経費を支出し、又は確保すべき収入の徴収等を怠つた場合においては、國は、当該地方公共團体に対して交付すべき地方配付税の額を減額し、又は既に交付した配付税の一部の返還を命ずることができる。

2　前項の規定により減額し、又は返還を命ずる地方配付税の額は、当該法令の規定に違背して支出し、又は徴収等を怠つた場合をこえることができない。

（都道府縣の行う事業に対する市町村の負担）

第二十七條　都道府縣の行う事業でその区域内の市町村を利するものについては、都道府縣は、当該事業による受益の限度において、当該市町村に対し、その事業に要する経費の一部を負担させることができる。

2　前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府縣の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

3　前項の規定による市町村が負担すべき金額について異議がある市町村は、内閣総理大臣に対し、異議の申立をなすことができる。

4　内閣総理大臣は、前項の異議の申立を受けた場合において特別の必要があると認めるときは、当該市町村の負担すべき金額を更正することができる。

5　地方自治法第二百五十六條及び第二百五十七條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

（都道府縣等の事務の委任に伴う經費）

第二十八條　都道府縣又は都道府縣知事が、市町村又は市町村長若しくは市町村の職員をしてその事務を行わせる場合においては、都道府縣は、當該市町村に対し、その事務を執行するに要する經費の財源について必要な措置を講じなければならない。

2　前項の財源措置について不服のある市町村は、関係都道府縣知事を經由して、地方財政委員会に意見書を提出することができる。

3　都道府縣知事は、前項の意見書を受け取つたときは、その意見を添えて、遲滯なく、これを地方財政委員会に提出しなければならない。

4　前項の意見は、當該都道府縣の議会の議決を經て、これを定めなければならない。

（都道府縣及び市町村の負担金の支出）

第二十九條　都道府縣は、法律又は政令の定めるところによりその区域内の市町村の行う事務に要する經費について都道府縣が負担する金額（以下都道府縣の負担金という。）を、當該市町村に対して支出するものとする。

2　市町村は、第二十七條第一項の規定により都道府縣に対して、負担する金額（以下市町村の負担金という。）を、當該都道府縣に対して支出するものとする。

（都道府縣及び市町村の負担金等における準用規定）

第三十條　第十八條、第十九條及び第二十五條の規定は、都道府縣及び市町村の負担金並びに都道府縣が市町村に対して交付する補助金等の支出金に、これを準用する。

附　則

（施行期日）

第三十一條　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十四條及び第十五條の規定は、昭和二十四年度分から、これを施行する。

（当せん金附証票の発賣）

第三十二條　都道府縣は、当分の間、公共事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の定めるところにより、当せん金附証票を発賣することができる。

（地方債の特例）

第三十三條　地方公共團体は、当分の間、左に揭げる經費については、第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　義務教育年限の延長に伴う施設の建設費

二　自治体警察の創設に伴う施設の建設費

三　消防の強化に伴う施設の建設費

2　地方公共團体は、当分の間、第五條第五号の規定にかかわらず、地方債をもつて戰災復旧事業費及び公共施設の建設事業費の財源に充てることができる。

（地方公共團体がその全額を負担する經費の特例）

第三十四條　左に揭げる經費については、当分の間、第十條の規定に準じ、國と地方公共團体とが、これを負担する。

一　義務教育年限の延長に伴う施設の建設費

二　引揚者の援護に要する經費

（北海道に関する特例）

第三十五條　左に揭げる經費は、当分の間、第十條及び第十一條の規定にかかわらず、なお、從前の例による。

一　政令で定める北海道の開発に要する經費

二　政令で定める北海道の河川、道路、砂防、港湾等の土木事業、災害應急事業及び災害復旧事業に要する經費

（地方財政委員会の権限）

第三十六條　この法律、地方税法及び地方配付税法（昭和二十三年法律第百十一号）の規定による内閣総理大臣の権限の行使については、臨時に、地方財政委員会が、これを補佐する。

（第十條に関する暫定措置）

第三十七條　第十條に規定する事務に要する經費について、その種目、算定基準及び國と地方公共團体とが負担すべき割合については、この法律施行後制定される法律又は政令をもつて別段の定をなすものを除く外、昭和二十四年三月三十一日までの間は、なお、從前の例による。

第三十八條　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百二十條第二項を削る。

第二百二十六條第一項中「その負債を償還するため、普通地方公共團体の永久の利益となるべき支出をするため、又は天災等のため必要がある場合に限り」を「別に法律で定めるところにより」に改める。

第二百二十八條第一項中「その必要な經費及び」を「その公共事務及びその区域内における行政事務（從來法令により及び將來法律又は政令により當該普通地方公共團体に属するものを除く。）で國の事務に属しないものを行うために必要な經費並びに」に改め、同條第二項を削る。

第二百四十五條の二　普通地方公共團体の財政の運営、普通地方公共團体の財政と國の財政との関係等に関する基本原則については、この法律で定めるものを除く外、別に法律でこれを定める。

◎地方税法（昭和二十三年七月七日法律第百十号）（内閣総理・大蔵大臣署名）

地方税法目次

第一章　總則
第一節　通則
第二節　賦課
第三節　徴収
第一款　普通徴収
第二款　特別徴収

第二章　普通税
第一節　道府縣税
第二節　市町村税
第一款　道府縣税附加税
第二款　独立税
第三章　目的税
第四章　補則
第五章　罰則
附　則
地方税法
第一章　総則
第一節　通則

（用語の意義）

第一條　この法律で「地方團体」とは、道府縣及び市町村を、「地方税」とは、道府縣税及び市町村税をいう。

2　この法律中道府縣に関する規定は、東京都及び特別市に、これを準用する。この場合においては、「道府縣」、「道府縣税」、「道府縣民税」、「道府縣知事」、「道府縣吏員」、「道府縣徴税吏員」又は「道府縣條例」とあるのは、それぞれ「都」若しくは「特別市」、「都税」若しくは「特別市税」、「都民税」若しくは「特別市民税」、「都知事」若しくは「特別市長」、「都吏員」若しくは「特別市吏員」、「都徴税吏員」若しくは「特別市徴税吏員」又は「都條例」若しくは「特別市條例」と読み替えるものとする。

3　この法律中市町村に関する規定を東京都の市町村に適用する場合においては、「道府縣知事」とあるのは、「東京都知事」と読み替えるものとする。

4　全部事務組合は、この法律の適用については、これを一町村とみなす。

（地方税の種別）

第二條　道府縣税として課することのできるものは、左に掲げるものとする。

一　普通税
　独立税
二　目的税

2　市町村税として課することのできるものは、左に掲げるものとする。

一　普通税
　道府縣税附加税
　独立税
二　目的税

（規定の形式）

第三條　地方團体が地方税及びその賦課徴收について必要な事項を定める場合においては、條例でこれを定めなければならない。

第二節　賦課

（納税義務者）

第四條　地方團体内に住所、居所、家屋敷、事務所、事業所又は業務所を有する者は、地方税を納める義務を負う。

2　前項の規定に該当しない場合においても、地方團体内において土地、家屋又は物件を所有し、使用し又は占有する者は、その土地、家屋若しくは物件又はその收入に対して課する地方税を、又、地方團体内において一定の行爲をなす者は、その行爲に対して課する地方税を、それぞれ納める義務を負う。

（納税義務の承継）

第五條　法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人は、合併に因り消滅した法人に賦課さるべき地方税を納める義務を負う。

2　法人が解散した場合において、その法人に賦課さるべき地方税を納付しないで殘余財産を分配したときは、清算人は、殘余財産の價額を限度として、連帶して、その法人に賦課さるべき地方税を納める義務を負う。

3　相続の開始があつた場合においては、相続人又は相続財團は、相続開始前の事実について被相続人に賦課さるべき地方税を納める義務を負う。但し、限定承認をなした相続人は、相続に因つて得た財産の價額を限度として、その義務を負う。

（地方團体外に在る課税客体に対する非課税）

第六條　納税義務者が地方團体外において所有し、使用し若しくは占有する土地、家屋若しくは物件又はその收入に対しては、地方税を課することができない。地方團体外において事務所、事業所又は業務所を設けて行う事業若しくは業務又はその收入に対しても、また同様とする。

（事業税の課税標準たるべき所得金額）

第七條　二以上の道府縣において事業所を設けて事業をなす者に賦課する事業税の課税標準たるべき所得金額の總額は、主たる事業所の所在地の道府縣知事が、これを決定しなければならない。

2　二以上の道府縣において事業所を設けて事業をなす者に関係道府縣において所得金額を標準として事業税を賦課しようとするときは、その所得金額は、前項の道府縣知事の定めるところによる。

3　第一項の道府縣知事が所得金額の總額を決定したときは、直ちに前項の規定により関係道府縣において賦課する事業税の課税標準たるべき所得金額を定め、これを関係道府縣知事（第一項の道府縣知事を除く。以下本條中同じ。）に通知しなければならない。

4　関係道府縣知事において、第二項の規定により第一項の道府縣知事の定めた所得金額に異議があるときは、内閣總理大臣が、所得金額を定める。

5　前項の異議は、第三項の規定による通知を受けた日から三十日以内に、これを申し出なければならない。

6　内閣總理大臣は、第四項の異議の申出を受理したときは、三月以内に、これを決定しなければならない。

7　内閣總理大臣は、特別の必要があると認めるときは、第一項又

は第二項の規定により第一項の道府縣知事が定めた所得金額の總額又は所得金額を更正することができる。

（事業稅附加稅の課稅標準たるべき本稅額）

第八條　同一道府縣內又は二以上の道府縣內の二以上の市町村において事業所を設けて事業をなす者に關係市町村において賦課する事業稅附加稅（事業稅割を含む。）の課稅標準たるべき本稅額は、左の各号に定めるところによる。

一　關係市町村が同一道府縣內に在るときは、當該市町村について道府縣知事の定める額

二　關係市町村が二以上の道府縣にわたる場合において、一道府縣內の關係市町村が一であるときは、前條の規定により定められた所得金額に基く當該道府縣の稅額

三　關係市町村が二以上の道府縣にわたる場合において、一道府縣內の關係市町村が二以上であるときは、前條の規定により定められた所得金額に基く當該道府縣の稅額に基き、當該市町村について道府縣知事の定める額

2　前項の規定により定められた本稅額は、道府縣知事が、直ちにこれを關係市町村に通知しなければならない。

3　關係市町村長において、第一項第一号又は第三号の規定により道府縣知事の定めた本稅額に異議があるときは、內閣總理大臣が本稅額を定める。

4　前條第五項及び第六項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

（漁業權稅附加稅の課稅標準たるべき本稅額）

第九條　漁場（當該漁場における漁業の妨害となるべき漁業を制限し又は禁止するため設けられた区域を含む。以下同じ。）が二以上の市町村にわたる場合において、關係市町村において賦課する漁業權稅附加稅の課稅標準たるべき本稅額は、漁場の面積により本稅をあん分したものによる。

（納稅義務の發生及び消滅等に伴う賦課）

第十條　年稅又は期稅たる地方稅の賦課期日後に納稅義務が發生した者には、その發生した月の翌月から、月割をもつて、地方稅を賦課する。

2　前項の地方稅の賦課期日後に納稅義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて地方稅を賦課する。

3　第一項の地方稅の賦課後にその課稅客体の承繼があつた場合においては、前の納稅者の納稅をもつて後の納稅義務者の納稅とみなし、前二項の規定は、これを適用しない。

4　舟稅、自轉車稅、金庫稅その他命令で指定する稅目（物件の取得に対するものを除く。）については、第二項の規定にかかわらず、賦課後に納稅義務が消滅した場合においても、既に交付した徵稅令書又は徵稅傳令書に記載した賦課額は、これを変更しない。

5　同一の課稅客体について一の地方團体において納稅義務が消滅し、他の地方團体において納稅義務が發生したときは、納稅義務が發生した地方團体においては、納稅義務が消滅した地方團体において賦課した部分については、地方稅を賦課することができない。

6　月稅たる地方稅の賦課期日後に納稅義務が發生した者には、その發生した月の翌月から地方稅を賦課し、その賦課期日後に納稅義務が消滅した者には、その消滅した月分の全額を賦課する。

（標準賦課總額及び標準賦課率）

第十一條　標準賦課總額又は標準賦課率を定める稅目については、地方團体は、その財政上特別の必要があると認める場合を除く外、その標準賦課總額又は標準賦課率をこえて課稅してはならない。

（賦課率の所属年度区分）

第十二條　法人の事業稅（事業稅割を含む。）の賦課率は、法人の事業年度終了の日又は合併若しくは解散の日の属する年度の賦課率による。

2　道府縣稅附加稅（道府縣稅独立稅割及び市町村稅独立稅割を含む。）の賦課率は、本稅の属する年度の賦課率による。但し、法人の事業稅附加稅の賦課率は、法人の事業年度終了の日又は合併若しくは解散の日の属する年度の賦課率による。

（課稅除外）

第十三條　左に揭げるものに対しては、地方稅（鉱産稅、入場稅、酒消費稅、電氣ガス稅、木材引取稅及び遊興飲食稅、これらの附加稅並びに遊興飲食稅割を除く。）を課することができない。但し、第二号から第六号までに揭げる土地、家屋又は物件を他に使用収益させる場合において、その使用収益をなす者に課するとき並びに第二号及び第四号から第十一号までに揭げる土地、家屋又は物件を有料で使用する場合において、その所有者に課するときは、この限りでない。

一　國、地方團体その他命令で定める公共團体の事業又は行爲

二　國、地方團体その他命令で定める公共團体において公用又は公共の用に供する土地、家屋又は物件

三　國又は地方團体の所有する土地、家屋又は物件

四　宗教法人においてその用に供する建物及びその境內地又は構內地

五　墓地

六　公衆用道路、鉄道用地、軌道用地、運河用地及び水道用地

七　用悪水路、ため池、堤とう及び井溝

八　保安林

九　國宝又は史跡若しくは名勝として指定された家屋

十　学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條の学校及び內閣總理大臣の指定するその他の学校をいう。）において直接保育又は教育の用に供する土地及び家屋

十一　社会事業法（昭和十三年法律第五十九号）第三條の規定による事業開始の届出をした社会事業、生活保護法（昭和二十一年法律第十七号）による保護施設、司法保護事業法（昭和十四年法律第四十二号）による司法保護事業及び兒童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による兒童福祉施設の用に供する土地及び家屋

十二　恩給金庫、庶民金庫及び復興金融金庫の事業

十三　大日本育英会の事業
十四　食糧配給公團、船舶公團、石油配給公團、配炭公團、塩業復興公團、貿易公團、價格調整公團、酒類配給公團、食料品配給公團、飼料配給公團、油糧配給公團及び肥料配給公團の事業
十五　健康保險組合、健康保險組合連合会、國民健康保險組合及び國民健康保險團体連合会の事業、國民健康保險の事業を行う法人の國民健康保險の事業並びに農業共済組合、漁船保險組合及び木船保險組合の事業
十六　健康保險法（大正十一年法律第七十号）、國民健康保險法（昭和十三年法律第六十号）、船員保險法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保險法（昭和十三年法律第六十号）、労働者災害補償保險法（昭和二十二年法律第五十号）、失業手当法（昭和二十二年法律第百四十五号）及び失業保險法（昭和二十二年法律第百四十六号）の規定により保險給付として支給を受ける金品
十七　生活保護法の規定により給付を受ける保護金品
十八　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定により給付を受ける災害補償金
十九　鉱物の掘採又は砂鉱の採取のため直接使用する工作物、器具及び機械で内閣総理大臣の指定するもの
二十　相続に因る土地、家屋又は物件の取得
二十一　法人の合併に因る土地、家屋又は物件の取得
二十二　保險業法（昭和十四年法律第四十一号）により会社がその保險契約の全部の移轉契約により不動産を移轉する場合における不動産の取得
二十三　委託者から受託者に信託財産を移す場合、委託者のみが信託財産の元本の受益者たる信託に因り受託者から受益者に信託財産を移す場合及び信託の受託者の更迭の場合における不動産の取得
二十四　住宅組合の事業及び住宅組合法（大正十一年法律第六十六号）による組合員の住宅又はその用地の取得

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第十四條　地方團体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とするときは、課税をしないことができる。
2　地方團体は、公益上その他の事由に因り必要があるときは、不均一の課税をなすことができる。

（受益による不均一課税及び一部課税）

第十五條　地方團体の一部に対し特に利益がある事件に関しては、地方團体は、不均一の課税をなし、又はその一部に課税をなすことができる。

第三節　徴収

第一款　普通徴収

（道府縣税の徴収及び納入に関する市町村の義務）

第十六條　市町村は、その市町村内の道府縣税を徴収して道府縣に納入する義務を負う。但し、第十八條第二項、第三十六條第一項又は第四十四條第一項の規定により徴収するものについては、この限りでない。
2　道府縣は、前項の規定による徴収の費用を補償するため、徴収金額又は徴税傳令書数に應じ、道府縣條例の定めるところにより、その市町村に対し、取扱費を交付しなければならない。

（市町村が道府縣税を失つた場合の措置）

第十七條　道府縣は、市町村が既收の道府縣税を失つた場合において、天災その他避けることのできない事由に因るものと認めるときは、市町村の申請により、税金を納入すべき日から三十日以内に、議会の議決を経て、その税金額に相当する金額を補償するものとする。
2　市町村は、前項の規定による道府縣の措置に不服があるときは、内閣総理大臣に訴願することができる。
3　前項の規定による訴願の提起は、第一項の議決のあつた日又は議決がなされないで同項の期間を経過した時から、二十一日以内に、これをしなければならない。
4　内閣総理大臣は、訴願を受理したときは、三月以内にこれを裁決しなければならない。

（道府縣税の普通徴收）

第十八條　道府縣税を賦課徴收しようとするときは、道府縣知事又はその委任を受けた道府縣吏員（以下道府縣徴税吏員という。）は、市町村に対し徴税命令書を発し、市町村長又はその委任を受けた市町村吏員（以下市町村徴税吏員という。）は、徴税命令書により徴税傳令書を調製し、これを納税者に交付しなければならない。
2　道府縣知事又は道府縣徴税吏員は、納税者に対し、直接に徴税令書を交付することができる。

（市町村税の普通徴收）

第十九條　市町村税を賦課徴收しようとするときは、市町村長又は市町村徴税吏員は、徴税令書を納税者に交付しなければならない。

（納税義務等の完了時期）

第二十條　第十八條第一項の徴税傳令書又は前條の徴税令書の交付を受けた納税者は、その税金を市町村に拂い込み、その領收証を受け取つたときに、納税の義務を完了する。
2　第十八條第二項の徴税令書の交付を受けた納税者は、その税金を道府縣に拂い込み、その領收証を受け取つたときに、納税の義務を完了する。
3　市町村は、その徴收した道府縣税を道府縣に拂い込み、その領收証を受け取つたときに、税金納入の義務を完了する。
4　税金の拂込又は納入について郵便振替貯金の方法によつた場合においては、納税者又は市町村は、税金を郵便官署に拂い込んだときに、その義務を完了する。

（違法又は錯誤に係る賦課等の救済）

第二十一條　道府縣税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認めるときは、徴税令書又は徴税傳令書の交付を受けた日から三十日以内に、道府縣知事に異議の申立をなすこ

とができる。

2　市町村は、第五十一條第一項の場合において、道府縣民稅の賦課總額の配當に関し違法又は錯誤があると認めるときは、その告知を受けた日から三十日以内に、道府縣知事に異議の申立をなすことができる。

3　市町村稅の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認めるときは徵稅令書の交付を受けた日から三十日以内に、市町村長に異議の申立をなすことができる。

4　前項の場合において市町村長の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、道府縣知事に訴願することができる。

5　第一項から第三項までに規定する事項については、第一項及び第二項の規定による異議の決定又は前項の規定による裁決を経た後でなければ、裁判所に出訴することができない。

6　第四項の規定による裁決については、市町村長又は市町村徵稅吏員からも、裁判所に出訴することができる。

7　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十六條第二項から第四項まで及び第二百五十七條の規定は、第一項から第四項までの場合に、これを準用する。

（督促狀）

第二十二條　道府縣稅の徵稅令書若しくは徵稅傳令書又は市町村稅の徵稅令書の交付を受けた納稅者が、納期限までに稅金を完納しないときは、道府縣知事若しくは道府縣徵稅吏員又は市町村長若しくは市町村徵稅吏員は、遲くとも、納期限後二十日目までに、督促狀を發しなければならない。

2　督促狀には、條例で定める期間内において、相當の期限を指定しなければならない。

3　特別の事情のある地方團體においては、條例で、第一項に規定する期限と異なる期限を定めることができる。

（督促手數料）

第二十三條　地方團體は、督促狀を發したときは、手數料を徵收しなければならない。

2　道府縣稅について市町村長又は市町村徵稅吏員をして督促狀を發せしめた場合における手數料は、その市町村の收入とする。

（滯納處分）

第二十四條　第二十二條の規定による督促を受けた者が、督促狀の指定期限までに、稅金及び督促手數料を完納しないときは、道府縣知事若しくは道府縣徵稅吏員又は市町村長若しくは市町村徵稅吏員は、條例で定める期限内に、國稅滯納處分の例により、これを處分しなければならない。

2　前項の規定による處分に不服がある者は、道府縣知事に訴願することができる。

3　第一項に規定する事項については、前項の規定による裁決を經た後でなければ、裁判所に出訴することができない。

4　市町村稅に関する第二項の規定による裁決については、市町村長又は市町村徵稅吏員からも、裁判所に出訴することができる。

5　第一項の規定による處分のうち差押物件の公賣は、差押處分の

確定に至るまで、これを停止する。

6　第一項の規定による處分は、その地方團體の区域外においても、また、これを行うことができる。

7　地方自治法第二百五十七條の規定は、第二項の場合に、これを準用する。

（延滯金）

第二十五條　督促をなした場合においては、稅金額百円（百円未滿の端數があるときはこれを切り捨てる。）につき一日二十錢以内において條例の定める割合をもつて、納期限の翌日から稅金完納又は財産差押の日の前日までの日數により計算した延滯金を徵收しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一　徵稅令書又は徵稅傳令書一通の稅金額が百円未滿であるとき。

二　納期を繰り上げて徵收するとき。

三　納稅者の住所及び居所が不明であるため又は本邦内にないため、公示送達の方法により納稅の命令又は督促をしたとき。

四　滯納につき考慮すべき事情があると認めるとき。

2　督促狀の指定期限までに稅金及び督促手數料を完納したときは、延滯金は、これを徵收しない。

（先取特權等）

第二十六條　地方稅並びにその督促手數料、延滯金及び滯納處分費（以下國の徵收金という。）に次いで先取特權を有する。

2　地方團體の徵收金の追徵、還付及び時効については、國稅の例による。但し、附加稅たる市町村稅のうち、本稅の決定に因り賦課することのできるものの時効は、本稅決定の日から進行する。

3　第二十四條第二項から第四項まで並びに地方自治法第二百五十七條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（繰上徵收）

第二十七條　納稅者が左の各号の一に該当するときは、既に徵稅令書又は徵稅傳令書を交付した地方稅については、納期に至り稅金の徵收を完了することができないと認められるものに限り、納期前であつても、稅金の全額を徵收することができる。

一　國稅、地方稅その他の公課につき滯納處分を受けるとき。

二　強制執行を受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　相続人が限定承認をしたとき。

五　競賣の開始があつたとき。

六　法人が解散したとき。

七　納稅者に稅金を免れようとする行爲があると認められるとき。

2　前項の規定による徵收については、國稅徵收の例による。

（納稅延期）

第二十八條　道府縣知事又は市町村長は、條例の定めるところによ

り、納税者のうち特別の事情のある者に対し、納税延期を許すことができる。

（減免）

第二十九條　道府縣知事又は市町村長は、天災その他特別の事情のある場合又は貧困に因り生活のため公私の救助を受け若しくは扶助を受ける者その他特別の事情のある者に限り、道府縣又は市町村の議会の議決を経て、地方税を減免することができる。

（徴收金納付義務の承継）

第三十條　法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人の未納に係る地方團体の徴收金があるときは、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人が、これを納付する義務を負う。

2　法人が解散した場合において、その法人の未納に係る地方團体の徴收金を納付しないで殘余財産を分配したときは、清算人は、殘余財産の價額を限度として、連帶して、これを納付する義務を負う。

3　相続の開始があつた場合において、相続開始前の事実について被相続人の未納に係る地方團体の徴收金があるときは、相続人又は相続財團が、これを納付する義務を負う。但し、限定承認をなした相続人は、相続に因つて得た財産の價額を限度として、その義務を負う。

（連帶納付義務）

第三十一條　共有物、共同事業、共同事業に因り生じた物件又は共同行爲に対する地方團体の徴收金は、納税者が連帶して、これを納付する義務を負う。

2　公賣及び競賣以外の原因に因り鉱業権の移轉があつた場合において、未納に係る鉱区税（鉱区税附加税を含む。）に関する地方團体の徴收金があるときは、新鉱業権者は、旧鉱業権者と連帶して、これを納付する義務を負う。

（過納税額の取扱）

第三十二條　既納の税金が過納であるときは、その過納額を未納の税金に充てることができる。

（納税管理人）

第三十三條　納税義務者は、納税地に住所、居所、事務所又は事業所を有しないときは、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税地に居住する者のうちから納税管理人を定め、條例の定めるところにより、道府縣税については道府縣知事又は市町村長に、市町村税については市町村長に、これを申告しなければならない。納税管理人を変更したときも、また、同様とする。

（書類の送達）

第三十四條　徴税令書、徴税傳令書、督促状及び滯納処分に関する書類は、名宛人の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。名宛人が相続財團でその相続財團に財産管理人があるときは、財産管理人の住所又は居所に送達する。

2　納税管理人があるときは、徴税令書、徴税傳令書及び督促状に限り、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

（公示送達）

第三十五條　書類の送達を受くべき者が、その住所、居所、事務所若しくは事業所において書類の受取を拒んだとき又はその者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるとき若しくは本邦内にないときは、條例の定めるところにより、書類の要旨を公告し、公告の初日から七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第二款　特別徴收

（特別徴收義務者）

第三十六條　地方團体は、左に掲げる税目については、その徴收の便宜を有する者をして、これを徴收させることができる。

一　鉱産税
二　入場税
三　酒消費税
四　電氣ガス税
五　電話加入権税
六　木材引取税
七　遊興飲食税
八　入湯税
九　と畜税
十　廣告税
十一　その他内閣總理大臣の指定する税目

2　前項の規定による徴收義務者（以下特別徴收義務者という。）は、地方團体に対しその徴收すべき地方税を納入する義務を負う。

3　第一項の地方税の徴收については、第十八條又は第十九條の規定によらないことができる。

（特別徴收義務者の税金相当額の納入）

第三十七條　特別徴收義務者は、その徴收すべき地方税に相当する金額を條例で定める期日までに、道府縣税については道府縣に、市町村税については市町村に納入しなければならない。

（特別徴收義務者の徴收不能額の還付）

第三十八條　地方團体は、特別徴收義務者がその徴收すべき地方税を徴收することができなかつた場合において正当な事由に因るものと認めるときは、特別徴收義務者の申請により、議会の議決を経て、これに相当する既納の金額を還付するものとする。

2　特別徴收義務者は、前項の規定による措置に不服があるときは、道府縣税については内閣總理大臣に訴願し、市町村税については道府縣知事に訴願し、その裁決に不服があるときは、内閣總理大臣に訴願することができる。

3　第一項に規定する事項については、前項の規定による裁決を経た後でなければ、裁判所に出訴することができない。

4　第二項の裁決については、市町村長からも、内閣總理大臣に訴願することができる。

5　第十七條第三項及び第四項並びに地方自治法第二百五十七條第三項の規定は、第二項及び前項の場合にこれを準用する。

（特別徴收に係る納税義務等の完了時期）

第三十九條　第三十六條第一項の規定により地方税を徴收せしめる

場合においては、納税者はその税金を特別徴收義務者に拂い込んだときに、納税の義務を完了する。

第四十條　特別徴收義務者は、その徴收すべき地方税に相当する金額を、道府縣税については道府縣に、市町村税については市町村に拂い込み、その領收証を受け取つたときに、税金の徴收及び納入の義務を完了する。

（特別徴收義務者に対する督促）

第四十一條　特別徴收義務者がその徴收すべき地方税に相当する金額を條例で定める期日までに納入しないときは、道府縣知事若しくは道府縣徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は、相当の期限を指定して、督促状を発しなければならない。

（特別徴收義務者が税金を失つた場合の措置）

第四十二條　地方團体は、特別徴收義務者が既收の税金を失つた場合において、天災その他避けることのできない事由に因るものであると認めるときは、特別徴收義務者の申請により、税金を納入すべき日から三十日以内に、議会の議決を経て、税金額に相当する金額を補償するものとする。

2　第三十八條第二項から第五項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

（特別徴收に係る納入金に関する準用規定）

第四十三條　第五條、第二十條第四項、第二十三條第一項、第二十四條から第二十七條まで、第三十條、第三十一條第一項及び第三十二條の規定は、第三十六條第一項の規定により地方税を徴收させる場合の納入金について、これを準用する。

（証紙による税金の拂込）

第四十四條　地方團体は、左に掲げる地方税については、第十八條及び第十九條の規定によらないで、その地方團体が発行する証紙をもつて、地方税を拂い込ませることができる。

一　入場税　　入場税附加税
二　酒消費税　　酒消費税附加税
三　木材引取税　　木材引取税附加税
四　狩猟者税　　狩猟者税附加税
五　遊興飲食税　　遊興飲食税附加税　　遊興飲食税割
六　入湯税　　入湯税附加税　　入湯税割
七　廣告税　　廣告税割
八　その他内閣総理大臣の指定する税目

2　前項の場合においては、地方團体は、証拠書類その他のものに証紙をはらせ、又は証紙金額に相当する現金の納付を受け、納税済印をおし、証紙に代えることができる。

3　証紙をはるときは、証紙をはつたものの紙面と証紙の彩紋とにかけて、その地方團体の印又は特別徴收義務者の印若しくは署名で、判明にこれを消さなければならない。

（徴收の嘱託）

第四十五條　この法律により地方團体の徴收金を納付すべき者又はその者の財産が当該地方團体外に在るときは、道府縣知事若しくは道府縣徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は、本人又は財産所在地の当該吏員にその徴收を嘱託することができる。

2　前項の場合における徴收金の徴收は、嘱託を受けた者の属する地方團体における徴收の例による。

3　第一項の規定により徴收を嘱託した場合においては、嘱託に係る事務及び送金に要する費用は、嘱託を受けた者の属する地方團体の負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び滞納処分費は、嘱託を受けた者の属する地方團体の收入とする。

第二章　普通税

第一節　道府縣税

（道府縣税の独立税の税目）

第四十六條　道府縣は、独立税として、左に掲げるものを課するものとする。但し、徴收に要する経費が徴收すべき税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

一　道府縣民税
二　地租
三　家屋税
四　事業税
五　特別所得税
六　鉱区税
七　入場税
八　酒消費税
九　電氣ガス税
十　鉱区税
十一　船舶税
十二　自動車税
十三　軌道税
十四　電話加入権税
十五　電柱税
十六　不動産取得税
十七　木材引取税
十八　漁業権税
十九　狩猟者税
二十　遊興飲食税
二十一　入湯税

2　道府縣は、前項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。

（道府縣民税の納税義務者等）

第四十七條　道府縣民税は、左に掲げる者に対し、所得の情況、資産の情況等を標準とし、且つ、均等割を加味して、これを課する。但し、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者に対しては、この限りでない。

一　道府縣内に一戸を構える個人又は一戸を構えなくても独立の生計を営む個人
二　道府縣内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で前号に

該当しないもの

三　道府縣内に事務所又は事業所を有する法人

2　前項第一号又は第二号の個人については、当該事実のある市町村ごとに、同項第三号の法人については、その事務所又は事業所ごとに、道府縣民税を課する。

3　第六條の規定は、道府縣民税については、これを適用しない。

（道府縣民税の賦課期日）

第四十八條　道府縣民税の賦課期日は、八月一日とする。

2　第十條の規定は、道府縣民税については、これを適用しない。

（道府縣民税の納期）

第四十九條　道府縣民税の納期は、九月（二期に分けるときは九月及び十二月）中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のあるときは、この限りでない。

（道府縣民税の賦課総額）

第五十條　道府縣民税の標準賦課総額は、四百五十円に第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額とする。

2　前項の規定の適用については、第四十七條第一項第一号又は第二号の個人は、当該事実のある市町村ごとに同條同項第三号の法人は、その事務所又は事業所ごとに、独立の納税義務者とみなす。

（道府縣民税の賦課総額の配当）

第五十一條　道府縣民税の賦課総額は、道府縣條例の定めるところにより、これを市町村に配当することができる。

2　前項の場合においては、この法律、この法律に基く命令及び道府縣條例の定めるものの外、道府縣民税の課税方法は、関係市町村の條例でこれを規定することができる。

（地租の納税義務者等）

第五十二條　地租は、土地に対し、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）による土地台帳に登録された賃貸価格を標準として、その所在の道府縣において、その所有者（質権又は百年より長い存続期間の定められている地上権の目的たる土地についてはその質権者又は地上権者）に、これを課する。

2　前項の場合においては、土地台帳に所有者、質権者又は地上権者として登録された者をもつて、それぞれその土地の所有者、質権者又は地上権者とする。

（地租の賦課期日）

第五十三條　地租の賦課期日は、四月一日とする。

2　第十條第一項及び第二項の規定は、地租については、これを適用しない。

（地租の納期）

第五十四條　地租の納期は、四月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のある場合においては、この限りでない。

（地租の賦課率）

第五十五條　地租の標準賦課率は、百分の十二とする。

2　地租は、各納税義務者について、同一市町村内における土地の賃貸価格の合計金額により算出して、これを徴収しなければならない。

（家屋税の賦課率）

第六十條　家屋税の標準賦課率は、百分の十・五とする。

2　家屋税は、各納税義務者について、同一市町村内における家屋の賃貸価格の合計金額により算出して、これを徴収しなければならない。但し、賃貸価格の合計金額が五円に満たないときは、この限りでない。

（家屋税の追徴）

第六十一條　家屋台帳法により申告する義務のある者がその申告をしないことによつて賃貸価格の設定又は修正がなされず、そのために家屋税に不足額があるときは、直ちにこれを追徴しなければならない。

2　前項の規定により家屋税を徴収する場合及び詐偽その他不正の行爲により家屋税を免れた者からその家屋税を徴収する場合においては、前條第二項の規定は、これを適用しない。

（地租名寄帳及び家屋税名寄帳）

第六十二條　市町村は、その市町村内の土地及び家屋について、命令の定めるところにより、地租名寄帳及び家屋税名寄帳を備えなければならない。

（事業税の納税義務者等）

第六十三條　事業税は、法人（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人を除く。）の行う事業並びに個人の行う第一種事業及び第二種事業に対し、所得を標準として、事業所所在の道府縣において、その法人及び個人にこれを課する。

ない。但し、賃貸価格の合計金額が五円に満たないときは、この限りでない。

（地租の追徴）

第五十六條　土地台帳法により申告する義務がある者がその申告をしないことによつて、賃貸価格の設定又は修正がなされず、そのために地租に不足額があるときは、直ちにこれを追徴しなければならない。

2　前項の規定により地租を徴収する場合及び詐偽その他不正の行爲により地租を免れた者からその地租を徴収する場合においては、前條第二項の規定は、これを適用しない。

（家屋税の納税義務者等）

第五十七條　家屋税は、家屋に対し、家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）による家屋台帳に登録された賃貸価格を標準として、その所在の道府縣において、その所有者に、これを課する。

2　前項の場合においては、家屋台帳に所有者として登録された者をもつて、その家屋の所有者とする。

（家屋税の賦課期日）

第五十八條　家屋税の賦課期日は、五月一日とする。

2　第十條第一項及び第二項の規定は、家屋税については、これを適用しない。

（家屋税の納期）

第五十九條　家屋税の納期は、五月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のある場合においては、この限りでない。

2　前項の第一種事業とは、左に掲げるものとする。

一　物品販賣業（動植物その他普通に物品といわないものの販賣業を含む。）
二　金錢貸付業
三　物品貸付業（動植物その他普通に物品といわないものの貸付業を含む。）
四　製造業（電氣又はガスの供給業及び物品の加工修理業を含む。）
五　土石採取業
六　運送業（運送取扱業を含む。）
七　倉庫業（物品の寄託を受けこれを保管する業を含む。）
八　請負業
九　印刷業
十　出版業
十一　写眞業
十二　席貸業
十三　旅館業
十四　料理店業
十五　周旋業
十六　代理業
十七　仲立業
十八　問屋業
十九　両替業
二十　湯屋業
二十一　理容業
二十二　演劇興行業
二十三　遊技場業
二十四　遊覽所業
二十五　その他これらに類する事業

3　第二項の第二種事業とは、左に掲げるものとする。

一　農業
二　畜産業
三　水産業
四　林産業
五　その他これらに類する事業

4　事業所を設けないで行う事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもつて、その事業所とみなして、事業税を課する。この場合においては、第六條の規定は、これを適用しない。

（事業税と信託財産）

第六十四條　信託財産につき生ずる所得については、その所得を信託の利益として受くべき受益者が信託財産を有するものとみなして、事業税を課する。但し、合同運用信託（信託会社が引き受けた金錢信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。）については、この限りでない。

2　前項の規定の適用については、受益者が特定していないとき又はまだ存在していないときは、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

（事業税の課税標準）

第六十五條　第六十三條第一項の所得は、法人については各事業年度の所得及び清算所得とし、個人については当該年度の前年における事業の所得とする。

2　個人が前年度一月一日から当該年度終了の日までに事業を廃止した場合における事業税については、前項の所得を課税標準とするものの外、前年度一月一日から事業廃止の時までの所得を課税標準とするものを、その事業廃止後直ちに課するものとする。

3　法人の各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額による。

4　信託会社の各事業年度の所得の計算については、合同運用信託に因る収入及び支出は、その総益金及び総損金から各々これを控除する。

5　法人が事業年度中に解散し又は合併に因り消滅した場合においては、その事業年度の初めから解散又は合併に至るまでの期間をもつて一事業年度とみなす。

6　法人の清算所得は、法人が解散した場合において、その残余財産の價額が解散当時の拂込株式金額又は出資金額及び積立金額の合計金額を超過するときの超過金額による。

7　法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人の株式出資者又は社員が合併後存続する法人若しくは合併に因り設立した法人から合併に因り取得する株式の拂込済金額又は出資金額及び金錢の総額が、合併に因り消滅した法人の合併当時の拂込株式金額又は出資金額及び積立金額の合計金額を超過するときは、その超過金額は、これを合併に因り消滅した法人の清算所得とみなす。

8　個人の所得は、当該年度の前年中又は前年度一月一日から事業廃止の時までの総収入金額から必要な経費を控除した金額による。

9　事業税の課税標準の算定に関しては、この法律に定めるものの外、命令でこれを定める。

（事業税の納期）

第六十六條　個人の事業税（前條第二項の規定による事業税を除く。）の納期は、八月及び十一月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のある場合においては、この限りでない。

（事業税の賦課率）

第六十七條　事業税の標準賦課率は、法人（特別法人を除く。）の行う事業及び個人の行う第一種事業に対するものについては百分の七・五、特別法人の行う事業及び個人の行う第二種事業に対するものについては百分の五とする。

2　前項の特別法人とは、左に掲げる法人をいう。

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会
二　産業組合及び産業組合連合会
三　貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会

四　市街地信用組合
五　商工協同組合
六　漁業会、製造業会、道府縣水産業会及び中央水産業会
七　森林組合及び森林組合連合会
八　道府縣林業会、日本林業会及び林産組合
九　蚕糸共同組合及び蚕糸業会
十　農林中央金庫
十一　商工組合中央金庫
十二　塩業組合及び塩業組合連合会
十三　相互保険会社、証券取引所及び会員組織の商品取引所

3　前項第一号及び第六号から第十一号までの法人のうち所属の会員若しくは組合員又は組合若しくは連合会をして出資をなさしめないものに対しては、事業税を課することができない。

（事業税の免税点）

第六十八條　個人の事業所得金額が命令で定める金額に満たないときは、事業税を課することができない。

（事業税の課税標準の特例）

第六十九條　事業税の課税標準については、事業の情況に應じ、第六十三條第一項の所得によらないで資本金額、賣上金額、家屋の床面積若しくは賃貸價格、土地の地積若しくは賃貸價格、從業員数等を標準とし、又は同項の所得とこれらの標準とを併せ用いることができる。この場合における賦課率は、命令で特別の定をなすものについてはその定により、その他のものについては、第六十七條の賦課率による場合における負担と著しく均衡を失することのないように、これを定めなければならない。

2　前項の場合においても、第七條第一項の規定の適用を妨げない。

（地租、家屋税及び事業税の賦課率の均一）

第七十條　地租、家屋税及び事業税（前條第一項の規定による事業税を除く。）の賦課率の各標準賦課率に対する割合は、同一道府縣においては、これを同一としなければならない。但し、負担の均衡上特に必要があるときは、この限りでない。

（特別所得税の納税義務者等）

第七十一條　特別所得税は、業務所又は事務所を設けて行う第一種業務及び第二種業務（法人の行うものを除く。）に対し、所得を標準として、業務所又は事務所所在の道府縣において、その業務を行う者にこれを課する。

2　前項の第一種業務とは、左に掲げるものとする。

一　医業
二　歯科医業
三　助産婦業
四　その他これらに類する業務

3　第一項の第二種業務とは、左に掲げるものとする。

一　弁護士業
二　司法書士業
三　公証人業
四　税務代理士業
五　公認会計士業
六　その他これらに類する業務

（特別所得税の賦課率等）

第七十二條　特別所得税の標準賦課率は、第一種業務に対するものについては百分の四、第二種業務に対するものについては百分の五とする。

2　第七條、第八條、第六十五條、第六十六條、第六十八條及び第六十九條の規定は、特別所得税について、これを準用する。

（鉱産税の納税義務者等）

第七十三條　鉱産税は、鉱物の掘採又は砂鉱の採取の事業に対し、その鉱物又は砂鉱の價格を標準として、当該事業の作業場所在の道府縣において、その鉱業者又は砂鉱業者にこれを課する。

2　前項の事業に対しては、事業税を課することができない。

（鉱産税の賦課率）

第七十四條　鉱産税の賦課率は、千分の四を超えることができない。

（入場税の納税義務者等）

第七十五條　入場税は、演劇、映画若しくは観物（すもう、野球その他の競技で公衆の観覧に供することを目的とするものを含む。）を催す場所、競馬場、展覧会場、遊園地その他これらに類する場所への入場又は舞踏場、まあじやん場、たまつき場、ゴルフ場、スケート場、つりぼり、貸船場その他これらに類する場所の設備の利用に対し、入場料金又は利用料金を標準として、その場所所在の道府縣において、その入場者又は利用者に、これを課する。

2　前項の場所への入場又は設備の利用について入場料又は利用料の定のある場合に、その入場料金又は利用料金の全部又は一部を支拂わないで入場し又は利用したときは、公務又は業務によるものを除く外、その入場料金又は利用料金の全額を支拂つたものとみなして入場税を課することができる。

（入場税の賦課率）

第七十六條　入場税は、賦課率百分の五十によりこれを課さなければならない。但し、運動競技で学生、生徒又はその競技をなすことを業としない者の行うものについて、観覧のため競技場に入場する者から料金を徴収する場合においては、賦課率は、百分の二十とする。

（酒消費税の納税義務者等）

第七十七條　酒消費税は、酒（酒税法（昭和十五年法律第三十五号）にいう酒類をいう。以下同じ。）に対し、その價格を標準として、販賣場所在の道府縣において、その買受者にこれを課する。但し、販賣業者が販賣のために買い受ける酒については、この限りでない。

2　船車内において販賣される酒については、船車の定けい場又は定置場をもつて、前項の販賣場とみなす。

3　第一項の價格は、小賣業者（酒税法第二十七條の四に掲げる者を含む。）の販賣價格（酒税額を含む。）とする。

（酒消費税の賦課率）

第七十八條　酒消費税は、賦課率百分の二・五により、これを課さなければならない。

（電氣ガス税の納税義務者等）

第七十九條　電氣ガス税は、電氣又はガスに対し、その料金（基本料その他電氣又はガスの使用につき、電氣事業者又はガス事業者に支拂うべき金額を含む。以下本條、第八十條及び第百一條中同じ。）を標準として、その使用地所在の道府縣において、その使用者にこれを課する。

2　共同住宅、アパート又は貸事務所の経営者その他家屋の全部又は一部を他人に貸し付ける者が電氣事業者又はガス事業者から供給を受ける電氣又はガスを家屋の借主に使用させるときは、その電氣又はガスは、これをその貸主が使用するものとみなす。

3　電氣事業者若しくはガス事業者が料金を徴收しないで他人に電氣若しくはガスを使用させるとき、又は電氣事業者でない者が自ら発電する電氣を電氣事業者でない者に使用させるときは、その電氣又はガスは、これをその電氣事業者若しくはガス事業者又はその発電者が使用するものとみなす。

4　前項の場合及び電氣事業者若しくはガス事業者又は電氣事業者でない者で自ら発電するものが自ら電氣又はガスを使用する場合においては、料金以外のものを電氣ガス税の課税標準とすることができる。

5　命令で定める用途に使用する電氣に対しては、電氣ガス税は、これを課することができない。

（電氣ガス税の賦課率）

第八十條　電氣ガス税の賦課率は、料金を課税標準とするときは、百分の五をこえることができない。

2　電氣ガス税の賦課率は、前條第四項の規定により料金以外のものを課税標準とするときは、前項の賦課率による場合における負担と著しく均衡を失することのないように、これを定めなければならない。

（鉱区税の納税義務者等）

第八十一條　鉱区税は、鉱区及び砂鉱区に対し、その所在の道府縣において、その鉱業権者及び砂鉱権者に、これを課する。

（鉱区税の賦課率）

第八十二條　鉱区税は、左に掲げる賦課率により、これを課さなければならない。

一　試掘鉱区　　面積千坪ごとに　　十円
二　採掘鉱区　　面積千坪ごとに　　二十円
三　砂鉱区
　河床　　延長一町ごとに　　十円
　河床でないもの　　面積千坪ごとに　　十円

2　前項の場合において、千坪未滿又は一町未滿の端数は、これを千坪又は一町として計算するものとする。

（船舶税）

第八十三條　船舶税は、総トン数二十トン以上の船舶又はその取得に対し、主たる定けい場所在の道府縣において、その所有者又はその取得者に、これを課する。

2　主たる定けい場が不明であるときは、定けい場所在の道府縣のうち、船籍港のある道府縣に主たる定けい場があるものとみなす。

（自動車税）

第八十四條　自動車税は、自動車又はその取得に対し主たる定置場所在の道府縣において、その所有者（所有者が國、地方團体その他地方税を課することのできないものであるときは、その使用者）又は取得者に、これを課する。

（軌道税）

第八十五條　軌道税は、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）により敷設した軌道又は地方鉄道に対し、その所在の道府縣において、その所有者に、これを課する。

（電話加入権税）

第八十六條　電話加入権税は、電話加入権又はその取得に対し、電話機所在の道府縣において、その電話加入権者又はその取得者に、これを課する。

（電柱税）

第八十七條　電柱税は、電柱に対し、その所在の道府縣において、その所有者に、これを課する。

（不動産取得税の納税義務者等）

第八十八條　不動産取得税は、不動産の取得に対し、その價格を標準として、不動産所在の道府縣において、その取得者に、これを課する。

（不動産取得税の賦課率）

第八十九條　不動産取得税の賦課率は、百分の十をこえることができない。

（木材引取税の納税義務者等）

第九十條　木材引取税は、素材の引取に対し、その價格又は容積を標準として、同一の素材について一回に限り、素材生産地の道府縣において、條例で定める引取者に、これを課する。

2　立木の伐採後條例で定める時までに素材について引取者がないときは、立木の伐採をもつて素材の引取と、その所有者をもつてその引取者とみなして、前項の規定を適用する。

（木材引取税の賦課率）

第九十一條　木材引取税の賦課率は、價格を課税標準とするときは、百分の四をこえることができない。

2　木材引取税の賦課率は、容積を課税標準とするときは、前項の賦課率による場合における負担と著しく均衡を失することのないように、これを定めなければならない。

（漁業權税）

第九十二條　漁業權税は、漁業權（入漁權を除く。）又はその取得に対し、その漁場所在の道府縣において、その漁業權者又はその取得者に、これを課する。

（狩猟者税の納税義務者等）

第九十三條　狩猟者税は、狩猟の免許を受ける者に対し、その住所地所在の道府縣において、これを課する。

（狩猟者税の賦課率）

第九十四條　狩猟者税は、左の賦課率により、これを課さなければならない。

一　年額一万円以上の所得税を納める者及びその同居の親族　二千四百円

二　年額一万円未満の所得税を納める者及びその同居の親族　千二百円

三　前二号に掲げる者以外の者　五百円

（遊興飲食税の納税義務者等）

第九十五條　遊興飲食税は、料理店、貸席、カフエー、バー、喫茶店、旅館その他これらに類する場所における遊興、飲食及び宿泊に対し、料金を標準として、その行爲地所在の道府縣において、その行爲者にこれを課する。但し、條例の定めるところにより、料金以外のものを課税標準とすることができる。

2　前項の場所以外の場所において飲食する場合において、その飲食物が、料理店、仕出屋、旅館等から供給を受けるものであるときは、その飲食は、同項の場所における飲食とみなし、料理店、仕出屋、旅館等所在の道府縣において、これを課する。

（遊興飲食税の賦課率）

第九十六條　料金を課税標準とする場合における標準賦課率は、左の通りとする。

一　藝者の花代（これに類する料金で内閣総理大臣の定めるものを含む。以下同じ。）　百分の七十五

二　藝者の花代を伴う遊興、飲食又は宿泊の料金（藝者の花代を除く。）　百分の四十

三　前二号以外の遊興又は料理店、貸席、カフエー、バーその他條例で定める場所における飲食の料金　百分の二十五

四　宿泊及び前三号以外の飲食の料金　百分の十

（入湯税）

第九十七條　入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、その浴場所在の道府縣において、その入湯客に、これを課する。

（関係道府縣知事の意見の異なる場合の措置）

第九十八條　課税権の帰属その他本節の規定の適用につき関係道府縣知事が意見を異にするときは、その申出により、内閣総理大臣が、これを定める。

第二節　市町村税

（道府縣税附加税の税目）

第九十九條　市町村は、道府縣税附加税として、左に掲げるものを課するものとする。但し、徴收に要する経費が徴收することのできる税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

一　地租附加税

二　家屋税附加税
三　事業税附加税
四　特別所得税附加税
五　鉱産税附加税
六　入場税附加税
七　酒消費税附加税
八　電氣ガス税附加税
九　鉱区税附加税
十　船舶税附加税
十一　自動車税附加税
十二　軌道税附加税
十三　電話加入権税附加税
十四　電柱税附加税
十五　不動産取得税附加税
十六　木材引取税附加税
十七　漁業権税附加税
十八　狩猟者税附加税
十九　遊興飲食税附加税
二十　入湯税附加税

二十一　第四十六條第二項の規定による独立税附加税

（地租附加税等の納期）

第百條　地租附加税及び家屋税附加税並びに個人の事業税附加税及び特別所得税附加税（第六十五條第二項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業税附加税又は特別所得税附加税を除く。）の納期は、各本税の納期に準じて、條例でこれを定める。

（道府縣税附加税の賦課率）

第百一條　酒消費税附加税、鉱区税附加税及び狩猟者税附加税の賦課率は、これを本税の百分の百と、入場税附加税の賦課率は、これを本税の百分の二百としなければならない。

2　木材引取税附加税の賦課率は、本税の百分の五十を、電氣ガス税附加税及び不動産取得税附加税の賦課率は、本税の百分の百を、鉱産税附加税の賦課率は、本税の百分の百五十をそれぞれ超えることができない。但し、各本税の賦課率が、その制限率に達しないときは、各附加税の賦課率は、本税分と附加税分とを合算して、鉱産税附加税にあつては鉱物又は砂鉱の価格の百分の一に、電氣ガス税附加税にあつては電氣若しくはガスの料金の百分の十に、不動産取得税附加税にあつては不動産の価格の百分の二十に、木材引取税附加税にあつては素材の価格の百分の六にそれぞれ相当する率に達するまでは、これを引き上げることができる。

3　前二項に規定するもの以外の道府縣税附加税の標準賦課率は、各本税の賦課率に相当する率（本税につき、標準賦課率の定のあるものについては、その率に相当する率）とする。

（道府縣税附加税の賦課率の均一）

第百二條　地租附加税、家屋税附加税及び事業税附加税の賦課率は、同一市町村においては、これを同一としなければならない。但し、負担の均衡上特に必要があるときは、この限りでない。

2　前條第三項の道府縣稅附加稅（地租附加稅、家屋稅附加稅及び事業稅附加稅を除く。）の賦課率は、同一市町村においては、これを同一としなければならない。但し、負担の均衡上特に必要があるときは、この限りでない。

第二款　独立稅

（市町村の独立稅の稅目）

第百三條　市町村は、独立稅として、左に揭げるものを課するものとする。但し、徵收に要する經費が徵收すべき稅額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

一　市町村民稅
二　舟稅
三　自轉車稅
四　荷車稅
五　金庫稅
六　と畜稅
七　廣告稅
八　接客人稅
九　使用人稅

2　道府縣において、第四千六條第一項に揭げる独立稅（道府縣民稅を除く。）のうち課さないものがあるときは、市町村は、その独立稅として、これを課することができる。

3　市町村は、前二項に揭げるものの外、別に稅目を起して、独立稅を課することができる。

（市町村民稅の納稅義務者等）

第百四條　市町村民稅は、左に揭げる者に対し、所得の情況、資產の情況等を標準とし、均等割を加味して、これを課する。但し、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者に対しては、この限りでない。

一　市町村内に一戶を構える個人又は一戶を構えなくても独立の生計を営む個人
二　市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で前号に該当しないもの
三　市町村内に事務所又は事業所を有する法人

2　前項第三号の法人については、その事務所又は事業所ごとに、市町村民稅を課する。

3　第六條の規定は、市町村民稅については、これを適用しない。

（市町村民稅の賦課期日）

第百五條　市町村民稅の賦課期日は、八月一日とする。

2　第十條の規定は、市町村民稅については、これを適用しない。

（市町村民稅の納期）

第百六條　市町村民稅の納期は、九月（二期に分けるときは九月及び十二月）中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情があるときは、この限りでない。

（市町村民稅の賦課總額）

第百七條　市町村民稅の標準賦課總額は、四百五十円に第百四條に定める納稅義務者の数を乘じた額とする。

2　前項の規定の適用については、第百四條第一項第三号の法人は、その事務所又は事業所ごとに、独立の納稅義務者とみなす。

（舟稅）

第百八條　舟稅は、総トン数二十トン未満の舟又はその取得に対し、主たる定けい所所在の市町村において、その所有者又は取得者に、これを課する。

2　主たる定けい所が不明であるときは、定けい所所在の市町村のうちで船籍港の在る市町村に、主たる定けい所が在るものとみなす。

（自轉車稅）

第百九條　自轉車稅は、自轉車又はその取得に対し、その定置所所在の市町村において、その所有者又は取得者に、これを課する。

（荷車稅）

第百十條　荷車稅は、荷車又はその取得に対し、その定置所所在の市町村において、その所有者又は取得者に、これを課する。

（金庫稅）

第百十一條　金庫稅は、金庫又はその取得に対し、その所在の市町村において、その所有者若しくは使用者又は取得者に、これを課する。

（と畜稅）

第百十二條　と畜稅は、と畜に対し、そのと殺場所在の市町村において、その獸畜の所有者に、これを課する。

（廣告稅）

第百十三條　廣告稅は、廣告（新聞、雜誌及び書籍による廣告を除く。）に対し、その廣告場所在の市町村において、その廣告主に、これを課する。

（接客人稅）

第百十四條　接客人稅は、藝者、ダンサーその他これらに類する者に対し、その從業地所在の市町村において、これを課する。

（使用人稅）

第百十五條　使用人稅は、家事使用人に対し、その從業地所在の市町村において、その使用者に、これを課する。

（第百三條第二項の規定による市町村独立稅に関する準用規定）

第百十六條　第五十二條から第九十七條までの規定は、第百三條第二項の規定による独立稅の課稅につき、これを準用する。

（関係市町村長の意見の異なる場合の措置）

第百十七條　課稅権の帰属その他本節の規定の適用につき、関係市町村長が意見を異にするときは、その申出により、道府縣知事（関係市町村が二以上の道府縣にわたる場合においては、内閣總理大臣）が、これを定める。

第三章　目的稅

（道府縣の都市計画稅）

第百十八條　道府縣は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）及び特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）の施行に要する

費用に充てるため、道府縣稅獨立稅の百分の十以内において、都市計畫稅として道府縣稅獨立稅割を課することができる。但し、地租割、家屋稅割、事業稅割及び特別所得稅割については、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋稅又は事業稅若しくは特別所得稅（第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業稅又は特別所得稅については、その稅額を同年度分の第六十三條第一項又は第七十一條第一項の規定による事業稅又は特別所得稅の賦課率をもつて除して得たものに第六十七條第一項又は第七十二條第一項に規定する區分に應じて百分の七・五若しくは百分の五又は百分の四若しくは百分の五を乘じて得たものをいう。第百十九條につき、また同じ。）の百分の十以内とする。

2　道府縣民稅、鑛產稅、入場稅、酒消費稅、電氣ガス稅、鑛區稅、不動產取得稅、木材引取稅及び狩獵者稅に對しては、道府縣稅獨立稅割を課することができない。

（市町村の都市計畫稅）

第百十九條　市町村は、都市計畫法及び特別都市計畫法の施行に要する費用に充てるため、道府縣稅獨立稅及び市町村稅獨立稅の百分の三十以内において、都市計畫稅として、道府縣稅獨立稅割及び市町村稅獨立稅割を課することができる。但し、地租割、家屋稅割、事業稅割及び特別所得稅割については、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋稅又は事業稅若しくは特別所得稅（第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業稅又は特別所得稅については、その稅額を同年度分の第六十三條第一項又は第七十一條第一項の規定による事業稅又は特別所得稅の賦課率をもつて除して得たものに第六十七條第一項又は第七十二條第一項に規定する區分に應じて百分の七・五若しくは百分の五又は百分の四若しくは百分の五を乘じて得たものをいう。第百十九條につき、また同じ。）の百分の十以内とする。

2　道府縣民稅、鑛產稅、入場稅、酒消費稅、電氣ガス稅、鑛區稅、不動產取得稅、木材引取稅及び狩獵者稅又は市町村民稅に對しては、道府縣稅獨立稅割又は市町村稅獨立稅割を課することができない。

3　市町村は、第一項に揭げるものの外、別に稅目を起して、都市計畫稅を課することができる。

（水利地益稅）

第百二十條　道府縣及び市町村は、水利に關する事業その他土地の利益となるべき事業に要する費用に充てるため、當該事業に因り特に利益を受ける土地に對し、左の水利地益稅を課することができる。

地租割

段別割

2　水利地益稅の賦課額（數年にわたつて賦課するときは、その總額）は、當該土地の受益の限度をこえることができない。

（共同施設稅）

第百二十一條　市町村は、共同作業場、共同倉庫、共同集荷場その他これらに類する施設に要する費用に充てるため、第四條及び第六條の規定にかかわらず、當該施設に因り特に利益を受ける者に對し、共同施設稅を課することができる。

2　共同施設稅の賦課額（數年にわたつて賦課するときはその總額）は、當該納稅義務者の受益の限度をこえることができない。

第四章　補則

（地方團體の報告義務）

第百二十二條　地方團體は、左に揭げる場合においては、當該各号に關する條例（當該條例を改正し又は廢止する條例を含む。）が議決した後、直ちにその旨を內閣總理大臣に報告しなければならない。當該條例がその施行後施行の日の屬する年度を含み三年度を經過した場合において、なおその効力を有するときも、また同樣とする。

一　道府縣民稅、地租、家屋稅、事業稅若しくは特別所得稅又は市町村民稅、地租附加稅、家屋稅附加稅、事業稅附加稅若しくは特別所得稅附加稅の標準賦課總額又は標準賦課率をこえて課稅するとき。

二　第四十六條第一項但書、第九十九條但書及び第百三條第一項但書の規定により地方稅を課さないとき。

三　第四十六條第二項、第百三條第三項、第百十九條第三項、第百二十一條、第百二十八條第二項、第百二十九條及び第百三十一條第一項の規定により、獨立稅又は目的稅を新設又は變更するとき。

四　第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定により事業稅又は特別所得稅の課稅標準に所得以外のものを用いるとき。

五　第十六條第二項の規定による取扱費の額を定め又は變更するとき。

2　前項の條例で輕易なものについては、命令の定めるところにより、これを內閣總理大臣に代え都道府縣知事に報告せしめ、又はその報告を要しないものとすることができる。

3　都道府縣知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、當該條例について國民の租稅負担、國の經濟施策等に照し適當でないものがあると認めるときは、その旨を內閣總理大臣に報告しなければならない。

4　都道府縣知事は、第二項の規定による報告を受けた場合においては、前項の規定により內閣總理大臣に報告するかどうかを當該地方團體に通知しなければならない。

5　內閣總理大臣は、第一項第三号及び第四号の場合における報告を受けたときは、直ちにその旨を大藏大臣に通知しなければならない。

（地方稅審議會の審査）

第百二十三條　內閣總理大臣は、前條第一項又は第三項の規定による報告を受けた場合において、當該條例について國民の租稅負担、國の經濟施策等に照し適當でないものがあると認めるときは、報告を受けた日から三十日以內に、地方稅審議會に對し、意見を附けて、當該條例の審査を請求することができる。

2　大藏大臣は、前條第三項の通知を受けた場合において、その條例について異議があるときは、內閣總理大臣に對し、その通知を受けた日から二十日以內に、地方稅審議會の審査の請求を求める

ことができる。

3　内閣総理大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、その請求を受けた日から十日以内に、第一項の審査を請求しなければならない。

4　内閣総理大臣は、前條第一項又は第三項の報告を受けた場合においては、地方税審議会の審査を請求するかどうかを当該地方團体に通知しなければならない。

5　地方税審議会は、第一項の請求を受けたときは、その日から三十日以内に審査を行い、当該條例の取消又は変更の要否を、その理由を添えて内閣総理大臣に通知しなければならない。

6　内閣総理大臣は、前項の規定により條例の取消又は変更を要する旨の通知を受けたときは、これに基いて、当該條例を取り消し又は変更しなければならない。

7　内閣総理大臣は、前項の処分をしたとき又は地方税審議会から当該條例の取消若しくは変更を要しない旨の通知を受けたときは、それぞれその旨を当該地方團体に通知しなければならない。

8　前條第一項の條例（同條第二項の規定により報告を要しないものとせられるものを除く。）は、当該地方團体が同條第四項の規定により内閣総理大臣に報告しない旨の通知を受けるとき、第四項の規定により地方税審議会の審査を請求しない旨の通知を受けるときは、第一項の規定により取消若しくは変更を要しない旨の通知を受ける時までは、これを施行することができない。但し、前條第一項又は第二項の規定による報告をなした後八十日を経過したときは、この限りでない。

（地方税審議会の組織等）

第百二十四條　地方税審議会は、内閣総理大臣の所轄とする。

2　審議会は、委員五人をもつてこれを組織する。

3　委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を経て、内閣総理大臣が、これを任命する。委員の任命について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて、両議院の同意とする。

4　審議会に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。

5　委員の任期は、三年とする。但し、委員の任期中その委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、これを再任することができる。

7　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8　審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9　この法律に定めるもの外、審議会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（納税義務者の申告義務等）

第百二十五條　地方税の納税義務者及び特別徴税義務者は、命令又は條例の定めるところにより、地方税の賦課に関し必要な事項を申告し又は報告しなければならない。

（徴税吏員の質問検査権）

第百二十六條　地方税の賦課に関し必要があるときは、当該徴税吏員は、左に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　特別徴収義務者

三　納税義務者又は納税義務があると認められる者に金銭又は物品の給付をなす義務があると認められる者その他当該地方税の賦課に関し直接関係があると認められる者

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明すべき証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

（東京都税及び特別市税）

第百二十七條　東京都の特別区の存する区域及び特別市においては、第二章第一節の規定（道府縣民税に関する規定を除く。）の準用については、賦課率に関する定は、鉱産税にあつては二・五倍、入場税にあつては三倍、木材引取税にあつては一・五倍、その他の税にあつてはそれぞれ二倍に相当する率を定めたものとする。

2　東京都においては、第五十條第一項の規定の準用については、同項中「四百五十円に第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額」とあるのは「四百五十円に東京都における第一條第二項の規定により準用する第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額及び四百五十円に特別区の存する区域における第一條第二項の規定により準用する第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額の合算額」と読み替えるものとする。

3　東京都民税の課税につき第四十七條第二項及び第五十條第二項の規定を準用する場合においては、東京都の各特別区をもつて市とみなす。

第百二十八條　東京都の特別区の存する区域及び特別市においては、第四十六條第一項に掲げるものの外、独立税として、左の東京都税又は特別市税を課することができる。

一　舟税

二　自轉車税

三　荷車税

四　金庫税

五　と畜税

六　廣告税

七　接客人税

八　使用人税

2　東京都は、その特別区の存する区域において、前項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。

3　第百八條から第百十五條までの規定は、第一項の規定による独立税の課税について、これを準用する。この場合においては、東京都の特別区の存する区域及び特別市とみなす。

第百二十九條　東京都は、その特別区の存する区域において、及び

特別市は、第百十八條第一項に規定するものの外、別に税目を起して、都市計画税を課することができる。

2　東京都は、その特別区の存する区域において、及び特別市は、共同施設税を課することができる。

3　第百二十一條の規定は、前項の共同施設税について、これを準用する。

（特別区税）

第百三十條　東京都の特別区は、東京都條例の定めるところにより、その区域内において東京都が課することのできる税の全部又は一部を、特別区税として課することができる。

2　東京都の特別区が東京都民税の一部を特別区として課する場合においては、これを特別区民税という。

第百三十一條　東京都の特別区は、前條に規定するものの外、別に税目を起して独立税を課することができる。

2　前項の独立税の新設及び変更については、東京都の同意を受けなければならない。

第百三十二條　特別区税については、この法律中の市町村税に関する規定を準用する。

2　前項の場合においては、「市町村」、「市町村長」、「市町村徴税吏員」、又は「市町村條例」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区長」、「特別区所属の都吏員若しくは特別区吏員」又は「特別区條例」と読み替えるものとする。

（区に関する特例）

第百三十三條　第五十五條第二項、第六十條第二項及び第六十二條の規定の適用については、東京都の特別区並びに京都市、大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋市の区は、これを市とみなす。

（島における特例）

第百三十四條　島における地方税及びその賦課徴収に関しこの法律により難い事項については、命令で特別の定をなすことができる。

（賦課徴収の細目）

第百三十五條　この法律又は他の法律で定めるものを除く外、地方税の賦課徴収について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章　罰則

（脱税等に関する罪）

第百三十六條　詐偽その他不正の行爲により地方税額の全部又は一部につき地方税を免れた者は、これを三年以下の懲役又はその免れた税金の五倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。

2　特別徴収義務者が徴収すべき地方税を徴収せず、又は徴収した地方税を納入しなかつたときは、これを三年以下の懲役又は徴収しなかつた税金若しくは納入しなかつた税金の五倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。

3　前二項の罪を犯した者には、情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。

4　第一項又は第二項の場合においては、地方團体は、直ちにその免れた税金又は徴収しなかつた税金若しくは納入しなかつた税金を徴収することができる。

（申告義務者等に関する罪）

第百三十七條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第百二十五條の規定により申告し又は報告をした者又は申告若しくは報告を怠つた特別徴収義務者

二　第百二十六條の規定による帳簿書類その他の物件の檢査を拒み、妨げ又は忌避した者

三　前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを提示した者

四　第百二十六條の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をなさない者

五　前号の質問に対し虚偽の答弁をした者

（秘密漏えいの罪）

第百三十八條　地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第百三十九條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第百三十六條又は第百三十七條の違反行爲をなしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

（刑法総則の適用除外）

第百四十條　第百三十六條の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

附則

第百四十一條　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、入場税及び入場税附加税に関する部分並びに第百五十一條及び第百五十二條の規定は、同年八月一日から、これを施行する。

第百四十二條　この法律は、昭和二十三年度分の地方税（法人に対する事業税については、昭和二十三年四月一日以後に終了する事業年度分又は同日以後における合併若しくは解散に因る分）から、これを適用する。但し、月税については昭和二十三年七月分から、これを適用する。

2　昭和二十二年度分以前の地方税に関しては、なお、従前の例による。

第百四十三條　この法律施行前に営業税について昭和二十三年度分としてなした手続その他の行爲は、これをこの法律の規定により事業税についてなした手続その他の行爲とみなす。

第百四十四條　改正前の地方税法（昭和十五年法律第六十号）第四

十四條第三項、第六十二條第四項、第七十六條第四項、第七十九條第二項（同法第八十五條の九において準用する場合を含む。）、第八十五條の五第三項、第八十五條の八第二項又は第八十五條の十一第二項の規定により新設又は変更した独立税又は目的税でこの法律施行の際現に存するものは、内閣総理大臣の指定する税目を除き、この法律による手続を経て新設又は変更した独立税又は目的税とみなす。

2　改正前の地方税法第四十八條の四又は同法第五十八條の規定により許可を受けた賦課率でこの法律施行の際現に効力を有するものは、この法律による手続を経て定めた賦課率とみなす。

3　前項の規定の適用については、営業税は、これを事業税（特別法人の行う事業及び個人の行う第二種事業に対するものを除く。）とみなす。

第百四十五條　土地及び家屋について一般に賃貸價格の改定されるまでは、第五十五條第一項中「百分の十二」とあるのは「百分の百」、第六十條第一項中「百分の十・五」とあるのは「百分の百二十五」とそれぞれ読み替えるものとする。

第百四十六條　減租年期地、免租年期地その他旧地租法（昭和六年法律第二十八号）その他の法律により、一定の期間賃貸價格に関し特別の取扱をなす旨の定のあつた土地で土地台帳法により賃貸價格を設定若しくは修正すべきもの及び旧家屋税法（昭和十五年法律第百八号）により賃貸價格を定めない旨の定のあつた家屋で、家屋台帳法によつて賃貸價格を決定すべきものについて、この法律施行の際賃貸價格が設定され若しくは修正され又は決定されていないときは、その土地又は家屋の賃貸價格が設定され若しくは修正され又は決定されるまでは、第五十二條第一項及び第五十七條第一項の規定にかかわらず、評定賃貸價格を標準として、地租、又は家屋税を課することができる。

2　前項の評定賃貸價格は、道府縣條例の定めるところにより、類地又は類似家屋の賃貸價格に比準し、且つ当該土地又は家屋の品位及び情況に應じ、道府縣知事が、これを定めなければならない。

第百四十七條　自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三條の規定により國が買收した農地又は相続税法（昭和二十二年法律第八十七号）第五十二條若しくは財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）第五十六條の規定により國が收納した農地については、買收し又は收納した時から自作農創設特別措置法第二十一條の規定によりその所有権が賣渡の相手方に移轉する日までの間は、その使用者をもつて、その日以後当該賣渡の相手方が土地台帳法による土地台帳に所有者として登録される日までの間は、その賣渡の相手方をもつて、それぞれ第五十二條の所有者とみなす。

第百四十八條　個人の営む農業に対する事業税については、当分の間、当該事業に係る所得のうち米麥、はだか麥、大麥、小麥、甘しよ、ばれいしよ及び雜穀に関する部分は、これをその課税標準に算入することができない。

第百四十九條　昭和二十三年度分に限り、家屋税の賦課期日は、第五十八條第一項の規定にかかわらず、六月一日とする。

第百五十條　東京都は、その特別区の存する区域において、並びに戰争で災害を受けた市町村及びその附近の市町村で都道府縣知事の指定するものは、当分の間、住宅緊急措置令（昭和二十年勅令第六百四十一号）第十三條の二の規定による余裕住宅又は空住宅に対し、その余裕住宅の使用上余裕があると認められる部分の面積又はその空住宅の面積を標準としてその余裕住宅の使用者又はその空住宅の所有者に、余裕住宅税を課することができる。

第百五十一條　入場税法（昭和十五年法律第四十四号）は、これを廃止する。

2　入場税法の廃止前に課した又は課すべきであつた入場税及び特別入場税については、なお従前の例による。

3　入場税法の廃止前になした行爲に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

第百五十二條　災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條中「、物品税及び入場税」を「及び物品税」に改める。

第百五十三條　狩猟法の一部を次のように改正する。

第八條　削除

第百五十四條　私立学校用地の免租に関する法律（大正八年法律第三十八号）は、これを廃止する。

第百五十五條　商品取引所法（明治二十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第三十條ノ二　削除

農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「、法人税及営業税」を「及法人税」に改める。

第十四條ノ二を削る。

住宅組合法（大正十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條　削除

アルコール專賣法（昭和十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項中「営業税」を「地方税法（昭和二十三年法律第百十號）ニ依ル事業税」に改め、同條第二項中「又ハ純益」を削る。

恩給金庫法（昭和十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「、法人税及営業税」を「及法人税」に改め、同條第二項を削る。

庶民金庫法（昭和十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「、法人税及営業税」を「及法人税」に改め、同條第二項を削る。

酪農業調整法（昭和十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九條中「、法人税及営業税」を「及法人税」に改める。

硫酸アンモニア増産及配給統制法（昭和十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項及び第四項中「営業税」を「地方税法（昭和二十三年法律第百十號）ニ依ル事業税」に改め、同條第二項中「又ハ純益」を削る。

保険業法の一部を次のように改正する。

第八十一條　削除

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二項を削る。

日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十一條　削除

第三十九條第五項中「及臨時利得税法ニ依ル利益」を「、臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法（昭和二十三年法律第百十號）ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル所得」に改める。

大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「、法人税及営業税」を「及法人税」に改め、同條第二項を削る。

宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項及び第三項を削る。

復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「、法人税及び営業税」を「及法人税」に改め、同條第二項を削る。

企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十四條の六及び第三十九條第二項中「営業税」を「事業税」に、「純益」を「所得」に改める。

商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條　削除

物價統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「営業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益」を「臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法（昭和二十三年法律第百十號）ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル所得」に改める。

持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「営業税」を「地方税法（昭和二十三年法律第百十號）ニ依ル事業税」に、第二十九條第三項中「営業税法及臨時利得税法ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル同法ノ適用」を「地方税法ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル同法ノ適用」にそれぞれ改める。

船舶公團法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

石油配給公團法（昭和二十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

配炭公團法（昭和二十二年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

産業復興公團法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

貿易公團法（昭和二十二年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項を削る。

價格調整公團法（昭和二十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

酒類配給公團法（昭和二十二年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

食料品配給公團法（昭和二十二年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

飼料配給公團法（昭和二十二年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

油糧配給公團法（昭和二十二年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

◎地方配付税法（昭和二十三年七月七日法律第百十一号）（内閣総理・大蔵大臣署名）

地方配付税法目次

第一章　総則
第二章　道府縣配付税
第三章　市町村配付税
　第一節　通則
　第二節　大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税

第三節　特別配付税
第四章　補則
附則
地方配付税法

第一章　総則

（配付を受ける團体）

第一條　地方配付税（以下配付税という。）は、都道府縣、特別市及び市町村に対して、これを配付する。

（配付税）

第二條　所得税及び法人税の徴収額の百分の三十三・一四をもつて、配付税とする。

（毎年度分の配付税の額）

第三條　毎年度分として配付すべき配付税の額は、前前年度において徴収した所得税及び法人税の百分の三十三・一四に相当する額とする。

2　前項の規定により配付すべき配付税の額が前前年度における配付額の百分の百十を超過したときは、その超過額は、これを当該年度において配付すべき額から減額する。

3　第一項の規定により配付すべき配付税の額が前年度における配付額の百分の九十に不足するときは、その不足額は、これを当該年度において配付すべき額に増額する。

（配付税の額の増額）

第四條　地方財政の情況上必要があるときは、前條の規定により配付すべき配付税の額に、左の各号の一に定める額を増額することができる。

一　前條第二項の場合においては、前年度における配付額の百分の百十を超過する額の全部又は一部

二　前條第三項の場合においては、前年度における配付額に不足する額の全部又は一部

三　前條第一項の額が前年度における配付額に不足し、且つ、その百分の九十を超過する場合においては、その不足額の全部又は一部

四　当該年度における配付税の收入見込額が前條第一項の額を超過する場合においては、その超過額の全部又は一部

（配付税の額の減額）

第五條　地方財政の情況上必要があるときは、第三條の規定により配付すべき配付税の額から、左の各号の一に定める額を減額することができる。

一　第三條第二項の場合においては、前年度における配付額を超過する額の全部又は一部

二　第三條第三項の場合においては、前年度における配付額の百分の九十に不足する額の全部又は一部

三　第三條第一項の額が前年度における配付額を超過し、且つ、その百分の百十に不足する場合においては、その超過額の全部又は一部

四　当該年度における配付税の收入見込額が第三條第一項の額に不足する場合においては、その不足額の全部又は一部

第六條　地方配付税特別会計法（昭和十五年法律第六十七号）第四條の規定による借入金の元利償還上必要があるときは、当該年度における配付税の配付額から、その所要額を減額することができる。

（道府縣及び市町村に対する配付率）

第七條　配付税は、左の区分により、道府縣及び市町村に対して、これを配付する。

一　道府縣配付税　　配付税総額の百分の五十

二　市町村配付税　　配付税総額の百分の五十

（配付額の算定期日）

第八條　配付税の配付額は、前年度初日の現在により、各道府縣及び市町村について、これを算定する。

2　前項の期日後において、道府縣又は市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該道府縣又は市町村に対する配付税の配付額は、命令の定めるところにより、これを変更することができる。

（配付税の交付時期）

第九條　配付税は、毎年度四回に分けて、これを交付する。

第二章　道府縣配付税

（配付額の種類）

第十條　道府縣配付税は、これを第一種配付額から第五種配付額までの五種に分け、第一種配付額及び第二種配付額は道府縣の課税力を標準とし、第三種配付額及び第四種配付額は道府縣の財政需要を標準とし、第五種配付額は人口の増加の著しいことその他特別の事情のある道府縣に対し、その事情を考慮して、これを配付する。

（配付額の率）

第十一條　第一種配付額から第五種配付額までの配付率は、それぞれ道府縣配付税総額の百分の四十、百分の五、百分の四十、百分の十及び百分の五とする。

（第一種配付額）

第十二條　第一種配付額は、第一單位税額が道府縣第一標準單位税額に不足する道府縣に対し、その不足額に当該道府縣の人口を乗じた額にあん分して、これを配付する。

2　前項の第一單位税額は、当該道府縣の標準賦課率で算定した地租額、家屋税額及び事業税額並びに鉱産税額、入場税額及び酒消費税額の合算額から災害土木費負債額及び戰災復旧費負債額に命令で定める率を乗じた額を控除した殘額（以下道府縣第一基本税額という。）を、当該道府縣の人口で除した額とする。

3　第一項の道府縣第一標準單位税額は、全道府縣の道府縣第一基本税額に道府縣配付税総額の百分の九十を加えた額を、全道府縣の人口で除した額とする。

（第二種配付額）

第十三條　第二種配付額は、第二單位稅額が道府縣第二標準單位稅額に不足する道府縣に對し、その不足額に當該道府縣の人口を乘じた額にあん分してこれを配付する。

2　前項の第二單位稅額は、當該道府縣の普通稅總額から、地租額、家屋稅額、事業稅額、鑛産稅額、道府縣民稅額、入場稅額及び酒消費稅額の合算額を控除した殘額（以下道府縣第二基本稅額という。）を、當該道府縣の人口で除した額とする。

3　第一項の道府縣第二標準單位稅額は、全道府縣の道府縣第二基本稅額に道府縣配付稅總額の百分の十を加えた額を、全道府縣の人口で除した額とする。

（第三種配付額）

第十四條　第三種配付額は、當該道府縣の割增人口にあん分して、これを配付する。

2　前項の割增人口は、當該道府縣の大都市の部の人口を二倍したもの、都市の部の人口を一・五倍したもの及び町村の部の人口の合算額に百五十万を加えたものとする。但し、北海道についてはその人口を一・三倍したもの、東北地方及び北陸地方についてはその人口を一・二倍したものに基いてそれぞれ割增人口を計算する。

（第四種配付額）

第十五條　第四種配付額は、當該道府縣における義務教育に係る学級の數にあん分して、これを配付する。

（配付額の制限）

第十六條　第十二條から前條までの規定による道府縣配付稅の額を當該道府縣の割增人口で除した額及び當該道府縣の第三單位稅額の合算額が、道府縣第三標準單位稅額の一・三倍を超過する道府縣については、その超過額に當該道府縣の人口を乘じた額を、配付稅の配付額から減額する。

2　前項の第三單位稅額は、第十二條第一項の第一單位稅額及び第十三條第一項の第二單位稅額の合算額とする。

3　第一項の道府縣第三標準單位稅額は、第十二條第一項の道府縣第一標準單位稅額及び第十二條第一項の道府縣第二標準單位稅額の合算額とする。

4　第一項の規定により減額した額は、これを第五種配付額に加える。

第三章　市町村配付稅

第一節　通則

（市町村配付稅の種類）

第十七條　市町村配付稅は、これを大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅、乙町村配付稅及び特別配付稅とする。

2　大都市配付稅は大都市に、都市配付稅は都市に、甲町村配付稅は甲町村に、乙町村配付稅は乙町村に、特別配付稅は市町村に對して、これを配付する。

3　大都市とは、人口五十万以上の市を、都市とは人口五十万未滿の市を、甲町村とは自治体警察を設置する町村を、乙町村とは自治体警察を設置しない町村をいう。

（市町村配付稅の種類別總額）

第十八條　大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅及び乙町村配付稅の各總額は、左の各号の額の合算額とする。

一　市町村配付稅總額の百分の四十を、市町村第一標準單位稅額から、大都市、都市、甲町村又は乙町村の各群（以下各群という。）の第一平均單位稅額をそれぞれ控除した殘額に、各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乘じた額との合算額を乘じた額にあん分した額。

二　市町村配付稅總額の百分の五を、市町村第二標準單位稅額から、各群の第二平均單位稅額をそれぞれ控除した殘額に、各群の總人口と三百に警察吏員の總數を乘じた額との合算額を乘じた額にあん分した額。

三　市町村配付稅總額の百分の四十を、大都市の總人口を二倍したもの、都市の總人口を一・五倍したもの、甲町村の總人口及び乙町村の總人口（北海道についてはその人口を一・二倍したもの、東北地方及び北陸地方についてはその人口を一・二倍したものによるものとする。）と三百に各群の警察吏員の總數を乘じた額との合算額にあん分した額。

四　市町村配付稅總額の百分の十を、各群の義務教育に係る生徒児童の總數と五十に義務教育に係る学級の數を乘じた額との合算額にあん分した額。

2　前項第一号の各群の第一平均單位稅額は、各市町村の標準賦課

率で算定した地租附加稅額、家屋稅附加稅額及び事業稅附加稅額並びに鑛産稅附加稅額、入場稅附加稅額及び酒消費稅附加稅額の合算額から、戰災後復旧費負債額に命令で定める率を乘じた額を控除した殘額（以下市町村第一基本稅額という。）を各群ごとの總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乘じた額とを合算した額を、それぞれ各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乘じた額との合算額で除した額とする。

3　第一項第一号の市町村第一標準單位稅額は、市町村第一基本稅額に市町村配付稅總額の百分の九十を加えた額を、全市町村の人口と三百に全市町村の警察吏員の總數を乘じた額との合算額で除した額とする。

4　第一項第二号の各群の第二平均單位稅額は、各市町村の普通稅總額から、地租附加稅額、家屋稅附加稅額、事業稅附加稅額、鑛産稅附加稅額、入場稅附加稅額、酒消費稅附加稅額及び市町村民稅額の合算額を控除した殘額（以下市町村第二基本稅額という。）を各群ごとの總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乘じた額とを合算した額を、それぞれ各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乘じた額との合算額で除した額とする。

5　第一項第二号の市町村第二標準單位稅額は、全市町村の市町村第二基本稅額に、市町村配付稅總額の百分の十を加えた額を、全市町村の人口と三百に全市町村の警察吏員の總數を乘じた額との合算額で除した額とする。

第十九條　特別配付稅の總額は、市町村配付稅總額の百分の五とする。

（市町村配付稅の種類別總額の制限）

第二十條　第十八條の規定による各群の配付税の総額をそれぞれ各群の総人口と三百に各群の警察吏員の総数を乗じた額との合算額で除した額及び各群の第三平均単位税額の合算額が、市町村第三標準単位税額の一・五倍を超過するものについては、その超過額に当該群の総人口と三百に当該群の警察吏員の総数を乗じた額との合算額を乗じた額を当該群の配付税の各総額から減額する。

2　前項の各群の第三平均単位税額は、それぞれ第十八條第一項第一号の第一平均単位税額及び同項第二号の第二平均単位税額の合算額とする。

3　第一項の市町村第三標準単位税額は、第十八條第一項第一号の市町村第一標準単位税額及び同項第二号の市町村第二標準単位税額の合算額とする。

4　第一項の規定により減額した額は、これを特別配付税の額に加える。

第二節　大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税

（配付額の種類）

第二十一條　大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税は、それぞれ第一種配付額から第四種配付額までの四種に分け、第一種配付額及び第二種配付額は、各市町村の課税力を標準とし、第三種配付額及び第四種配付額は各市町村の財政需要を標準として、これを配付する。

（配付額の率）

第二十二條　第一種配付額から第四種配付額までの配付率は、それぞれ大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額の百分の四十五、百分の五、百分の四十及び百分の十とする。

（第一種配付額）

第二十三條　第一種配付額は、第一単位税額が各群の第一標準単位税額に不足する市町村に対し、その不足額に当該市町村の人口を乗じた額にあん分して、これを配付する。

2　前項の第一単位税額は当該市町村の市町村第一基本税額を、当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額とする。

3　第一項の各群の第一標準単位税額は、各群の市町村の第一基本税額の総額に大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額の百分の九十を加えた額をそれぞれ各群に属する市町村の人口と三百にそれぞれ警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額とする。

（第二種配付額）

第二十四條　第二種配付額は、第二単位税額が各群の第二標準単位税額に不足する市町村に対し、その不足額に当該市町村の人口を乗じた額にあん分してこれを配付する。

2　前項の第二単位税額は、当該市町村の市町村第二基本税額を当該市町村の人口を三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額とする。

3　第一項の各群の第二標準単位税額は、各群の市町村第二基本税額の総額に、大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額の百分の十を加えた額を、各群に属する市町村の人口と三百に各群の警察吏員の総数を乗じた額との合算額で除した額とする。

（第三種配付額）

第二十五條　第三種配付額は、当該市町村の割増人口にあん分して、これを配付する。

2　前項の割増人口は、人口（北海道についてはその人口を一・三倍したもの、東北地方及び北陸地方についてはその人口を一・二倍したものによるものとする。）に、それぞれ大都市にあつては百十万、都市にあつては五万九千、甲町村にあつては八千七百、乙町村にあつては三千と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額を加えた額とする。

（第四種配付額）

第二十六條　第四種配付額は、当該市町村の義務教育に係る生徒児童の数と五十に義務教育に係る学級の数を乗じた額との合算額にあん分して、これを配付する。

（配付額の制限）

第二十七條　前四條の規定による大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税又は乙町村配付税の額を当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額と当該市町村の第三単位税額との合算額が各群の第三標準単位税額の大都市又は都市においてはその一・三倍、甲町村又は乙町村においてはその一・五倍を超過するものについては、その超過額に当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額を乗じた額を、配付税の配付額から減額する。

2　前項の第三単位税額は、第二十三條第一項の第一単位税額及び第二十四條第一項の第二単位税額の合算額とする。

3　第一項の各群の第三標準単位税額は、それぞれ第二十三條第一項の各群の第一標準単位税額及び第二十四條第一項の各群の第二標準単位税額の合算額とする。

4　第一項の規定により減額した額は、これを特別配付税の額に加える。

第三節　特別配付税

第二十八條　特別配付税は、人口の増加の著しいことその他特別の事情がある市町村に対し、その事情を考慮して、これを配付する。

第四章　補則

（東京都及び特別市）

第二十九條　東京都は、道府縣配付税の配付に関しては、その全区域については、これを道府縣とみなし、市町村配付税の配付に関しては、その特別区の存する区域については、これを市とみなす。

2　特別市は、道府縣配付税の配付に関しては、これを道府縣とみ

なし、市町村配付税の配付に関しては、これを市とみなす。

（全部事務組合及び伊豆七島）

第三十條　この法律の適用については、全部事務組合は、これを一町村とみなす。

2　伊豆七島に関しては、命令で別段の定をなすことができる。

（配付の基礎に用いる人口、税額等）

第三十一條　第十二條から第十四條まで、第十六條第一項、第十七條第三項、第十八條、第二十條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十五條第二項及び第二十七條第一項の人口、第十二條第二項及び第十三條第二項の地租額、家屋税額、事業税額、鉱産税額、入場税額、酒消費税額、第十八條第二項及び第四項の地租附加税額、家屋税附加税額、事業税附加税額、鉱産税附加税額、入場税附加税額、酒消費税附加税額、第十三條第二項及び第十八條第四項の普通税総額、第十三條第二項の道府縣民税額、第十三條第三項の道府縣配付税総額、第十八條第一項、第三項及び第五項の市町村配付税総額、第二十二條、第二十三條第三項及び第二十四條第三項の大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額、第十四條第二項、第十八條第一項第三号及び第二十五條第二項の東北地方及び北陸地方、第十五條、第十八條第一項第四号及び第二十六條の義務教育に係る学級の数、第十八條第一項第四号及び第二十六條の義務教育に係る生徒児童の数、第十八條、第二十條第一項、第二十三條第二項及び第三項、第二十四條第二項及び第三項、第二十五條第二項及び第三項、第二十七條第一項の人口、税額等について加算又は控除を行い、配付額を算定する。

（配付額の不交付又は返還）

第三十二條　都道府縣、特別市又は市町村が、配付税の配付の基礎に用いる人口、税額等につき、不真実の報告をなすことによつて不当に配付額の交付を受け又は受けようとしたと認められる場合において、当該都道府縣、特別市又は市町村が故意又は重大な過失によらないものであることの充分な証明をなすことができないときは、その都道府縣、特別市又は市町村に対し、配付額の全部若しくは一部を交付せず又は既に交付した配付額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（細目の命令委任）

第三十四條　この法律に定めるものの外、配付税の配付に関し必要な細目は、命令でこれを定める。

附　則

第三十五條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　この法律は、昭和二十三年度分から、これを適用する。

第三十六條　地方分與税法（昭和二十二年法律第三十三号）は、これを廃止する。

2　昭和二十二年度分以前の地方分與税については、なお、従前の規定による。

第三十七條　第二條中「百分の三十三・一四」とあるのは、昭和二十三年度においては「百分の二十三・三一」並びに國税入場税の三十・七八」と読み替えるものとする。

第三十八條　第三條第一項中「百分の三十三・一四」とあるのは、昭和二十三年度においては「百分の二百三十三・七四」並びに國税入場税及び國税遊與飲食税の三百九十六・七七」、昭和二十四年度においては「百分の四十九・七七」並びに國税入場税の六十一・三七」、昭和二十五年度においては「百分の二十五・四〇」並びに國税入場税の三十三・五七」と読み替えるものとする。

第三十九條　昭和二十三年度に限り、第七條第一号中「百分の五十」とあるのは「百分の五十三」、同條第二号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十七」と読み替えるものとする。

第四十條　昭和二十三年度及び昭和二十四年度に限り、第八條第一項中「前年度初日」とあるのは「当該年度初日」と読み替えるものとする。

第四十一條　当分の間、第十二條第一項の第一單位税額及び道府縣税額の算定については、命令の定めるところにより、その算定の基礎に用いる税額に旧地方分與税法及び従前の地方税法（昭和十五年法律第六十号）の規定による還付税額、國税附加税額及び府縣被営業税額を加え、第十三條第一項の第二單位税額及び道府縣第二標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、普通税総額から従前の地方税法の規定による國税附加税額及び府縣税営業税附加税額を控除することができる。

2　当分の間、第十八條第一項第一号の各群の第一平均單位税額及び市町村第一標準單位税額並びに第二十三條第一項の第一單位税額及び各群の第一標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、その算定の基礎に用いる税額に従前の地方税法の規定による國税附加税額及び府縣税営業税附加税額を加え、第十八條第一項第二号の各群の第二平均單位税額及び市町村第二標準單位税額並びに第二十四條第二項の第二單位税額及び各群の第二標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、普通税総額から従前の地方税法の規定による國税附加税額及び府縣税営業税附加税額を控除することができる。

第四十二條　当分の間、第十一條の規定にかかわらず、道府縣配付税の第一種配付額から第五種配付額までの各配付額の道府縣配付税総額に対する率は、左に掲げる範囲内において、命令の定めるところによる。

第一種配付額	百分の三十八・七五以上
第二種配付額	百分の三・七五以上
第三種配付額	百分の三十八・七五以上
第四種配付額	百分の八・七五以上

第五種配付額　百分の十以内

2　当分の間、第十八條第一項及び第十九條の規定にかかわらず、大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額を算定する場合における第十八條第一項各号に規定する市町村配付税総額に対する率並びに第十九條に規定する特別配付税の総額の市町村配付税総額に対する率は、左に掲げる範囲内において、命令の定めるところによる。

第十八條第一項第一号の率　百分の三十八・七五以上
同　條同　項第二号の率　百分の三・七五以上
同　條同　項第三号の率　百分の三十八・七五以上
同　條同　項第四号の率　百分の八・七五以上
第十九條の率　百分の十以内

第四十三條　昭和二十三年度分の配付税の配付額の算定に用いる入場税額及び入場税附加税額については、命令で別段の定をなすことができる。

第四十四條　昭和二十三年度分の配付税に限り、第九條の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、年四回以上に分けて、これを交付することができる。

第四十五條　この法律施行前に昭和二十三年度分の地方分與税として分與した額は、これをこの法律による配付税として配付したものとみなす。但し、この法律により配付税として配付すべき額を超える額については、この限りでない。

第四十六條　地方分與税分與金特別会計法（昭和十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方配付税配付金特別会計法

第一條中「地方分與税分與金」を「地方配付税配付金」に改める。

第二條中「地方分與税分與」を「地方配付税配付」に、「地方分與税ノ分與金」を「地方配付税ノ配付金」に改める。

第四條第二項中「地方分與税ノ分與額」を「地方配付税ノ配付額」に、「地方分與税法」を「地方配付税法」に改める。

附則第二項を次のように改める。

昭和二十二年度以前ノ地方分與税ノ分與ニ關スル經理ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル。

二　一部改正

◎行政官廳法等の一部を改正する法律

（昭和二十三年五月三十一日）（内閣總理大臣各大臣署名）（法律第四十五号）以下

行政官廳法等の一部を改正する法律

行政官廳法（昭和二十二年法律第六十九号）附則第二項、經済安定本部令（昭和二十二年勅令第百九十三号）附則第二項、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政官廳法等の一部を改正する法律

行政官廳法（昭和二十二年法律第六十九号）附則第二項、経済安定本部令（昭和二十二年勅令第百九十三号）附則第二項及び日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一條の三中「六月三十日」を「國家行政組織に関する法律が制定施行される日の前日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎法務廳設置法等の一部を改正する法律

（昭和二十三年六月三十日）（内閣總理大臣各大臣署名）（法律第六十六号）

法務廳設置法等の一部を改正する法律

第一條　法務廳設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「昭和二十三年七月一日」を「昭和二十四年一月一日」に、同條第二項中「昭和二十三年六月三十日」を「昭和二十四年一月一日」に改める。

第二條　昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第四條中「昭和二十三年六月三十日」を「昭和二十三年十二月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎造幣局官制の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日）（大蔵大臣署名）（法律第百六十号）

造幣局官制の一部を改正する法律

造幣局官制（明治四十三年勅令第四十号）の一部を次のように改

正する。

第一條中「及諸鑛物ノ試驗」を「諸鑛物ノ試驗及貴金屬ノ配給」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎厚生省官制の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日法律第百六十一号）（厚生大臣署名）

厚生省官制の一部を改正する法律

厚生省官制（昭和十三年勅令第七号）の一部を次のように改正する。

第三條中「六局」を「七局」に、「公衆保健局」を「公衆衞生局」に改め、「予防局」の次に「藥務局」を加える。

第四條及び第四條ノ二中「公衆保健局」を「公衆衞生局」に改め、第四條第四号を第五号とし、第四号として次の一号を加える。

四　水道、下水道及清掃衞生ニ関スル事項

第五條第一号中「及藥事」及び同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五條ノ二各号を次のように改める。

一　保健所ニ関スル事項

二　疾病ノ予防ニ関スル事項（但シ公衆衞生局ノ主管ニ属スルモノヲ除ク）

第五條ノ三　藥務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　藥事ニ関スル事項

二　衞生資材ニ関スル事項

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎商工省官制の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日法律第百六十四号）（商工大臣署名）

商工省官制の一部を改正する法律

商工省官制（昭和二十年勅令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三條中「九局」を「十局」に、「鉱山局」を「鉄鋼局」に改める。

第四條中「所管行政ニ属スル事業ノ再建整備ニ関スル事務」の下に「、所管行政ニ属スル事業ニ係ル賠償ノ実施ニ関スル事務」を加える。

第四條ノ二　総務局ニ賠償実施部ヲ置ク

賠償実施部ニ於テハ所管行政ニ属スル事業ニ係ル賠償ノ実施ニ関スル事務ヲ掌ル

第八條中「鉱山局ニ於テハ」の下に「他ノ主管ニ属スルモノヲ除ク外」を加える。

第八條ノ二　鉄鋼局ニ於テハ鉄鋼ニ関スル事務ヲ掌ル

第九條ノ四　人若ハ法人又ハ國ノ機関ノ請求ニ依リ適正ナル基準ニ従ヒ製品ヲ検査スル爲商工省ニ政令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル検査機関ヲ置クコトヲ得

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

商工省賠償実施局臨時設置制（昭和二十一年勅令第五百三十二号）は、これを廃止する。

◎運輸省官制の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十日法律第百十五号）（運輸大臣署名）

運輸省官制の一部を改正する法律

運輸省官制（昭和十八年勅令第八百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「工作局」の下に「、國営自動車局」を加える。

第四條第二号の次に左の一号を加える。

二ノ二　國有鉄道ニ関聯スル國営自動車及其ノ附帯事業ニ関スル事項

第六條第一号中「國有鉄道」の下に「及國営自動車」を加え、同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎恩給法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十二日法律第百八十五号）（内閣総理大臣署名）

恩給法の一部を改正する法律

恩給法（大正十二年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項第二号中「二年」を「三年」に改める。

第九條ノ二中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削る。

第十條中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削り、同條に左の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

第十條ノ二　前條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者ノ生存中裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第十條ノ三　第七十三條ノ二ノ規定ハ前條ノ恩給ノ請求及支給ノ請

求ニ付之ヲ準用ス

第十二條　恩給ヲ受クルノ權利ハ左ノ各號ニ規定スルモノヲ除クノ外總理廳恩給局長之ヲ裁定ス

一　都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

二　公立ノ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

三　前號ニ揭クルモノヲ除クノ外教育職員ノ一時恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

四　都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

第十三條第四項ヲ削ル。

第十六條第一号但書ヲ次ノように改め、同條第三号中「都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟」ヲ「都道府縣」ニ　同條第四号中「都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟」ヲ「都道府縣又ハ市町村」ニ改める。

但シ都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣之ヲ負擔ス

第十八條ノ二　本法ニ規定スルモノヲ除クノ外恩給ノ請求、裁定、支給及受給權存否ノ調査竝恩給ニ關スル具申及其ノ裁決ニ關スル手續ニ付テハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條第一項但書ヲ次のように改め、同條第二項中「國庫」の下に「又ハ都道府縣」を加え、「ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ指定セラレサルモノ」を削る。

但シ國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條第一項中「又ハ圖書館」を削り、同條第二項中「職員ニシテ政令ヲ以テ指定スルモノ」を「助教諭」に改める。

第二十三條第一号ヲ次のように改め、同條第三号中「司法事務官」を「法務廳事務官」に改め、同條第五号を削る。

一　警部補、巡査部長又ハ巡査タル警察官

第二十四條　待遇職員トハ三級官以上ノ待遇ヲ受クル都道府縣立少年教護院職員令ニ依ル職員ヲ謂フ

第二十五條に左の一項を加える。

廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者勤地又ハ翌日他ノ官職ニ就職シタルトキハ之ヲ轉任ト看做ス但シ之ニ依リ第二十六條第二項ノ規定ニ該當スルニ至ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條第一項中「加算ス」を「加算シ」に、「服務シタルトキ亦同シ」を「服務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス」に改め、同條第三項を削る。

第三十八條ノ二　前條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陬又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第一號表ニ依ル

第三十八條ノ三　邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到着シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル

前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ、全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

第三十八條ノ四　第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ不健康業務トハ左ニ揭クルモノヲ謂フ

一　有毒ノ瓦斯若ハ蒸氣、爆藥類又ハ危險ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ內閣總理大臣ノ指定スルモノ

二　鐵道事業ニ於ケル蒸氣機關車乘員トシテノ現業勤務

三　炭坑內切羽ニ於ケル連續的現業勤務

四　鐵道ノ隧道工事又ハ橋梁工事ノ壓搾空氣內ニ於ケル連續的勤務

五　肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ從事スル勤務

前項ニ規定スル業務ニ從事中引續キ三十日以上服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテハ不健康業務ノ加算ヲ爲サス

第三十九條第二項を次のように改める。

前項ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千浬ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第三十九條ノ二　航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ內國港灣ヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ內國港灣ヲ經由シテ航海中引續キ三十日以上航行セサルトキハ至ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

第四十條第一項中「前二條」を「第三十八條乃至前條」に改め、「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削る。

第四十條ノ二中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削り、同條に左の一項を加える。

前項ニ規定スル期間一月以上ニ亘ルトキトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル總テノ場合ヲ謂フ但シ現實ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

第四十四條第一項中「及之ニ準スヘキモノ」を削り、同條第二項を削る。

第四十六條ノ二第一項中「政令ノ定ムル程度」を「第四十九條ノ三ニ規定スル程度」に、同條第二項中「前項ノ政令ノ定ムル程度」を「第四十九條ノ三ニ規定スル程度」に改める。

第四十八條第一項第一号を削除し、同項第二号中「流行病」を「別表第一號表ノ二ニ揭クル流行病」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第四十九條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル特殊公務ニ因ル傷痍疾病トハ別表第一號表ノ三ニ揭クルモノヲ謂フ

第四十九條ノ二　公務傷病ニ因ル不具廢疾ノ程度ハ別表第一號表ノ四ニ掲クル八項トス

第四十九條ノ三　傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ハ別表第一號表ノ五ニ掲クル四款トス

第四十九條ノ四　級別ノ定ナキ公務員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ等級ハ別表第一號表ノ六ニ規定スル區分ニ依ル

第四十九條ノ五　準文官ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ等級ハ左ノ區分ニ依ル

一　二級官試補ハ三級ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額百三十圓以上ノモノトシ三級官見習ハ三級ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額六十圓未滿ノモノトス

二　國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ等級ニ依ル

第四十九條ノ六　準教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ等級ハ教育職員ニシテ三級ノモノノ等級ノ例ニ依ル

第五十八條第一項第二号中「二年」を「三年」に改める。

第五十九條第一項但書及び第二項但書中「都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟」を「都道府縣」に、同條第三項及び第四項中「都府縣其ノ他ノ經濟」を「都道府縣」に改める。

第五十九條ノ二第二項中「看做シ前項ノ規定ヲ準用ス」を「看做ス」に改め、同條第三項を削る。

第五十九條ノ三　前條第一項ニ規定スル一級又ハ二級ノ昇給ニ付テハ左ノ各號ノ例ニ依ル

一　級俸ノ定アル場合ニ於テ當分給トシテ給與級俸ヨリ少額ノ俸給ヲ給セラレタル者ニ付テハ給與級俸ノ直近上位ノ級俸ノ額ニ給與級俸ニ對シ當分俸給カ有スル割合ヲ乘シタルモノ（圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム）ヲ以テ當分俸給ニ對スル一級上位ノ俸給額トシ給與級俸ノ二級上位ノ俸給ノ額ニ其ノ割合ヲ乘シタルモノ（圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム）ヲ以テ當分俸給ニ對スル二級上位ノ俸給額トス級俸ノ定アル場合ニ於テ月俸七十五円以下ノモノニ付級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ給シタルトキ亦同シ

二　轉官職ニ依リ昇給ヲ來ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル級俸中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一級上位ノ俸給トシ之ニ直近スル上位ノ級俸ノ額ヲ二級上位ノ俸給トス但シ其ノ額カ前官職ニ付給セラレタル俸給ニ前段ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ十五ヲ加ヘタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ一級上位ノ俸給トシ後段ノ場合ニ在リテハ百分ノ三十ヲ加ヘタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ二級上位ノ俸給ト看做ス

第六十四條ノ二但書中「政令ノ定ムル時期ニ於テ」を削る。

第六十四條ノ三　前條但書ノ規定ニ依ル一時恩給ノ返還ハ之ヲ負擔シタル國庫又ハ都道府縣若ハ市町村ニ對シ再就職ノ月（再就職後一時恩給給與ノ裁定アリタル場合ハ其ノ裁定アリタル月）ノ翌月ヨリ一年内ニ一時ニ又ハ分割シテ之ヲ完了スヘシ

前項ノ規定ニ依リ一時恩給ノ全部又ハ一部ヲ返還シ失格原因ナクシテ再在職ヲ退職シタルニ拘ラス普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ一時恩給ノ返還ヲ受ケタル國庫又ハ都道府縣若ハ市町村ハ之ヲ返還者ニ還付スヘシ

第七十二條第一項中「祖父、祖母、父、母、夫、妻、子」を「祖父母、父母、配偶者、子」に、「之ト同一戸籍内ニ在ル」を「之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタル」に改め、同條第二項中「其ノ戸籍内ニ在リタル」を「之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタル」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第七十三條第一項中「父、母、成年ノ子、祖父、祖母」を「父母、成年ノ子、祖父母」に改め、同條第二項を削り、同條第四項中「前三項」を「前二項」に、「第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者」を「第七十四條ノ二第一項ニ規定スル者」に改める。

第七十三條ノ二　前條第一項及第二項ノ規定ニ依ル同順位ノ遺族二人以上アルトキハ其ノ中一人ヲ總代者トシテ扶助料ノ請求又ハ扶助料支給ノ請求ヲ爲スヘシ

第七十四條第一項、第三項及び第四項を削る。

第七十四條ノ二第一項を次のように改め、同條第二項中「第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者」を「前項ニ規定スル者」に、同條第三項中「第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者」を「第一項ニ規定スル者」に、「同條」を「同項」に、同條第四項中「第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者」を「第一項ニ規定スル者」に改める。

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタル者ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後戸籍ノ届出カ受理セラレ其ノ届出ニ因リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父母、父母、配偶者又ハ子ナルコトト爲リタルモノニ給スル扶助料ハ當該戸籍届出受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

第七十五條第一項中「扶助料ノ年額ハ」の下に「之ヲ受クル者ノ人員ニ拘ラス」を加え、同條第二項中「扶助料ヲ受クル者ノ同一戸籍内ニ」を「扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル者ノ中ニ」に改め、同項但書を次のように改める。

但シ扶助料ヲ受クル者及之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル者ノ中ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合又ハ二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ於ケル加給ニ付テハ左ノ區分ニ依ル

一　各ノ扶助料ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキ遺族ハ裁定廳ニ於テ最初ニ請求ヲ受理シタル扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルヘキモノトス但シ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合ニ在リテハ各ノ扶助料ヲ受クル者全員ノ連署ヲ以テ、二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ在リテハ之ヲ併セ受クル者ヨリ裁定廳ニ於テ後ニ請求ヲ受理シタル一ノ扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タラシムルコトヲ請求シタルトキハ後ノ扶助料ノ加給額カ最初ノ扶助料ノ加給額ヨリ多額ト爲ル場合ニ限リ改定請求アリタル月

第七十七條第一項中「二年」を「三年」に改める。

第七十八條中「不明ナルトキハ」の下に「同順位者又ハ」を加える。

第七十九條　前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ於テハ停止期間中扶助料ハ同順位者アルトキハ當該同順位者ニ、同順位者ナク次順位者アルトキハ當該次順位者ニ之ヲ轉給ス

第七十九條ノ二　第七十三條ノ二ノ規定ハ第七十八條ノ扶助料停止ノ申請竝前條ノ扶助料轉給ノ請求及其ノ支給ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第八十條第一項を次のように改める。

遺族左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

一　配偶者婚姻シタルトキ又ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ

二　子婚姻シタルトキ若ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ又ハ子カ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ養子ナル場合ニ於テ離緣シタルトキ

三　父母又ハ祖父母婚姻シタルトキ

四　不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第八十一條に左の一項を加える。

第七十三條ノ二ノ規定ハ前二項ノ一時扶助料ノ請求及其ノ支給ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第八十二條第二項中「一時扶助料ノ金額ハ」の下に「之ヲ受クヘキ者ノ人員ニ拘ラス」を加え、同條第四項中「及第七十四條ノ規定」を「竝第七十三條ノ二及第七十四條ノ規定」に改める。

第八十二條の次に左の一章を加える。

第四章　雜則

第八十二條ノ二　昭和二十三年七月一日以後ニ於テハ本法ノ中國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十號）又ハ同法ニ基ク法律、政令若ハ人事委員會規則ノ規定ニ矛盾スル規定ハ其ノ效力ヲ失フ

別表第一號表

（一）三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ

北海道	松前郡
	小島
石川縣	
	鳳至郡
	舳倉島
長崎縣	
	南松浦郡
	女島
鹿兒島縣	
	川邊郡
	草垣島

（二）二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ

北海道	厚岸大黑島
東京都	
	八丈島鳥島
長崎縣	
	西彼杵郡
	大立島
	北松浦郡
	五島白瀨
	二神島
上縣郡	
	三島
福岡縣	
	宗像郡
	沖島
沖繩縣	
	大東島
	宮古島列島
	八重山列島

別表第一号表の次に左の五一表を加える。

第一號表ノ二

マラリア（黒水熱ヲ含ム）
猩紅熱
痘瘡
コレラ
發疹チフス
腸チフス
パラチフス
ペスト
回歸熱
赤痢
流行性腦脊髓膜炎
流行性感冒
肺ヂストマ病
トリパノゾーム病
黄疸出血性スピロヘータ病
カラアザール
黄熱
發疹熱
流行性出血熱
デング熱
フイラリア病
フランベジア
流行性腦炎

別表第一號表ノ三

一　外國ノ交戰若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戰又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病

二　職務ヲ以テ暴徒ヲ鎭壓スルニ當リ又ハ兇賊若ハ脫獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷痍疾病

三　職務ヲ以テコレラ又ハペストノ防疫、診療又ハ看護ニ直接從事シ之カ爲罹リタル該疾病

四　急流其ノ他生命ノ危險ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル潛水勤務ニ因ル傷痍疾病

第一號表ノ四

不具癈疾程度	不具癈疾ノ狀態
特別項症	
	一　常ニ就床ヲ要シ且複雜ナル介護ヲ要スルモノ
	二　重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雜ナル介護ヲ要スルモノ
	三　兩眼ノ視力カ明暗ヲ辨別シ得サルモノ
	四　身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ
第一項症	
	一　精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
	二　咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
	三　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
	四　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
	五　肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
	六　膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ
第二項症	
	一　精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
	二　咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
	三　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ
	四　兩耳全ク聾シタルモノ
	五　大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、總頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ發シタルモノ
	六　腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
第三項症	
	一　精神的又ハ身體的作業能力ヲ著シク妨クルモノ
	二　咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ
	三　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
	四　兩耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ
	五　泌尿器ノ機能ヲ著シク妨クルモノ
	六　兩睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脫落症狀ノ著シカラサルモノ
	七　腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
	八　足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
第四項症	
	一　肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
	二　膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
	七　足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ
第五項症	
	一　頭部、顏面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
	二　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メ

	一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
	三 一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ
第六項症	
	一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ高度ニ妨クルモノ
	二 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨クルモノ
	三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
	四 脾臟ヲ失ヒタルモノ
	五 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
	六 一側總指ノ機能ヲ廢シタルモノ
第七項症	
	一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
	二 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話聲ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
	三 一個腎臟ヲ失ヒタルモノ
	四 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
	五 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ
	六 一側足關節カ直角位ニ於テ强剛シタルモノ
	七 一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ

右ニ揭クル各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ症項ハ右ニ揭クル各症ニ準シ之ヲ査定ス

視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第一號表ノ五

傷病ノ程度	傷病ノ狀態
第一款症	
一	一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
二	一耳全ク聾シタルモノ
三	一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ
四	一側示指乃至小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
五	一側總趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
第二款症	
一	精神的又ハ身體的作業能力ヲ輕度ニ妨クルモノ
二	一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
三	一耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ
四	一側睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ
五	一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ
六	一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ
一	一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三款症	
二	一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
三	一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
四	一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
第四款症	
一	一眼ノ視力カ〇・一ニ滿タサルモノ
二	一耳ノ聽力カ尋常ノ話聲ヲ〇・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
三	一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ
四	一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ
五	一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
六	一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

右ニ揭クル各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ程度ハ右ニ揭クル各症ニ準シ之ヲ査定ス

視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

別表第一號表ノ六

一	內閣總理大臣、最高裁判所長官及日本國憲法第七條ノ規定ニ依ル認證官
二	退職當時ノ俸給月額千四百圓以上ノ裁判官ニシテ前號ノ規定ニ該當セサルモノ
三	衆議院事務局又ハ參議院事務局ノ事務總長、事務次長、部長タル參事及常任委員會專門調査員竝國會圖書館ノ館長及副館長
一級ノ者ノ例ニ依ルモノ	
一	裁判官ニシテ前欄ニ揭クル者以外ノモノ
二	衆議院事務局若ハ參議院事務局又ハ國會圖書館ノ參事（前欄ニ揭クル參事ヲ除ク）及副參事竝彈劾裁判所又ハ訴追委員會ノ書記長
二級ノ者ノ例ニ依ルモノ	
一	國會職員ニシテ前二欄ニ揭クル者以外ノモノ
三級ノ者ノ例ニ依ルモノ	

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十條から第十條の三まで、第七十二條から第七十六條まで及び第七十八條から第八十二條までの改正規定は、昭和二十三年一月一日から、第二十二條中助教論に關する改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第一号の改正規定は、昭和二十三年三月七日から、同條第三号の改正規定は、同年二月十五日から、これを適用する。

第二條 この法律施行前禁こ以上の刑に処せられた者については、なお從前の例による。

第三條 昭和二十二年十二月三十一日以前に恩給權者が死亡した場合におけるその生存中の恩給で給與を受けなかつたものの支給に

ついては、なお従前の例による。

第四條　従前の規定による公立の図書館の職員で官吏であつた者については、なお従前の例による。

第五條　従前の規定による教官心得又は準教員については、なお従前の例による。

前項の者が引き続いて助教諭になつた場合においては、前項の者の在職は、これを助教諭としての在職とみなす。

第六條　従前の規定による警察監獄職員については、なお従前の例による。

第七條　昭和二十二年十二月三十一日までに給與事由の生じた扶助料及び一時扶助料については、なお従前の例による。但し、昭和二十三年一月一日以後においては、左の特例に従う。

一　昭和二十三年一月一日において現に扶助料を受ける権利又は資格を有する者については、第七十六條及び第八十條の改正規定を適用する。

二　昭和二十三年一月一日において現に扶助料を受ける権利を有する者がある場合において、その者が失権した後においては、第七十三條から第七十四條まで、第七十五條及び第七十八條から第七十九條の二までの改正規定を適用する。

第八條　この法律の附則第三條、第四條、第五條第一項、第六條及び前條に規定する場合において、東京都長官又は警視総監が裁定すべきこととなる恩給については、東京都知事が、北海道廳長官が裁定すべきこととなる恩給については、北海道知事が、これを裁定するものとする。

第九條　この法律施行の日に属する月の翌月分以降の普通恩給については、恩給法第五十八條第一項第三号及び第四号並びに同條第二項の規定は、当分の間、これを適用しない。

第十條　昭和二十三年四月二日現に都道府縣の保健衞生に関する事務に従事する職員で恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用を受ける者が引続いて市立保健所の職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

◎警察法の一部を改正する法律

（昭和二十三年四月十二日）（内閣総理大臣署名）
（法律第二十三号）

警察法の一部を次のように改正する。

第九條中「檢事総長」を「法務総裁」に改める。

第四十八條中「市町村公安委員会の定める基準により」を「市町村公安委員会の承認を得て」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎消防組織法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十四日）（内閣総理大臣署名）
（法律第百八十七号）

消防組織法の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「市町村」を「市町村長」に改め、同條第三項中「市町村」を「市町村長の承認を得て、消防長」に改める。

第十三條中「定める基準により、」を「承認を得て、」に改める。

第十五條の次に、次の一條を加える。

第十五條の二　消防團の設置、区域及び組織は、地方的要求に應じて、市町村長がこれを定める。

消防本部を置く市町村においては、消防團は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても業務に従事することができる。

消防團員の定員、任免、給與、服務その他の事項は、市町村條例で、その訓練、礼式及び服制に関する事項は、國家消防廳の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎地方自治法の一部を改正する法律

（昭和二十三年五月一日）（内閣総理大臣署名）
（法律第三十二号）

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一條第二項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十三年五月一日」に、「制定」を「國会に提出」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎地方自治法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月七日）（内閣総理大臣署名）
（法律第百七号）

地方自治法の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「市町村」を「市町村長」に改め、同條第三項中「市町村」を「市町村長の承認を得て、消防長」に改める。

第十三條中「定める基準により、」を「承認を得て、」に改める。

第十五條の次に、次の一條を加える。

第十五條の二　消防團の設置、区域及び組織は、地方的要求に應じて、市町村長がこれを定める。

消防本部を置く市町村においては、消防團は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても業務に従事することができる。

消防團員の定員、任免、給與、服務その他の事項は、市町村條例で、その訓練、礼式及び服制に関する事項は、國家消防廳の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律

（昭和二十三年六月三日）（内閣総理大臣・運輸大臣署名）
（法律第五十二号）

地方自治法の一部を次のように改正する。

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律

第一條　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「航行施設、氣象官署、水路官署」を「氣象官署、海上保安廳の基地施設、通信施設、航路標識及び水路官署」に改める。

第二條　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する政令（昭和二十二年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五項から第七項までを削る。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行し、海上保安廳法施行の日（昭和二十三年五月一日）から、これを適用する。

◎地方自治法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十日）（内閣総理大臣署名）
（法律第百七十九号）

地方自治法の一部を次のように改正する。

第二條第二項の次に次の二項を加える。

前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。但し、法令に特別の定があるときは、この限りでない。

一　地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。

二　公園、運動場、廣場、緑地、道路、橋梁、河川、運河、溜池、用排水路、堤防等を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

三　上水道その他の給水事業、下水道事業、電氣事業、ガス事業、電車事業、自動車事業、船舶その他の運輸事業その他企業を経営すること。

四　ドック、防波堤、波止場、倉庫、上屋その他の海上又は陸上輸送に必要な営造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

五　学校、研究所、試験場、図書館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂その他の教育学藝、文化、勧業に関する営造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

六　病院、隔離病舎、療養所、消毒所、產院、住宅、宿泊所、食堂、浴場、共同便所、質屋、授產場、託兒所、養老院、慈善院、少年教護施設、留置場、屠場、じんかい処理場、汚物処理場、火葬場、墓地その他の保健衛生、社会福祉等に関する営造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

七　清掃、消毒、美化、騒音防止、風俗又は清潔を汚す行爲の制限その他の保健衛生、風俗のじゆん化に関する事項を処理すること。

八　防犯、防災、罹災者の救護等を行うこと。

九　未成年者、貧困者、病人、老衰者、寡婦、不具者、浮浪者、精神異常者、めいてい者等を救助し若しくは保護し、又は看護すること。

十　森林、牧野、土地、市場、漁場、共同作業場の経営その他公共の福祉を増進するために適当と認められる収益事業を行うこと。

十一　治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。

十二　発明改良又は特產物等の保護奨励その他產業の振興に関する事務を行うこと。

十三　史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。

十四　普通地方公共團体の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。

十五　住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。

十六　計量器及び各種生產物、家畜等の檢査を行うこと。

十七　法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。

十八　法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動產及び不動產を使用又は收用すること。

十九　当該普通地方公共團体の区域内の公共的團体等の活動の綜合調整をすること。

二十　法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徴收すること。

二十一　基本財產又は減債基金その他積立金穀等を設置し、又は管理すること。

普通地方公共團体は、次に掲げるような國の事務を処理することができない。

一　司法に関する事務

二　刑罰及び國の懲戒に関する事務

三　國の運輸、通信に関する事務

四　郵便に関する事務

五　國立の教育及び研究施設に関する事務

六　國立の病院及び療養施設に関する事務

七　國の航行、氣象及び水路施設に関する事務

八　國立の博物館及び図書館に関する事務

同條第三項の次に次の二項を加える。

地方公共團体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府縣の條例に違反してその事務を処理してはならない。

前項の規定に違反して行つた地方公共團体の行爲は、これを無効とする。

第十二條第一項中「條例」を「條例（地方稅、分担金、使用料及び手數料の賦課徵收に關するものを除く。）」に改める。

第十三條第二項中「市町村公安委員會」を「公安委員會」に改める。

第七十四條第一項中「條例」を「條例（地方稅、分担金、使用料及び手數料の賦課徵收に關するものを除く。）」に改める。

第八十六條第一項中「選擧權を有する者」を「選擧權を有する者（都道府縣公安委員會の委員については、當該都道府縣國家地方警察の管轄區域内において選擧權を有する者）」に、「市町村公安委員會」を「公安委員會」に改める。

第八十八條第二項中「市町村公安委員會」を「公安委員會」に改める。

第九十二條第二項中「當該普通」を削る。

第九十六條第一項を次のように改める。

普通地方公共團體の議會は、左に揭げる事件を議決しなければならない。

一　條例を設け又は改廢すること。

二　歲入歲出予算を定めること。

三　決算報告を認定すること。

四　法律又は政令に規定するものを除く外、地方稅、使用料、手數料、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徵收に關すること。

五　法律又は政令に規定するものを除く外、違法に賦課又は徵收された地方稅、使用料、手數料、分担金、加入金又は夫役現品の拂戻に關すること。

六　基本財産又は減債基金その他積立金穀等の設置、管理及び処分に關すること。

七　條令で定める財産の取得又は処分及び營造物の設置又は処分をすること。

八　歲入歲出予算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負担をし、負担附寄附又は贈與を受け、及び權利を放棄すること。

九　條例で定める契約を結ぶこと。

十　普通地方公共團體がその當事者である異議の申立、訴願、訴訟、和解、斡旋、調停及び仲裁に關すること。

十一　法律上その義務に屬する損害賠償の額を定めること。

十二　普通地方公共團體の區域内の公共的團體等の活動の綜合調整に關すること。

十三　その他法律又は政令により議會の權限に屬する事項

第百九條第二項中「選任し、」の下に「條例に特別の定がある場合を除く外、」を加える。

第百十條第三項に次の但書を加える。

但し、議會の議決により特に付議された事件については、閉會中も、なお、これを審査することを妨げない。

第百二十一條中「市町村公安委員會」を「公安委員會」に改める。

第百二十五條中「當該市町村の公安委員會」を「公安委員會」に改める。

第百四十一條第二項中「當該普通地方公共團體の議會の議員及び地方公共團體の有給の職員」を「地方公共團體の議會の議員及び有給の職員」に改める。

第百七十六條に第一項乃至第三項として次の三項を加える。

普通地方公共團體の議會における條例の制定若しくは改廢又は歲入歲出予算に關する議決について異議があるときは、當該普通地方公共團體の長は、この法律に特別の定があるものを除く外、その議決の日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

前項の規定による議會の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。この場合においては、普通地方公共團體の長は、直ちに條例の告示その他必要な措置を講じなければならない。

前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

第百九十三條及び第二百一條中「第百七十二條」の下に「第二項及び」を加える。

第百九十五條第三項に次の但書を加える。

但し、市にあつては條例で四人とすることができる。

第二百七條中「及び第百九條第五項」を「並びに第百九條第五項及び第二百十七條第三項」に改める。

第二百十三條に次の六項を加える。

普通地方公共團體は、條例で定める特に重要な財産又は營造物については、當該普通地方公共團體の選擧人の投票においてその過半数の同意が得られないときは、當該財産又は營造物の独占的な利益を與えるような処分又は十年を超える期間にわたる独占的な使用の許可をしてはならない。條例で定めるその他の財産又は營造物について議會において出席議員の三分の二以上の者の同意が得られないときも、また同樣とする。

前項の規定は、國又は公共團體に対する処分又は使用の許可については、これを適用しない。

第二項の投票を行うべき場合において、その旨の當該普通地方公共團體の長の通知があつたときは、選擧管理委員會は、その日から六十日以内に、これを選擧人の賛否の投票に付さなければならない。

前項の投票の結果が判明したときは、選擧管理委員會は、直ちにこれを當該普通地方公共團體の長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、第四項の規定による投票にこれを準用する。

第四項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團體の選擧又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

第二百十七條に次の二項を加える。

分担金を徵收する條例は、普通地方公共團體の議會又はその常任委員會において予め公聽會を開き、廣く利害關係を有する者又

は学識経験を有する者等から意見を聽かなければ、これを設け又は改正することができない。

前項の公聽会を開く場合においては、その開催の日前二十日までに、開催の日時、場所及び案件を適当な方法で公表しなければならない。新聞紙で公表する場合においては、その日から七日目ごとに、また、同樣公表しなければならない。

第二百四十三條第一項の次に次の一項を加える。

財産の賣却、讓渡及び貸與、工事の請負並びに物件、労力その他の供給に関する普通地方公共團体の議会の議決で條例で定めるその重要なものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

第二百四十三條の二　普通地方公共團体の住民は、当該普通地方公共團体の長、出納長若しくは收入役又はその他普通地方公共團体の職員について、公金の違法若しくは不当な支出若しくは浪費、財産の違法若しくは不当な処分、特定の目的のために準備した公金の目的外の支出、違法な債務その他の義務の負担、財産若しくは営造物の違法な使用又は違法若しくは権限を超える契約の締結若しくは履行があると認めるときは、その事実を証する書面を添え、監査委員に対し、監査を行い、当該行爲の制限又は禁止に関する措置を講ずべきことを請求することができる。

前項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、二十日以内に監査を行い、請求に係る事実があると認めるときは、普通地方公共團体の長に対し当該行爲の制限又は禁止を請求し、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨を第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

前項の規定による監査委員の請求があつたときは、普通地方公共團体の長は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員及び第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

前二項の規定による監査委員若しくは普通地方公共團体の長の措置に不服があるとき、又はこれらの者が措置を講じないときは、第一項の規定による請求人は、最高裁判所の定めるところにより、裁判所に対し、当該職員の違法又は権限を超える当該行爲の制限若しくは禁止又は取消若しくは無効若しくはこれに伴う当該普通地方公共團体の損害の補てんに関する裁判を求めることができる。

監査委員を置かない市町村においては、第一項の規定による請求は、市町村長に対してこれをし、第二項及び第三項の規定による監査委員及び普通地方公共團体の長の職務は、市町村長が自らこれを行う。

第二百四十七條第一項の次に次の三項を加える。

前項の規定により普通地方公共團体の長の職務を行う者がないときは、都道府縣知事については内閣総理大臣、市町村長については都道府縣知事は、普通地方公共團体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共團体の区域内に住所を有するものの中から臨時代理者を選任し、当該普通地方公共團体の長の職務を行わせることができる。

臨時代理者は、当該普通地方公共團体の長が選挙され、就任する時まで、普通地方公共團体の長の権限に属するすべての職務を行う。

臨時代理者により選任又は任命された当該普通地方公共團体の職員は、当該普通地方公共團体の長が選挙され、就任した時は、その職を失う。

第二百六十二條第二項中「解職の投票」の下に「若しくは第二百十三條第四項の規定による投票」を加える。

第二百六十三條の二　普通地方公共團体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全國的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共團体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産又は営造物の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

前項の公益的法人は、毎年一回以上定期に、その事業の経営状況を関係普通地方公共團体の長に通知するとともに、これを適当と認める新聞紙に二回以上掲載しなければならない。

前項の通知があつたときは、関係普通地方公共團体の長は、直ちにこれを公表しなければならない。

第一項の相互救済事業で保険事業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。

第二百六十四條に次の一項を加える。

第二條第三項及び第四項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

附　則

第一條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

この法律施行の際現に地方公共團体の議会の議員と当該地方公共團体以外の地方公共團体の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは副出納長若しくは收入役若しくは副收入役その他の有給の職員を兼ねるものについては、これらの職を兼ねている間に限り、地方自治法第九十二條第二項及び第百四十一條第二項の改正規定（これらの規定を適用又は準用する規定を含む。）はこれを適用しない。この法律施行の際現に同法第五十五條第二項及び第六十五條第十一項の規定の適用又は準用を受ける得票者についても、また、同樣とする。

第二條　昭和二十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間において、市町村の区域の変更があつたときは、その変更に係る区域の住民は、第七條の規定にかかわらず、本條の定めるところにより、従前の市町村の区域でその市町村を置き、又は従前の市町村の区域の通りに市町村の境界変更をすることができる。

前項の処分は、政令の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会に対し、変更に係る区域の住民で選挙人名簿に登載されて

いる者の総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、これを請求しなければならない。

前項の請求があつたときは、選挙管理委員会は、請求を受理した日から三十日以内に、当該区域が従前属していた市町村の選挙人の投票に付さなければならない。

第二項の規定による区域が現に存する他の市町村に属していた場合においては、前項の投票に関する事務は、同項の規定にかかわらず、その市町村の選挙管理委員会がこれを管理する。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第三項の投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、委員会の報告に基き、都道府縣知事は、当該都道府縣の議会の議決を経て市町村の廃置分合又は境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

前項の場合において第一項の市町村の区域の変更に伴い処分した財産があるときは、現に存する市町村は、これが現に存する限度において、議会の議決を経てその変更に係る区域が従前属していた市町村に返還しなければならない。

前項の財産処分に不服がある市町村は、裁判所に出訴することができる。

第五項の規定による届出を受理したときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法第二編第四章の規定は、第三項の規定による投票にこれを準用する。

第二項の請求は、この法律施行の日から二年以内に限り、これを行うことができる。

第三條　法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、この法律施行の際現になされている地方公共團体の財産又は営造物の使用の許可で改正後の地方自治法第二百十三條第二項の規定に基く條例により定められた独占的な使用の許可に該当するものは、この法律施行の日から十年以内に、夫々改正後の同條の規定による手続を経て必要な同意を得なければ、この法律施行の日から十年を経過したときは、将來に向つてその効力を失う。

第四條　警察法の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項を削る。

第四十四條中「第二十四條第一項　第三項乃至第五項」を「第二十四條第五項」に、但書中「第二十四條第五項」を「第二十四條第四項」に改める。

第五條　この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

◎地方自治法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十日　内閣総理大臣署名　法律第百八十号）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十八條第一項第一中「一　総務部」を「一　総務局」に、「二　財務部」を「二　財務局」に改め、同項の次に次の二項を加える。

都は、特別の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、條例で、左の局を設けることができる。

一　建築局

(一)　住宅及び建築に関する事項

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第一第五号の次に次の一号を加える。

六　建築部

(一)　住宅及び建築に関する事項

附　則

この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

三　承　認

◎地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、檢疫所の增設に関し承認を求めるの件（昭和二十三年二月二十四日　閣議決）

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、檢疫所の增設に関し承認を求めるの件

大田原税務署を分割して、新たに氏家税務署を設ける必要が生じたので、税務署官制による右税務署の設置について、地方自治法第百五十六條第四項の規定による國会の承認を求める。

◎地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に関し承認を求めるの件（昭和二十三年五月二十一日　閣議決）

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に関し承認を求めるの件

海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所として横濱市、名古屋市、神戸市、廣島市、門司市、舞鶴市、新潟市、隱岐市及び小樽市に海上保安本部を置き、清水市、大阪市、高知市、高松市、鳥取縣西伯郡境町、濱田市、福岡市、佐世保市、長崎市、長崎縣下縣郡嚴原町、鹿兒島市、大分市、八戸市、船川市及び函館市に海上保安部を置くことについて地方自治法第百五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

◎國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、臨時人事委員會の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件（昭和二十三年六月二十九日決議）

國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、臨時人事委員會の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件

國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第百五十六條第四項により、臨時人事委員會の地方の事務所を、札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、廣島市、高松市及び福岡市に置くことについて、國會の承認を求める。

なお、前項の地方の事務所は、人事委員會が設置されたときは、人事委員會の地方の事務所となる。

◎地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の增設に関し承認を求めるの件（昭和二十三年七月三日決議）

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の增設に関し承認を求めるの件

新潟市、神戸市及び高松市に海運局官制（昭和十八年勅令第八百三十二号）による海運局を置くことについて、地方自治法第百五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

◎地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の增設に関し承認を求めるの件（昭和二十三年七月四日決議）

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の增設に関し承認を求めるの件

最近における税務行政の実情に顧み、東京第二財務局外二財務局（別紙(一)のとおり）及び蒲田税務署外四十六税務署（別紙(二)のとおり）を設ける必要が生じたので、財務局官制による財務局の設置及び税務署官制による税務署の設置について、地方自治法第百五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

別紙(一)

財務局新設案

財務局名	位置	管轄区域
東京第二	東京都	埼玉縣　栃木縣 群馬縣　長野縣　新潟縣
（仮称） 金沢	金沢市	石川縣　福井縣　富山縣 福岡縣　佐賀縣　長崎縣
福岡	福岡市	

別紙(二)

税務署新設案

税務署名	都道府縣	位置	管轄区域
（東京財務局）			
蒲田	東京	大田区蓮沼	大田区の内旧蒲田区に属する区域
武蔵松山	埼玉	比企郡松山町	比企郡秩父郡の一部
本庄	埼玉	本庄町	兒玉郡
伊勢崎	群馬	伊勢崎市	伊勢崎市　佐波郡
新津	新潟	中蒲原郡新津町	中蒲原郡の一部　東蒲原郡　上高井郡
（大阪財務局）			
須坂	長野	須坂町	浪速区　天王寺区　西淀川区　長田区　有馬郡　美嚢郡　多可郡　神崎郡　飾磨郡　多紀郡　栗太郡　野洲郡　坂井郡
浪速	大阪	浪速区	
天王寺	大阪	天王寺区	
西淀川	大阪	西淀川区	
長田	兵庫	神戸市長田区	
三田	兵庫	三田町	
三木	兵庫	三木町	
西脇	兵庫	西脇町	
神姫	兵庫	姫路市	
篠山	兵庫	篠山町	
草津	滋賀	草津町	
三國	福井	三國町	夕張市　琴似町外二十一町村　十九町村　八町村　九町村
（札幌財務局）			
夕張	北海道	夕張市	
石狩	北海道	札幌市	
渡島	北海道	函館市	
余市	北海道	余市町	
富良野	北海道	富良野町	
（仙台財務局）			

仙台南宮城	仙台市	仙台市南部名取郡亘理郡	
土崎秋田	秋田市	秋田市の一部南秋田郡	
棚倉福島	棚倉町	東白山郡	
赤湯山形	赤湯町	東置賜郡	
湯沢秋田	湯沢町	雄勝郡	
（名古屋財務局）			
氣賀靜岡	氣賀町	引佐郡	
松任石川	松任町	石川郡	
岐阜市岐阜	岐阜市加納町	岐阜市の一部羽島郡	
養老岐阜	養老郡高田町	養老郡 海津郡	
（廣島財務局）			
廣島西廣島	廣島市	廣島市の內元安川以西	
海田市廣島	海田市町	安藝郡の一部	
三原廣島	三原市	三原市 豊田郡の一部	
玉野岡山	玉野市	玉野市 兒島郡の一部	
（高松財務局）			
觀音寺香川	觀音寺町	三豊郡	
新井浜愛媛	新井浜市	新井浜市 新井郡	

御荘愛媛	御荘町	南宇和郡	
伊野高知	伊野町	吾川郡	
（熊本財務局）			
博多福岡	福岡市	福岡市の內博多	
鳥栖佐賀	鳥栖町	三養基郡 神埼郡の一部	
宇土熊本	宇土町	宇土郡 下益城郡の一部	
隈府熊本	隈府町	菊池郡	
豊後高田大分	高田町	西國東郡	
伊集院鹿兒島	伊集院町	日置郡	
小林宮崎	小林町	西諸縣郡	
指宿鹿兒島	指宿町	揖宿郡	
（計四七）			

◎地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、經濟調査廳法第十三條第一項の規定による地方經濟調査廳の設置に關し承認を求めるの件（昭和二十三年七月五日議決）

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、經濟調査廳法第十三條第一項の規定による地方經濟調査廳の設置に關し承認を求めるの件

經濟調査廳法第十三條第一項の規定による地方經濟調査廳を各都道府縣廳の所在する都市並びに函館市、旭川市及び釧路市に置くことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

四　議　決

別表　職業安定委員会委員旅費額

区分		鉄道賃及船賃	車馬賃一粁につき	日当一日につき	宿泊料一夜につき		食卓料一夜につき
					甲地方	乙地方	
中央	会長	一等	一円八十銭	七十二円	三百六十円	二百七十円	七十二円
	委員	一等	一円六十銭	六十四円	三百二十円	二百四十円	六十四円
地方又は特別地区	会長	二等	一円六十銭	六十四円	三百二十円	二百四十円	六十四円
	委員	二等	一円四十銭	五十六円	二百八十円	二百十円	五十六円
地区	会長	二等	一円四十銭	五十六円	二百八十円	二百十円	五十六円
	委員	二等	一円二十銭	四十八円	二百四十円	百八十円	四十八円

備考

1　甲地方は東京都の区の存する区域、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及び横浜市とし乙地方はその他の地域とする。

2　鉄道賃及び船賃は一等なき場合は二等、二等なき場合は三

等の汽車賃又は船賃とする。

3　食卓料は水路旅行において船賃の外別に食卓料を要する場合又は船賃を要しないが食卓料を要する場合において夜数に應じてこれを支給する。

第三　司法法

一　新制定法

◎判事補の職権の特例等に関する法律

（昭和二十三年七月十二日法律第百四十六号）（法務總裁署名）

判事補の職権の特例等に関する法律

第一條　判事補で裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十二條第一項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数を通算して五年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、判事補としての職権の制限を受けないものとし、同法第二十九條第三項及び第三十六條の規定の適用については、その属する地方裁判所の判事の権限を有するものとする。

2　裁判所法第四十二條第二項から第四項までの規定は、前項の年数の計算に、これを準用する。

第二條　裁判所構成法（明治二十三年法律第六号）による判事又は検事たる資格を有する者が、滿洲國の審判官又は蒙古連合自治政府（若しくは蒙古自治邦政府。以下同じ。）の推事の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事の在職の年数とみなし、同法第四十二條の規定の適用については、これを判事補の在職の年数とみなす。

2　裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者が、領事官又は滿洲國若しくは蒙古連合自治政府の検察官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを検察官の在職の年数とみなす。

3　裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者が、衆議院若しくは参議院の司法委員会専門調査員、衆議院若しくは参議院の法制部に勤務する参事若しくは副参事、法制局参事官、法制局事務官、法制局に勤務する内閣事務官、陸軍司政官、海軍司政官、特許局若しくは特許標準局の抗告審判官若しくは審判官たる特許局事務官若しくは特許標準局事務官若しくは商工事務官、技術院の抗告審判官若しくは審判官たる技術院参技官、朝鮮總督府法務局に勤務する朝鮮總督府書記官若しくは朝鮮總督府事務官、台湾總督府法務部に勤務する台湾總督府書記官若しくは台湾總督府事務官、滿洲國の司法部参事官、司法部理事官若しくは司法部事務官又は蒙古連合自治政府の司法部参事官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務廳事務官の在職の年数とみなす。

4　裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を有する者が、滿洲國の司法部職員訓練所の教官の職に在つたときは、その在職の年數は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務廳教官の在職の年數とみなす。

第三條　弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令（昭和十一年制令第四号）、台湾弁護士令（昭和十一年勅令第十六号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、裁判所法第四十一條から第四十四條までの規定の適用については、その在職の年數は、これを弁護士の在職の年數とみなし、外地弁護士の在職の年數が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年數が通じて三年以上になるものは、その三年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として一年六月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に夫々司法修習生の修習を終えたものとみなす。

附　則

第四條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條　第一條の規定による年數の計算については、裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を有する者は、その資格を得た時、裁判所法施行の際弁護士たる資格を有した者で弁護士の在職の年數が同法施行後において三年に達したものは、その三年に達した時、裁判所法施行前弁護士試補として一年六月以上の実務修習を終え考試を経た者又は同法施行の際弁護士試補であつた者で一年六月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に夫々司法修習生の修習を終えたものとみなし、裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を得た者で弁護士の在職の年數及び裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を得た後の朝鮮總督府判事、朝鮮總督府檢事、台湾總督府判官、台湾總督府檢察官、関東法院判官、関東法院檢察官又は領事官の在職の年數は、これを判事補の在職の年數とみなし、裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を得た後の陸軍司政官、海軍司政官、特許局若しくは特許標準局の抗告審判官若しくは審判官たる特許局事務官若しくは特許標準局事務官若しくは商工事務官、技術院の抗告審判官若しくは審判官たる技術院参技官、朝鮮總督府法務局に勤務する朝鮮總督府書記官若しくは朝鮮總督府事務官又は台湾總督府法務部に勤務する台湾總督府書記官若しくは台湾總督府事務官の在職の年數は、これを法務廳事務官の在職の年數とみなす。

2　第三條の規定は、第一條の規定による年數の計算に、これを準用する。

第六條　裁判所法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを削る。

◎檢察審査会法（昭和二十三年七月十二日法律第百四十七号）（内閣總理大臣署名）

檢察審査会法

第一章　總則

第一條　公訴権の実行に関し民意を反映せしめてその適正を図るため、政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に檢察審査会を置く。但し、檢察審査会の数は、二百を下つてはならず、且つ、各地方裁判所の管轄区域内に少くともその一を置かなければならない。

檢察審査会の名称及び管轄区域は、政令でこれを定める。

第二條　檢察審査会は、左の事項を掌る。

一　檢察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する事項

二　檢察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項

檢察審査会は、告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者の申立があるときは、前項第一号の審査を行わなければならない。

檢察審査会は、その過半数による議決があるときは、自ら知り得た資料に基き職権で第一項第一号の審査を行うことができる。

第三條　檢察審査会は、独立してその職権を行う。

第四條　檢察審査会は、当該檢察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定した十一人の檢察審査員を以てこれを組織する。

第二章　檢察審査員及び檢察審査会の構成

一　新制定法

第五條　左に掲げる者は、檢察審査員となることができない。

一　小学校を卒業しない者。但し、小学校卒業と同等以上の学識を有する者はこの限りでない。

二　破産者で復権を得ないもの

三　耳の聞えない者、口のきけない者及び目の見えない者

四　一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

第六條　左に掲げる者は、檢察審査員の職務に就くことができない。

一　天皇、皇后、太皇太后、皇太后及び皇嗣

二　國務大臣

三　裁判官

四　檢察官

五　会計檢査院檢査官

六　最高裁判所事務總長、最高裁判所長官秘書官、司法研修所教官、裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所技官、執行吏及び廷吏

七　少年審判官、少年保護司及び少年審判所書記

八　法務廳官吏

九　檢事總長秘書官、檢察事務官、檢察技官その他の檢察廳の職員

十　檢察審査会事務官

十一　國家公安委員会委員、都道府縣公安委員会委員、市町村公安委員会委員、特別区公安委員会委員及び警察職員

十二　司法警察職員としての職務を行う者
十三　監獄官吏
十四　經濟調査官吏
十五　收稅官吏、稅關官吏及び專賣官吏
十六　郵便電信電話鉄道及び軌道の現業に從事する者並びに船員
十七　都道府縣知事及び市町村長
十八　弁護士及び弁理士
十九　公証人及び司法書士

第七條　檢察審査員は、左の場合には、職務の執行から除斥される。

一　檢察審査員が被疑者又は被害者であるとき。
二　檢察審査員が被疑者又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。
三　檢察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。
四　檢察審査員が被疑者又は被害者の同居人又は雇人であるとき。
五　檢察審査員が事件について告発又は請求をしたとき。
六　檢察審査員が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
七　檢察審査員が事件について被疑者の代理人又は弁護人となつたとき。
八　檢察審査員が事件について檢察官又は司法警察職員として職務を行つたとき。

第八條　左に掲げる者は、檢察審査員の職務を辞することができる。

一　年齢六十年以上の者
二　國会又は地方公共團体の議会の議員。但し、会期中に限る。
三　國会職員、官吏、公吏及び教員
四　学生及び生徒
五　重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて檢察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

第九條　檢察審査会事務局長は、毎年十二月二十日までに、檢察審査員候補者の員数を当該檢察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

檢察審査員候補者は、各檢察審査会ごとに、第一乃至第四の四群に分ち、各群の員数は、それぞれ百人とする。

第十條　市町村の選挙管理委員会は、前條の通知を受けたときは、当該市町村の衆議院議員選挙人名簿に登載された者の中から、同條の規定により割り当てられた員数の倍数のそれぞれ第一群乃至第四群に屬すべき檢察審査員候補者の予定者をくじで選定し、各予定者について檢察審査員としての資格を調査した後、その資格を有する予定者の中から同條の規定により割り当てられた員数のそれぞれ第一群乃至第四群に屬すべき檢察審査員候補者をくじで選定しなければならない。

前項の調査の結果その資格を有する予定者が割り当てられた檢察審査員候補者の員数に足りないときは、その足りない員数についてこれを充足させるまで前項の規定を準用する。

市町村の選挙管理委員会は、第一項又は第二項の規定によりくじを行う日から、少くとも三日前にくじを行うべき場所及び日時を告示しなければならない。

第一項又は第二項の規定によりくじを行う場合においては、衆議院議員の選挙権を有する者は、これに立ち会うことができる。但し、立ち会う場合には、少くとも三人が立ち会わなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、第一項及び第二項の規定により選定された檢察審査員候補者について、その氏名、住所及び生年月日を記載した檢察審査員候補者名簿を調製しなければならない。

第十一條　市町村の選挙管理委員会は、一月十五日までに檢察審査員候補者名簿を管轄檢察審査会事務局に送付しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、檢察審査員候補者名簿に登載された者にその旨を通知し、且つその氏名を告示しなければならない。

第十二條　市町村の選挙管理委員会は、前條の規定により檢察審査員候補者名簿を送付した後、その候補者中死亡し、若しくは衆議院議員選挙権を有しなくなつた者があるとき、又は第五條若しくは第六條の各号の一に該当するに至つた者があるときは、遲滯なくこれを管轄檢察審査会事務局に通知しなければならない。

第十三條　檢察審査会事務局長は、毎年一月三十一日に第一群檢察審査員候補者の中から各五人の、四月三十日に第二群檢察審査員候補者の中から各六人の、七月三十一日に第三群檢察審査員候補者の中から各五人の、十月三十一日に第四群檢察審査員候補者の中から各六人の檢察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

前項に掲げた日が日曜日にあたるときは、それぞれその前日に前項のくじを行わなければならない。

第一項のくじは、地方裁判所の判事、地方檢察廳の檢事及び関係市町村の吏員各一人の立会を以てこれを行わなければならない。この場合において、立会をした者は、檢察審査員及び補充員の選定の証明をしなければならない。

第十四條　檢察審査員及び補充員の任期は、各々六箇月とする。

第十五條　第十三條第一項の規定による檢察審査員及び補充員の選定が了つたときは、その都度速やかに檢察審査会議を開き、檢察審査会長を互選しなければならない。この場合において檢察審査会長が互選されるまでは、檢察審査会事務局長が檢察審査会長の職務を行う。

檢察審査会長は、檢察審査会議の議長となり、檢察審査会の事務を掌理し、檢察審査会事務官を指揮監督する。

檢察審査会長の任期は、第十九條第一項の規定による次期の選定の行われる時までとする。

第一項の規定は、檢察審査会長が欠け、又は職務の執行を停止された場合にこれを準用する。

前項に規定する場合を除くの外、檢察審査会長に事故のあるときは、予め檢察審査会の定める順序により他の檢察審査員が臨時に檢察審査会長の職務を行う。

第十六條　地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、前條第一項の檢察審査会議の開会前、檢察審査員及び補充員に対し檢察審査員の心得を諭告し、これをして宣誓をさせなければならない。

宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

宣誓書には、良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載しなければならない。

地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、起立して宣誓書を朗読し、檢察審査員及び補充員をしてこれに署名押印させなければならない。

第十七條　檢察審査員は、禁錮以上の刑にあたる罪につき起訴されたときは、その判決確定に至るまで、その職務の執行を停止される。

第十八條　檢察審査員が欠けたとき、又は職務の執行を停止されたときは、檢察審査会長は、補充員の中からくじで補欠の檢察審査員を選定しなければならない。

前項のくじは、檢察審査会事務官の立会を以てこれを行わなければならない。

第十九條　各檢察審査会に事務局を置く。

第二十條　各檢察審査会に通じて六百人の檢察審査会事務官を置く。

檢察審査会事務官は、二級又は三級の裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命じ、檢察審査会事務官の勤務する檢察審査会は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを定める。

最高裁判所は、各檢察審査会の檢察審査会事務官のうち一人に各檢察審査会事務局長を命ずる。

檢察審査会事務局長及びその他の檢察審査会事務官は、檢察審査会長の指揮監督を受けて、檢察審査会の事務を掌る。

第二十一條　檢察審査会は、毎年三月、六月、九月及び十二月の各十五日に檢察審査会議を開かねばならない。

檢察審査会長は、特に必要があると認めるときは、いつでも檢察審査会議を招集することができる。

第十三條第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二十二條　檢察審査会議の招集状は、檢察審査会長が、檢察審査員及び補充員全員に対してこれを発する。

第二十三條　檢察審査員及び補充員に対する招集状には、出頭すべき日時、場所及び招集に應じないときは過料に処せられることがある旨を記載しなければならない。

第二十四條　檢察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由に因り招集に應することができない場合においては、当該会議期日における職務を辞することができる。この場合においては、書面でその事由を疎明しなければならない。

第二十五條　檢察審査会は、檢察審査員全員の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

檢察審査員が会議期日に出頭しないとき、又は第三十四條の規定により除斥の議決があつたときは、檢察審査会長は、補充員の中からくじで臨時に檢察審査員の職務を行う者を選定しなければならない。

第十八條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二十六條　檢察審査会議は、これを公開しない。

第二十七條　檢察審査会議の議事は、過半数でこれを決する。但し、起訴を相当とする議決をするには、八人以上の多数によらなければならない。

第二十八條　檢察審査会議の議事については、会議録を作らなければならない。

会議録は、檢察審査会事務官が、これを作る。

第二十九條　檢察審査員及び補充員には、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を給する。但し、その額は、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定により証人に給すべき額を下ることができない。

第三十條　告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者は、檢察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その檢察官の属する檢察廳の所在地を管轄する檢察審査会にその処分の当否の審査の申立をすることができる。但し、裁判所法第十六條第四号に規定する事件並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する罪に係る事件については、この限りでない。

第三十一條　審査の申立は、書面により、且つ申立の理由を明示しなければならない。

第三十二條　檢察官の公訴を提起しない処分の当否に関し檢察審査会議の議決があつたときは、同一事件について更に審査の申立をすることはできない。

第三十三條　申立による審査の順序は、審査申立の順序による。但し、檢察審査会長は、特に緊急を要するものと認めるときは、その順序を変更することができる。

職権による審査の順序は、檢察審査会長が、これを定める。

第三十四條　檢察審査会長は、檢察審査員に対し被疑者の氏名、職業及び住居を告げ、その職務の執行から除斥される理由があるか

ないかを問わなければならない。

検察審査員は、除斥の理由があるとするときは、その旨の申立をしなければならない。

除斥の理由があるとするときは、検察審査会議は、除斥の議決をしなければならない。

第三十五條　検察官は、検察審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

第三十六條　検察審査会は、公務所又は公私の團体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三十七條　検察審査会は、審査申立人及び証人を呼び出し、これを尋問することができる。

検察審査会は、証人がその呼出に應じないときは、当該検察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる。

前項の請求があつたときは、裁判所は、召喚状を発しなければならない。

前項の召喚については、刑事訴訟法を準用する。

第三十八條　検察審査会は、相当と認める者の出頭を求め、法律その他の事項に関し専門的助言を徴することができる。

第三十九條　証人及び前條の規定により助言を徴せられた者には、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を給する。但し、その額は、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定により証人に給すべき額を下ることができない。

第四十條　検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査委員会に送付し、その議決後七日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第三十條の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

第四十一條　検事正は、前條の規定により議決書謄本の送付があつた場合において、その議決を参考にし、公訴を提起すべきものと思料するときは、起訴の手続をしなければならない。

第七章　建議及び勧告

第四十二條　検察審査会は、いつでも、検察事務の改善に関し、検事正に建議又は勧告をすることができる。

第八章　罰則

第四十三條　検察審査員及び補充員は、左の場合においては、一万円以下の過料に処する。

一　正当な理由がなく招集に應じないとき。

二　宣誓を拒んだとき。

第三十七條第三項の規定により召喚を受けた証人が正当な理由がなく召喚に應じないときも、前項と同様とする。

第四十四條　検察審査員が会議の模様又は各員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、一万円以下の罰金に処する。

前項の事項を新聞紙その他の出版物に掲載したときは、新聞紙に在つては編集人及び発行人を、その他の出版物に在つては著作者及び発行者を二万円以下の罰金に処する。

第四十五條　第二條第一項第一号に規定する職務に関し、検察審査員に対し不正の請託をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第九章　補則

第四十六條　検察審査会に関する経費は、これを裁判所の経費の一部として國の予算に計上しなければならない。

第四十七條　地方自治法第百五十五條第二項の市においては、この法律中市に関する規定は、区にこれを適用する。

第四十八條　この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行後最初に行う検察審査員及び補充員の選定は、昭和二十四年一月三十一日にこれを行わなければならない。この場合における検察審査員及び補充員の員数は、各十一人とし、その任期は、各十一人の内各六人は三箇月、各五人は六箇月とし、当該検察審査員及び補充員の選定の際、くじでこれを定める。

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「專任六百九十七人　二級　專任四千七十一人　三級」を「專任　七百五十九人　二級　專任　四千六百九人　三級」に改める。

◎裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日　大藏大臣・法務總裁署名　法律第七十五号）

裁判官の報酬等に関する法律

第一條　裁判官の受ける報酬その他の給與については、この法律の定めるところによる。

第二條　裁判官の報酬月額は、別表による。

第三條　各判事、各判事補及び各簡易裁判所判事の受ける別表の報酬の号は、最高裁判所が、これを定める。

第四條　裁判官の報酬は、発令の日から、これを支給する。但し、裁判官としての地位を失つた者が、即日裁判官に任ぜられたときは、発令の日の翌日から報酬を支給する。

2　裁判官の報酬が増額された場合には、増額された日からあらたな額の報酬を支給する。

第五條　裁判官が死亡し、又はその地位を失つたときは、その日まで、報酬を支給する。

第六條　裁判官の報酬は、毎月、最高裁判所の定める時期に、これ

を支給する。但し、前條の場合においては、その際、これを支給する。

第七條　第四條又は第五條の規定により報酬を支給する場合においては、その報酬の額は、報酬月額の二十五分の一をもつて報酬日額とし、日割によつてこれを計算する。但し、その額が報酬月額を超えるときは、これを報酬月額にとどめるものとする。

第八條　裁判官の退官手当は、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところにより、これを支給する。但し、彈劾裁判所の罷免の裁判に因る退官の場合には、これを支給しない。

第九條　報酬及び退官手当以外の給與は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。但し、労働基準法の施行等に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）による超過勤務手当は、これを支給しない。

第十條　生計費及び一般賃金事情の著しい変動により、一般の官吏について、政府がその俸給その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給するときは、最高裁判所は、別に法律の定めるところにより、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給する。

第十一條　裁判官の報酬その他の給與に関する細則は、最高裁判所が、これを定める。

附　則

第十二條　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、報酬その他の給與（旅費を除く。以下これに同じ。）の額に関する規定は、昭和二十三年一月一日に遡及して、これを適用する。

2　昭和二十三年一月一日以後すでに支給された報酬その他の給與は、前項但書の規定により支給されるべき報酬その他の給與の内拂とみなし、これを超える額（退官手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

第十三條　判事を兼ねる簡易裁判所判事の報酬月額は、当分の間、判事の報酬月額による。

第十四條　裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）は、これを廃止する。但し、司法修習生の受ける給與については、なお從前の例による。

別表

区分	月額
最高裁判所長官	二万五千円
最高裁判所判事	二万円
東京高等裁判所長官	一万九千円
その他の高等裁判所長官	一万八千円

判事	一号	一万四千円
	二号	一万三千円
	三号	一万二千円
	四号	一万千円
	五号	一万円
判事補	一号	八千円
	二号	七千円
	三号	六千円
	四号	五千円
	五号	四千円
	六号	三千五百円
簡易裁判所判事	一号	一万千円
	二号	一万円
	三号	八千円
	四号	七千円
	五号	六千円
	六号	五千円
	七号	四千円
	八号	三千五百円

◎昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月六日法律第九十六号）（大蔵大臣・法務総裁署名）

昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律

第一條　判事、判事補及び簡易裁判所判事（以下判事等という。）の報酬月額は、昭和二十三年六月一日にさかのぼつて、裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下法第七十五号という。）別表に掲げる額の十三割に相当する金額とする。

第二條　判事等の報酬その他の給與に関しては、この法律に別段の定のある場合を除く外、法第七十五号の例による。

附　則

第三條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第四條　判事等が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた法第七十五号による報酬その他の給與は、この法律による報酬その他の給與の内拂とみなす。

◎検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）（大蔵大臣・法務総裁署名）

検察官の俸給等に関する法律

第一條　検察官の給與に関しては、檢察廳法及びこの法律に定めるものを除くの外、檢事總長、次長檢事及び檢事長については、内閣總理大臣等の俸給等に関する法律の例により、その他の檢察官については、一般官吏の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）による超過勤務手当は、これを支給しない。

第二條　檢察官の俸給月額は、別表による。

第三條　法務總裁は、各檢事及び各副檢事の別表により受くべき俸給の号俸を、職務と責任に應じ、更に勤務成績を考慮し、且つ初任給、昇給その他檢事及び副檢事の受くべき俸給の号俸の決定に関する準則に従つて、これを決定する。

2　前項に規定する準則は、法務總裁が大蔵大臣と協議して、これを定める。

第四條　檢察廳法第二十四條の規定により欠位を待つことを命ぜられた檢察官には、引きつづき扶養手当及び勤務地手当を支給する。

附則

第五條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六條　この法律の規定による俸給その他の給與（旅費を除く。）は、昭和二十三年一月一日に遡及してこれを支給する。

2　昭和二十三年一月一日以後すでに支給された俸給その他の給與は、前項の規定により支給されるべき俸給その他の給與の内拂とみなし、これを超える額（退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八條第二項第五号の給與とみなす。

第七條　檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十六号）は、これを廃止する。

第八條　この法律の規定は、國家公務員法の如何なる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

第九條　檢事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二條の規定にかかわらず、一万四千円とすることができる。

別表

区分	月額
檢事總長	二万円
次長檢事	一万七千円
東京高等檢察廳檢事長	一万八千円
その他の檢事長	一万七千円

	検事	副検事
一号	一万三千円	
二号	一万二千円	一号　八千円
三号	一万千円	二号　七千円
四号	一万円	三号　六千円
五号	九千円	四号　五千円
六号	八千円	五号　四千五百円
七号	七千円	
八号	六千円	
九号	五千円	
十号	四千五百円	
十一号	四千円	
十二号	三千五百円	

◎昭和二十三年六月以降の檢事等の俸給等に関する法律

（昭和二十三年十月六日法律第九十七号）（大蔵大臣・法務総裁署名）

昭和二十三年六月以降の檢事等の俸給等に関する法律

第一條　檢事及び副檢事の俸給月額は、昭和二十三年六月一日にさかのぼつて、檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下法第七十六号という。）別表に掲げる額の十三割に相当する金額とする。

2　法第七十六号第九條の俸給月額についても、前項と同様とする。

第二條　檢事及び副檢事の俸給その他の給與に関しては、この法律に別段の定のある場合を除く外、法第七十六号の例による。

附則

第三條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第四條　檢事及び副檢事が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた法第七十六号による俸給その他の給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

六号	四千円
七号	三千五百円
八号	三千円

◎行政事件訴訟特例法（昭和二十三年七月一日法律第八十一号）

（法務総裁署名）

行政事件訴訟特例法

第一條　行政廳の違法な処分の取消又は変更に係る訴訟その他公法上の権利関係に関する訴訟については、この法律によるの外、民事訴訟法の定めるところによる。

第二條　行政廳の違法な処分の取消又は変更を求める訴は、その処分に対し法令の規定により訴願、審査の請求、異議の申立その他行政廳に対する不服の申立（以下單に訴願という。）のできる場合には、これに対する裁決、決定その他の処分（以下單に裁決という。）を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、訴願の提起があつた日から三箇月を経過したとき又は訴願の裁決を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、訴願の裁決を経ないで、訴を提起することができる。

第三條　前條の訴は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、処分をした行政廳を被告としてこれを提起しなければならない。

第四條　第二條の訴は被告である行政廳の所在地の裁判所の專属管轄とする。

第五條　第二條の訴は、処分のあつたことを知つた日から六箇月以内に、これを提起しなければならない。

前項の期間は、これを不変期間とする。

処分の日から一年を経過したときは、第二條の訴を提起することができない。但し、正当な事由に因りこの期間内に訴を提起することができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

第一項及び前項の期間は、処分につき訴願の裁決を経た場合には、訴願の裁決のあつたことを知つた日又は訴願の裁決の日から、これを起算する。

第一項及び第三項の規定は、他の法律に特別の定のある場合には、これを適用しない。

第六條　第二條の訴には、その請求と関連する原状回復、損害賠償その他の請求（以下関連請求という。）に係る訴に限り、これを併合することができる。

第二條の訴の第一審裁判所が高等裁判所である場合において、前項の規定による訴の併合をするには、関連請求に係る訴の被告の同意を得なければならない。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は準備手続において申述をしたときは、訴の併合に同意したものとみなす。

第七條　第二條の訴において、原告は、被告とすべき行政廳を誤つたときは、訴訟の係属中被告を変更することができる。但し、原告に故意又は重大な過失があつたときは、この限りでない。

前項の規定により被告を変更したときは、期間の遵守については、あらたな被告に対する訴は、最初に訴を提起した時にこれを提起したものとみなす。

第一項の規定により被告を変更したときは、從前の被告に対しては、訴の取下があつたものとみなす。

第八條　裁判所は、必要と認めるときは、職権で決定を以て、訴訟の結果について利害関係のある行政廳その他の第三者を訴訟に参加させることができる。

裁判所は、前項の決定をするには、当事者及び第三者の意見を聽かなければならない。

第九條　裁判所は、公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、職権で証拠調をすることができる。但し、その証拠調の結果について、当事者の意見を聽かなければならない。

第十條　第二條の訴の提起は、処分の執行を停止しない。

第二條の訴の提起があつた場合において、処分の執行に因り生ずべき償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、申立に因り又は職権で、決定を以て、処分の執行を停止すべきことを命ずることができる。但し、執行の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼす虞のあるとき及び内閣総理大臣が異議を述べたときは、この限りでない。

前項但書の異議は、その理由を明示してこれを述べなければならない。

第二項の決定は、口頭弁論を経ないでこれをすることができる。但し、予め当事者の意見を聽かなければならない。

第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

裁判所は、何時でも、第二項の決定を取り消すことができる。

行政廳の処分については、仮処分に関する民事訴訟法の規定は、これを適用しない。

第十一條　第二條の訴の提起があつた場合において、処分は違法ではあるが、一切の事情を考慮して、処分を取り消し、又は変更することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。

前項の規定による裁判には、処分が違法であること及び請求を棄却する理由を明示しなければならない。

第一項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第十二條　確定判決は、その事件について関係の行政廳を拘束する。

附　則

この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

この法律は、この法律施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、民事訴訟法及び昭和二十二年法律第七十五号によつて生じた効力を妨げない。

昭和二十二年三月一日前に制定された法律は、第五條第五項の規定の適用については、これを同條同項の他の法律でないものとみなす。

この法律施行前から進行を始めた昭和二十二年法律第七十五号第八條但書の期間については、なお、同法を適用する。

◎人身保護法（昭和二十三年七月三十日法律第百九十九号）（法務総裁署名）

人身保護法

第一條　この法律は、基本的人権を保障する日本國憲法の精神に従い、國民をして、現に、不当に奪われている人身の自由を、司法裁判により、迅速、且つ、容易に回復せしめることを目的とする。

第二條　法律上正当な手続によらないで、身体の自由を拘束されている者は、この法律の定めるところにより、その救済を請求することができる。

何人も被拘束者のために、前項の請求をすることができる。

第三條　前條の請求は、弁護士を代理人として、これをしなければならない。但し、特別の事情がある場合には、請求者がみずからすることを妨げない。

第四條　第二條の請求は、書面又は口頭をもつて、被拘束者、拘束者又は請求者の所在地を管轄する高等裁判所若しくは地方裁判所に、これをすることができる。

第五條　請求には、左の事項を明らかにし、且つ、疎明資料を提供しなければならない。

一　被拘束者の氏名
二　請求の趣旨
三　拘束の事実
四　知れている拘束者
五　知れている拘束の場所

第六條　裁判所は、第二條の請求については、速かに裁判しなければならない。

第七條　裁判所は、請求がその要件又は必要な疎明を欠いているときは、決定をもつてこれを却下することができる。

第八條　第二條の請求を受けた裁判所は、請求者の申立に因り又は職権をもつて、適当と認める他の管轄裁判所に、事件を移送することができる。

第九條　裁判所は、前二條の場合を除く外、審問期日における取調の準備のために、直ちに拘束者、被拘束者、請求者及びその代理人その他事件関係者の陳述を聴いて、拘束の事由その他の事項について、必要な調査をすることができる。

前項の準備調査は、合議体の構成員をしてこれをさせることができる。

第十條　裁判所は、必要があると認めるときは、第十六條の判決をする前に、決定をもつて、仮りに、被拘束者を拘束から免れしめるために、何時でも呼出しに應じて出頭することを誓約させ又は適当と認める條件を附して、被拘束者を釈放し、その他適当な処分をすることができる。

前項の被拘束者が呼出に應じて出頭しないときは、勾引することができる。

第十一條　準備調査の結果、請求の理由のないことが明白なときは、裁判所は審問手続を経ずに、決定をもつて請求を棄却する。

前項の決定をなす場合には、裁判所は、さきになした前條の処分を取消し、且つ、被拘束者に出頭を命じ、これを拘束者に引渡す。

第十二條　第七條又は前條第一項の場合を除く外、裁判所は一定の日時及び場所を指定し、審問のために請求者又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召喚する。

拘束者に対しては、被拘束者を前項指定の日時、場所に出頭させることを命ずると共に、前項の審問期日までに拘束の日時、場所及びその事由について、答弁書を提出することを命ずる。

前項の命令書には、拘束者が命令に従わないときは、勾引し又は命令に従うまで勾留することがある旨及び遅延一日について、五百円以下の過料に処することがある旨を附記する。

命令書の送達と審問期日との間には、三日の期間をおかなければならない。審問期日は、第二條の請求のあつた日から一週間以内に、これを開かなければならない。但し、特別の事情があるときは、期間は各〻これを短縮又は伸長することができる。

第十三條　前條の命令は、拘束に関する令状を発した裁判所及び検察官に、これを通告しなければならない。

前項の裁判所の裁判官及び検察官は、審問期日に立会うことができる。

第十四條　審問期日における取調は、被拘束者、拘束者、請求者及びその代理人の出席する公開の法廷において、これを行う。

代理人のないときは、裁判所は弁護士の中から、これを選任せねばならない。

前項の代理人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第十五條　審問期日においては、請求者の陳述及び拘束者の答弁を聽いた上、疎明資料の取調を行う。

拘束者は、拘束の事由を疎明しなければならない。

第十六條　裁判所は審問の結果、請求を理由なしとするときは、判決をもつてこれを棄却し、被拘束者を拘束者に引渡す。

前項の場合においては、第十一條第二項の規定を準用する。

請求を理由ありとするときは、判決をもつて被拘束者を直ちに釈放する。

第十七條　第七條、第十一條第一項及び前條の裁判において、拘束者又は請求者に対して、手続に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。

第十八條　裁判所は、拘束者が第十二條第二項の命令に従わないときは、これを勾引し又は命令に従うまで勾留すること並びに遅延一日について、五百円以下の割合をもつて過料に処することができる。

第十九條　被拘束者から弁護士を依頼する旨の申出があつたときは、拘束者は遅滞なくその旨を、被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならない。

第二十條　第二條の請求を受けた裁判所又は移送を受けた裁判所は、直ちに事件を最高裁判所に通知し、且つ事件処理の経過並びに結果を同裁判所に報告しなければならない。

第二十一條　下級裁判所の判決に対しては、三日内に最高裁判所に上訴することができる。

第二十二條　最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、下級裁判所に係属する事件が、如何なる程度にあるを問わず、これを送致せしめて、みずから処理することができる。

前項の場合において、最高裁判所は下級裁判所のなした裁判及び処分を取消し又は変更することができる。

第二十三條　最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の事項について、必要な規則を定めることができる。

第二十四條　他の法律によつてなされた裁判であつて、被拘束者に不利なものは、この法律に基く裁判と抵触する範囲において、その効力を失う。

第二十五條　この法律によつて救済を受けた者は、裁判所の判決によらなければ　同一の事由によつて重ねて拘束されない。

第二十六條　被拘束者を移動、蔵匿、隠避しその他この法律による救済を妨げる行爲をした者若しくは第十二條第二項の答弁書に、ことさら虚偽の記載をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附　則

この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

◎戸籍手数料の額を定める法律

（昭和二十三年六月一日）（法律第五十一号）（法務総裁署名）

第一條　戸籍法の規定によつて納める手数料の額は、この法律の定めるところによる。

第二條　戸籍簿、除籍簿又は戸籍法第四十八條第二項（同法第百十七條において準用する場合を含む。）の書類の閲覧についての手数料は、一回につき五円とする。

第三條　戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付についての手数料は、一枚につき五円とする。一枚に満たないときも、同様である。

第四條　戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明についての手数料は、一件につき五円とする。

届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第四十八條第二項（同法第百十七條において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付についての手数料は、一件につき五円とする。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎軽犯罪法

（昭和二十三年五月一日）（法律第三十九号）（内閣総理大臣・法務総裁署名）

軽犯罪法

第一條　左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一　人が住んでおらず、且つ、看守していない邸宅、建物又は船舶の内に正当な理由がなくてひそんでいた者

二　正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者

三　正当な理由がなくて合かぎ、のみ、ガラス切りその他他人の邸宅又は建物に侵入するのに使用されるような器具を隠して携帯していた者

四　生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諮方をうろついたもの

五　公共の会堂、劇場、飲食店、ダンスホールその他公共の娯楽場において、入場者に対して、又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他公共の乗物の中で乗客に対して著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけた者

六　正当な理由がなくて他人の標燈又は街路その他公衆の通行し、若しくは集合する場所に設けられた燈火を消した者

七　みだりに船又はいかだを水路に放置し、その他水路の交通を妨げるような行爲をした者

八　風水害、地震、火事、交通事故、犯罪の発生その他の変事に際し、正当な理由がなく、現場に出入するについて公務員若しくはこれを援助する者の指示に従うことを拒み、又は公務員から援助を求められたのにかかわらずこれに應じなかつた者

九　相当の注意をしないで、建物、森林その他燃えるような物の附近で火をたき、又はガソリンその他引火し易い物の附近で火氣を用いた者

十　相当の注意をしないで、銃砲又は火薬類、ボイラーその他の爆発する物を使用し、又はもてあそんだ者

十一　相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼす虞のある場所に物を投げ、注ぎ、又は発射した者

十二　人畜に害を加える性癖のあることの明らかな犬その他の鳥獣類を正当な理由がなくて解放し、又はその監守を怠つてこれを逃がした者

十三　公共の場所において多数の人に対して著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけ、又は威勢を示して汽車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物、演劇その他の催し若しくは

割当物資の配給を待ち、若しくはこれらの乗物若しくは催しの切符を買い、若しくは割当物資の配給に関する証票を得るため待つている公衆の列に割り込み、若しくはその列を乱した者

十四　公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者

十五　官公職、位階勲等、学位その他法令により定められた称号若しくは外國におけるこれらに準ずるものを詐称し、又は資格がないのにかかわらず、法令により定められた制服若しくは勲章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作つた物を用いた者

十六　虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者

十七　質入又は古物の賣買若しくは交換に関する帳簿に、法令により記載すべき氏名、住居、職業その他の事項につき虚偽の申立をして不実の記載をさせた者

十八　自己の占有する場所内に、老幼、不具若しくは傷病のため扶助を必要とする者又は人の死体若しくは死胎のあることを知りながら、速やかにこれを公務員に申し出なかつた者

十九　正当な理由がなくて、変死体又は死胎の現場を変えた者

二十　公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方でしり、もその他身体の一部をみだりに露出した者

二十一　牛馬その他の動物を殴打し、酷使し、必要な飲食物を與えないなどの仕方で虐待した者

二十二　こじきをし、又はこじきをさせた者

二十三　正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者

二十四　公私の儀式に対して悪戯などでこれを妨害した者

二十五　川、みぞその他の水路の流通を妨げるような行爲をした者

二十六　街路又は公園その他公衆の集合する場所で、たんつばを吐き、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者

二十七　公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者

二十八　他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身辺に群がつて立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方で他人につきまとつた者

二十九　他人の身体に対して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行爲の予備行爲をした場合における共謀者

三十　人畜に対して犬その他の動物をけしかけ、又は馬若しくは牛を驚かせて逃げ走らせた者

三十一　他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者

三十二　入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入つた者

三十三　みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者

三十四　公衆に対して物を販賣し、若しくは頒布し、又は役務を提供するにあたり、人を欺き、又は誤解させるような事実を挙げて廣告をした者

第二條　前條の罪を犯した者に対しては、情状に因り、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる。

第三條　第一條の罪を教唆し、又は幇助した者は、正犯に準ずる。

第四條　この法律の適用にあたつては、國民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

附　則

この法律は、昭和二十三年五月二日から、これを施行する。

警察犯処罰令（明治四十一年内務省令第十六号）は、これを廃止する。

◎刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）（法務総裁署名）

刑事訴訟法目次

第一編　総則
　第一章　裁判所の管轄
　第二章　裁判所職員の除斥及び忌避
　第三章　訴訟能力
　第四章　弁護及び補佐
　第五章　裁判
　第六章　書類及び送達
　第七章　期間
　第八章　被告人の召喚、勾引及び勾留
　第九章　押收及び捜索
　第十章　檢証
　第十一章　証人尋問
　第十二章　鑑定
　第十三章　通訳及び飜訳
　第十四章　証拠保全
　第十五章　訴訟費用
第二編　第一審
　第一章　捜査
　第二章　公訴
　第三章　公判
　　第一節　公判準備及び公判手続
　　第二節　証拠
　　第三節　公判の裁判
第三編　上訴
　第一章　通則
　第二章　控訴
　第三章　上告

第四章　抗告
第四編　再審
第五編　非常上告
第六編　略式手續
第七編　裁判の執行
刑事訴訟法

第一編　總則

第一條　この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人權の保障とを全うしつつ、事案の眞相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

第一章　裁判所の管轄

第二條　裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。

國外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に掲定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による。

第三條　事物管轄を異にする数個の事件が関連するときは、上級の裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事件とが関連するときは、高等裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

第四條　事物管轄を異にする数個の関連事件が上級の裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で管轄権を有する下級の裁判所にこれを移送することができる。

第五條　数個の関連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に係属するときは、事物管轄にかかわらず、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件が高等裁判所に係属し、これと関連する事件が下級の裁判所に係属するときは、高等裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

第六條　土地管轄を異にする数個の事件が関連するときは、一個の事件につき管轄権を有する裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄に属する事件は、これを管轄することができない。

第七條　土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、その裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所にこれを移送することができる。

第八條　数個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、各裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。

前項の場合において各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で事件を一の裁判所に併合することができる。

第九條　数個の事件は、左の場合に関連するものとする。

一　一人が数罪を犯したとき。

二　数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。

三　数人が通謀して各別に罪を犯したとき。

犯人藏匿の罪、証憑湮滅の罪、僞証の罪、虚僞の鑑定通訳の罪及び贓物に関する罪とその本犯の罪とは、共に犯したものとみなす。

第十條　同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所が、これを審判する。

上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。

第十一條　同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受けた裁判所が、これを審判する。

各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で後に公訴を受けた裁判所にその事件を審判させることができる。

第十二條　裁判所は、事実発見のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十三條　訴訟手續は、管轄違の理由によつては、その効力を失わ

ない。

第十四條　裁判所は、管轄権を有しないときでも、急速を要する場合には、事実発見のため必要な処分をすることができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十五條　検察官は、左の場合には、関係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

一　裁判所の管轄区域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないとき。

二　管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

第十六條　法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、検事総長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

第十七條　検察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

一　管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行うことができないとき。

二　地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

前項各号の場合には、被告人も管轄移轉の請求をすることができる。

第十八條　犯罪の性質、地方の民心その他の事情により管轄裁判所

が審判をするときは公安を害する虞があると認める場合には、檢事總長は、最高裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

第十九條　裁判所は、適當と認めるときは、檢察官若しくは被告人の請求により又は職權で、決定を以て、その管轄に屬する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。

移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。

移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対しては、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告をすることができる。

第二章　裁判所職員の除斥及び忌避

第二十條　裁判官は、左の場合には、職務の執行から除斥される。

一　裁判官が被害者であるとき。

二　裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三　裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四　裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五　裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六　裁判官が事件について檢察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七　裁判官が事件について第二百六十六條第二号の決定、略式命令、前審の裁判、第三百九十八條乃至第四百條、第四百十二條若しくは第四百十三條の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調に関與したとき。但し、受託裁判官として関與した場合は、この限りでない。

第二十一條　裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき、又は不公平な裁判をする虞があるときは、檢察官又は被告人は、これを忌避することができる。

弁護人は、被告人のため忌避の申立をすることができる。但し、被告人の明示した意思に反することはできない。

第二十二條　事件について請求又は陳述をした後には、不公平な裁判をする虞があることを理由として裁判官を忌避することはできない。但し、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

第二十三條　合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、決定をしなければならない。この場合においてその裁判所が地方裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならない。

地方裁判所の一人の裁判官が忌避されたときはその裁判官所属の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。但し、忌避された裁判官が忌避の申立を理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

忌避された裁判官は、前二項の決定に関與することができない。

裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

第二十四條　訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立は、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前條第三項の規定を適用しない。第二十二條の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立を却下する場合も、同樣である。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立を却下する裁判をすることができる。

第二十五條　忌避の申立を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二十六條　この章の規定は、第二十條第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしなければならない。但し、第二十四條第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立を却下する裁判をすることができる。

第三章　訴訟能力

第二十七條　被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行爲についてこれを代表する。

数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行爲については、各自が、これを代表する。

第二十八條　刑法第三十九條乃至第四十一條の規定を適用しない罪にあたる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（親権者が二人あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行爲についてこれを代理する。

第二十九條　前二條の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、檢察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

前二條の規定により被疑者を代表し、又は代理する者がない場合において、檢察官、司法警察員又は利害関係人の請求があつたときも、前項と同樣である。

特別代理人は、被告人又は被疑者を代表し又は代理して訴訟行爲をする者ができるまで、その任務を行う。

第四章　弁護及び補佐

第三十條　被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十一條　弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。但し、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

第三十二條　公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

第三十三條　被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

第三十四條　前條の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。

第三十五條　裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。

第三十六條　被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七條　左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

一　被告人が未成年者であるとき。

二　被告人が年齢七十年以上の者であるとき。

三　被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。

四　被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。

五　その他必要と認めるとき。

第三十八條　この法律の規定に基いて裁判所又は裁判長が附すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第三十九條　身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一條第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

前項の接見又は授受については、法令、裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

第四十條　弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写することについては、裁判長の許可を受けなければならない。

第四十一條　弁護人は、この法律に特別の定のある場合に限り、独立して訴訟行爲をすることができる。

第四十二條　被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となることができる。

補佐人となるには、審級ごとにその旨を届け出なければならない。

補佐人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人がすることのできる訴訟行爲をすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第五章　裁判

第四十三條　判決は、この法律に特別の定のある場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすることを要しない。

決定又は命令をするについて必要がある場合には、事実の取調をすることができる。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

第四十四條　裁判には、理由を附しなければならない。

上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。

第六章　書類及び送達

第四十七條　訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

第四十八條　公判期日における訴訟手続については、公判調書を作成しなければならない。

公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。

公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書は、この限りでない。

第四十九條　被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五十條　公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、檢察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をした檢察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、次回の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならない。

第五十一條　檢察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

前項の異議の申立は、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。

第五十二條　公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

第五十三條　何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは檢察廳の事務に支障のあるときは、この限りでない。

弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

日本國憲法第八十二條第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。

第五十四條　書類の送達については、裁判所の規則に特別の定のある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する。

第七章　期間

第五十五條　期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

月及び年は、暦に従つてこれを計算する。

期間の末日が日曜日、一月一日、二日、四日、十二月二十九日、三十日、三十一日又は一般の休日として指定された日にあたるときは、これを期間に算入しない。但し、時効期間については、この限りでない。

第五十六條　法定の期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行爲をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所又は檢察廳の所在地との距離及び交通通信の便否に従い、これを延長することができる。

前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

第八章　被告人の召喚、勾引及び勾留

第五十七條　裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八條　裁判所は、左の場合には、被告人を勾引することができる。

一　被告人が定まつた住居を有しないとき。

二　被告人が、正当な理由がなく、召喚に應しないとき、又は應じないおそれがあるとき。

第五十九條　勾引した被告人は、裁判所に引致した時から二十四時間以内にこれを釈放しなければならない。但し、その時間内に勾留状が発せられたときは、この限りでない。

第六十條　裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。

一　被告人が定まつた住居を有しないとき。

二　被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三　被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

勾留の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第六十九條第一号又は第三号乃至第五号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。

五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

第六十一條　被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聽いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

第六十二條　被告人の召喚、勾引又は勾留は、召喚状、勾引状又は勾留状を発してこれをしなければならない。

第六十三條　召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を発することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條　勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、

公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき監獄、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第六十五條　召喚状は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する監獄にいる被告人に対しては、監獄官吏に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が監獄官吏から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

第六十六條　裁判所は、被告人の現在地の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

嘱託又は移送を受けた裁判官は、勾引状を発しなければならない。

第六十四條の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第六十七條　前條の場合には、嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を引致した時から二十四時間以内にその人違でないかどうかを取り調べなければならない。

被告人が人違でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この場合には、嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を定めなければならない。

前項の場合には、第五十九條の期間は、被告人が指定された裁判所に到着した時からこれを起算する。

第六十八條　裁判所は、必要があるときは、指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができる。被告人が正当な理由がなくこれに應じないときは、その場所に勾引することができる。この場合には、第五十九條の期間は、被告人をその場所に引致した時からこれを起算する。

第六十九條　裁判長は、急速を要する場合には、第五十七條乃至第六十二條、第六十五條、第六十六條及び前條に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十條　勾引状又は勾留状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急速を要する場合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、その執行を指揮することができる。

監獄にいる被告人に対して発せられた勾留状は、検察官の指揮によつて、監獄官吏がこれを執行する。

第七十一條　検察事務官又は司法警察職員は、必要があるときは、管轄区域外で、勾引状を執行し、又はその地の検察事務官若しくは司法警察員にその執行を求めることができる。

第七十二條　被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、検事長にその捜査及び勾引状の執行を嘱託することができる。

嘱託を受けた検事長は、その管内の検察官に捜査及び勾引状の執行の手続をさせなければならない。

第七十三條　勾引状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六條第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならない。

勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された監獄に引致しなければならない。

勾引状又は勾留状を所持しない場合においても、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十四條　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄の監獄にこれを留置することができる。

第七十五條　勾引状の執行を受けた被告人を引致した場合において必要があるときは、これを監獄に留置することができる。

第七十六條　被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前項の告知は、合議体の構成員又は裁判所書記にこれをさせることができる。

第六十六條第四項の規定により勾引状を発した場合には、第一項の告知は、その勾引状を発した裁判官がこれをしなければならない。但し、裁判所書記にその告知をさせることができる。

第七十七條　逮捕又は勾引に引き続き勾留する場合を除いて被告人を勾留するには、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでな

い。

第六十一條但書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、前項に規定する事項の外、公訴事実の要旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前條第二項の規定は、前二項の告知についてこれを準用する。

第七十八條　勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は監獄の長若しくはその代理者に弁護士又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の申出を受けた裁判所又は監獄の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士又は弁護士会にその旨を通知しなければならない。被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の弁護士又は一の弁護士会にこれを通知すれば足りる。

第七十九條　被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第八十條　勾留されている被告人は、第三十九條第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により監獄に留置されている被告人も、同様である。

第八十一條　裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九條第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

第八十二條　勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる。

勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。

前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若しくは勾留の取消があつたとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十三條　開示の手続は、公開の法廷でこれをしなければならない。

法廷は、裁判官及び裁判所書記が列席してこれを開く。

被告人及びその弁護人が出頭しないときは、開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病気その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

第八十四條　法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない。

被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができる。検察官も、同様である。

第八十五條　開示の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第八十六條　同一の勾留について第八十二條の請求が二以上ある場合には、開示の手続は、最初の請求についてこれを行う。その他の請求は、開示の手続が終つた後、決定でこれを却下しなければならない。

第八十七條　勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十八條　勾留されている被告人又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができる。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十九條　保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならない。

一　被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

二　被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三　被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

四　被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

五　被告人の氏名及び住居が判らないとき。

第九十條　裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

第九十一條　勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八條に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならない。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十二條　裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

第九十三條　保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相

当な金額でなければならない。

保釈を許す場合には、被告人の住居を制限しその他適当と認める條件を附することができる。

第九十四條　保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができない。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

裁判所は、有價証券又は裁判所の適当と認める被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

第九十五條　裁判所は、適当と認めるときは、決定で、勾留されている被告人を親族、保護團体その他の者に委託し、又は被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止することができる。

第九十六條　被告人が逃亡したとき、逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は住居の制限その他裁判所の定めた條件に違反したときは、裁判所は、決定で保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没取することができる。

保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行のため呼出を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときは、檢察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を

没取しなければならない。

第九十七條　上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならない。

上訴中の事件で訴訟記錄が上訴裁判所に到達していないものについて前項の決定をすべき裁判所は、裁判所の規則の定めるところによる。

前二項の規定は、勾留の理由の開示をすべき場合にこれを準用する。

第九十八條　保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、檢察事務官、司法警察職員又は監獄官吏は、檢察官の指揮により、勾留狀の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを收監しなければならない。

第九章　押收及び捜索

第九十九條　裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没收すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

裁判所は、差し押えるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

第百條　裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものを差し押え、又は提出させることができる。

前項の規定に該当しない郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りる狀況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出させることができる。

前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第百一條　被告人その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第百二條　裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所に就き、捜索をすることができる。

被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押收すべき物の存在を認めるに足りる狀況のある場合に限り、捜索をすることができる。

第百三條　公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の祕密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官廳の承諾がなければ、押收をすることはできない。但し、当該監督官廳は、國の重大な

利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四條　左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については內閣の承諾がなければ、押收をすることはできない。

一　衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

二　內閣總理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は內閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百五條　医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の祕密に関するものについては、押收を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押收の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百六條　公判廷外における差押又は捜索は、差押狀又は捜索狀を発してこれをしなければならない。

第百七條　差押狀又は捜索狀には、被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物又は捜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令狀はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項の規定は、前項の差押狀又は捜索狀についてこれを準用する。

第百八條　差押狀又は捜索狀は、檢察官の指揮によつて、檢察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。

裁判所は、差押狀又は捜索狀の執行に関し、その執行をする者に対し書面で適当と認める指示をすることができる。

前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十一條の規定は、差押狀又は捜索狀の執行についてこれを準用する。

第百九條　檢察事務官又は裁判所書記は、差押狀又は捜索狀の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第百十條　差押狀又は捜索狀は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

第百十一條　差押狀又は捜索狀の執行については、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。公判廷で差押又は捜索をする場合も、同樣である。

前項の処分は、押收物についても、これをすることができる。

第百十二條　差押狀又は捜索狀の執行中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に出入することを禁止することができる。

前項の禁止に從わない者は、これを退去させ、又は執行が終るまでこれに看守者を附することができる。

第百十三條　檢察官、被告人又は弁護人は、差押狀又は捜索狀の執行に立ち会うことができる。但し、身体の拘束を受けている被告人は、この限りでない。

差押狀又は捜索狀の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会うことができる者に通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

裁判所は、差押狀又は捜索狀の執行について必要があるときは、被告人をこれに立ち会わせることができる。

第百十四條　公務所内で差押狀又は捜索狀の執行をするときは、その長又はこれに代るべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。

前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押狀又は捜索狀の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共團体の職員を立ち会わせなければならない。

第百十五條　女子の身体について捜索狀の執行をする場合には、成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第百十六條　日出前、日没後には、令狀に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押狀又は捜索狀の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

日没前に差押狀又は捜索狀の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第百十七條　左の場所で差押狀又は捜索狀の執行をするについては、前條第一項に規定する制限によることを要しない。

一　賭博、富くじ又は風俗を害する行爲に常用されるものと認められる場所

二　旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所。但し、公開した時間内に限る。

第百十八條　差押狀又は捜索狀の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終るまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第百十九條　捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第百二十條　押收をした場合には、その目錄を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者に、これを交付しなければならない。

第百二十一條　運搬又は保管に不便な押收物については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

危険を生ずる虞がある押收物は、これを廃棄することができる。

前二項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押狀の執行をした者も、これをすることができる。

第百二十二條　没収することができる押收物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを賣却してその代價を保管することができる。

第百二十三條　押收物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

押收物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。

前二項の決定をするについては、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

第百二十四條　押收した贓物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかなときに限り、被告事件の終結を待たないで、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、決定でこれを被害者に還付しなければならない。

前項の規定は、民事訴訟の手続に從い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第百二十五條　押收又は捜索は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の權限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について權限を有しないときは、受託の權限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移塗することができる。

受命裁判官又は受託裁判官がする押收又は捜索については、裁判所がする押收又は捜索に関する規定を準用する。但し、第百條第三項の通知は、裁判所がこれをしなければならない。

第百二十六條　檢察事務官又は司法警察職員は、勾引狀又は勾留狀を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは艦舶内に入り、被告人の捜索をすることができる。この場合には、捜索狀は、これを必要としない。

第百二十七條　第百十一條、第百十二條、第百十四條及び第百十八條の規定は、前條の規定により檢察事務官又は司法警察職員がする捜索についてこれを準用する。但し、急速を要する場合は、第百十四條第二項の規定によることを要しない。

第十章　檢証

第百二十八條　裁判所は、事実発見のため必要があるときは、檢証をすることができる。

第百二十九條　檢証については、身体の檢査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

第百三十條　日出前、日没後には、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者の承諾がなければ、檢証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは艦舶内に入ることはできない。但し、日出後では檢証の目的を達することができない虞がある場合は、この限りでない。

日没前檢証に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

第百十七條に規定する場所については、第一項に規定する制限によることを要しない。

第百三十一條　身体の檢査については、これを受ける者の性別、健康狀態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名誉を害しないように注意しなければならない。

女子の身体を檢査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。

第百三十二條　裁判所は、身体の檢査のため、被告人以外の者を裁判所又は指定の場所に召喚することができる。

第百三十三條　前條の規定により召喚を受けた者が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百三十四條　第百三十二條の規定により召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百三十五條　第百三十二條の規定による召喚に應じない者は、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第百三十六條　第六十二條、第六十三條及び第六十五條の規定は、第百三十二條及び前條の規定による召喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第七十條、第七十一條及び第七十三條第一項の規定は、前條の規定による勾引についてこれを準用する。

第百三十七條　被告人又は被告人以外の者が正当な理由がなく身体の檢査を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百三十八條　正当な理由がなく身体の檢査を拒んだ者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百三十九條　裁判所は、身体の檢査を拒む者を過料に処し、又はこれに刑を科しても、その効果がないと認めるときは、そのまま、身体の檢査を行うことができる。

第百四十條　裁判所は、第百三十七條の規定により過料を科し、又は前條の規定により身体の檢査をするにあたつては、あらかじめ、檢察官の意見を聽き、且つ、身体の檢査を受ける者の異議の理由を知るため適当な努力をしなければならない。

第百四十一條　檢証をするについて必要があるときは、司法警察職員に補助をさせることができる。

第百四十二條　第百十二條乃至第百十四條、第百十八條及び第百二十五條の規定は、檢証についてこれを準用する。

第十一章　証人尋問

第百四十三條　裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。

第百四十四條　公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の祕密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官廳の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官廳は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四十五條　左に揭げる者が前條の申立をしたときは、第一号に揭げる者についてはその院、第二号に揭げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

一　衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

二　内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四十六條　何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第百四十七條　何人も、左に揭げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一　自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者
二　自己の後見人、後見監督人又は保佐人
三　自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

第百四十八條　共犯又は共同被告人の一人又は数人に対し前條の関係がある者でも、他の共犯又は共同被告人のみに関する事項については、証言を拒むことはできない。

第百四十九條　医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百五十條　召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百五十一條　証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百五十二條　召喚に應じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第百五十三條　第六十二條、第六十三條及び第六十五條の規定は、証人の召喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第七十條、第七十一條及び第七十三條第一項の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

第百五十四條　証人には、この法律に特別の定のある場合を除いて、宣誓をさせなければならない。

第百五十五條　宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、その供述は、証言としての効力を妨げられない。

第百五十六條　証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる。

前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

第百五十七條　検察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる。

証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会うことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示したときは、この限りでない。

第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会つたときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

第百五十八條　裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の軽重とを考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、必要と認めるときは、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所でこれを尋問することができる。

前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、検察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機会を與えなければならない。

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

第百五十九條　裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が前條の証人尋問に立ち会わなかつたときは、立ち会わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機会を與えなければならない。

前項の証人の供述が被告人に予期しなかつた著しい不利益なものである場合には、被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。

第百六十條　証人が正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百六十一條　正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百六十二條　裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に証人の同行を命ずることができる。証人が正当な理由がなく同行に應じないときは、これを勾引することができる。

第百六十三條　裁判所外で証人を尋問すべきときは、合議体の構成員にこれをさせ、又は証人の現在地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

受命裁判官又は受託裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長に属する処分をすることができる。但し、第百五十條及び第百六十條の決定は、裁判所もこれをすることができる。

第百五十八條第二項及び第三項並びに第百五十九條に規定する手続は、前項の規定にかかわらず、裁判所がこれをしなければならない。

第百六十四條　証人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。但し、正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。

第十二章　鑑定

第百六十五條　裁判所は、学識経驗のある者に鑑定を命ずることができる。

第百六十六條　鑑定人には、宣誓をさせなければならない。

第百六十七條　被告人の心神又は身体に関する鑑定をさせるについて必要があるときは、裁判所は、期間を定め、病院その他の相当な場所に被告人を留置することができる。

前項の留置は、留置狀を発してこれをしなければならない。

勾留に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、第一項の留置についてこれを準用する。但し、保釈に関する規定は、この限りでない。

第百六十八條　鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、發掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可狀を発して、これをしなければならない。

裁判所は、身体の検査に関し、適当と認める條件を附することができる。

鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可狀を示さなければならない。

前三項の規定は、鑑定人が公判廷でする第一項の処分については、これを適用しない。

第百三十一條、第百三十七條、第百三十八條及び第百四十條の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体の検査についてこれを準用する。

第百六十九條　裁判所は、合議体の構成員に鑑定について必要な処分をさせることができる。但し、第百六十七條第一項に規定する処分については、この限りでない。

第百七十條　検察官及び弁護人は、鑑定に立ち会うことができる。この場合には、第百五十七條第二項の規定を準用する。

第百七十一條　前章の規定は、勾引に関する規定を除いて、鑑定についてこれを準用する。

第百七十二條　身体の検査を受ける者が、鑑定人の第百六十八條第一項の規定によつてする身体の検査を拒んだ場合には、鑑定人は、裁判官にその者の身体の検査を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、第十章の規定に準じ身体の検査をすることができる。

第百七十三條　鑑定人は、旅費、日当及び宿泊料の外、鑑定料及び立替金の弁償を請求することができる。

第百七十四條　特別の知識によつて知り得た過去の事実に関する尋問については、この章の規定によらないで、前章の規定を適用する。

第十三章　通訳及び飜訳

第百七十五條　國語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

第百七十六條　耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。

第百七十七條　國語でない文字又は符号は、これを飜訳させることができる。

第百七十八條　前章の規定は、通訳及び飜訳についてこれを準用する。

第十四章　証拠保全

第百七十九條　被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に押收、捜索、検証、証人の尋問又は鑑定の処分を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第百八十條　検察官及び弁護人は、裁判所において、前條第一項の処分に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、前項の書類及び証拠物を閲覧することができる。但し、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第十五章　訴訟費用

第百八十一條　刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならない。

被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれを負担させることができる。

検察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、上訴に関する訴訟費用は、これを被告人に負担させることができない。

第百八十二條　共犯の訴訟費用は、共犯人に、連帶して、これを負担させることができる。

第百八十三條　告訴、告発又は請求により公訴の提起があつた事件について被告人が無罪又は免訴の裁判を受けた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、その者に訴訟費用を負担させることができる。

第百八十四條　検察官以外の者が上訴又は再審の請求を取り下げた場合には、その者に上訴又は再審に関する費用を負担させることができる。

第百八十五條　裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人に訴訟費用を負担させるときは、聯帶してその裁判をしなければならない。この裁判に対しては、本案の裁判について上訴があ

つたときに限り、不服を申し立てることができる。

第百八十六條　裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負担させるときは、職権で別にその決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百八十七條　裁判によらないで訴訟手続が終了する場合において、訴訟費用を負担させるときは、最終に事件の係属した裁判所が、職権でその決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百八十八條　訴訟費用の負担を命ずる裁判にその額を表示しないときは、執行の指揮をすべき検察官が、これを算定する。

第二編　第一審

第一章　捜査

第百八十九條　警察官及び警察吏員は、それぞれ、他の法律又は國家公安委員会、都道府縣公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第百九十條　森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第百九十一條　検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第百九十二條　検察官と都道府縣公安委員会、市町村公安委員会特別区公安委員会及び司法警察職員とは、捜査に関し、互に協力しなければならない。

第百九十三條　検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、その捜査に関し、必要な一般的指示をすることができる。この場合における一般的指示は、公訴を実行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定めるものに限られる。

検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指示をすることができる。

検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。

前三項の場合において、司法警察職員は、検察官の指示又は指揮に従わなければならない。

第百九十四條　検事総長、検事長又は検事正は、司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示又は指揮に従わない場合において必要と認めるときは、警察官又は警察吏員たる司法警察職員については、國家公安委員会、都道府縣公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会に、警察官又は警察吏員たる者以外の司法

警察職員については、その者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることができる。

國家公安委員会、都道府縣公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員を懲戒し若しくは罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めるところにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

第百九十五條　検察官及び検察事務官は、捜査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

第百九十六條　検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他職務上捜査に関係のある者は、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

第百九十七條　捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。

捜査については、公務所又は公私の團体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百九十八條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

前項の取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、供述を拒むことができる旨を告げなければならない。

被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

第百九十九條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。但し、五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前條の規定による出頭の求めに應じない場合に限る。

前項の逮捕状は、検察官又は司法警察員の請求により、これを発する。

検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百條　逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経

過後は逮捕をすることができず令狀はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項及び第三項の規定は、逮捕狀についてこれを準用する。

第二百一條　逮捕狀により被疑者を逮捕するには、逮捕狀を被疑者に示さなければならない。

第七十三條第三項の規定は、逮捕狀により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

第二百二條　檢察事務官又は司法巡査が逮捕狀により被疑者を逮捕したときは、直ちに、檢察事務官はこれを檢察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

第二百三條　司法警察員は、逮捕狀により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕狀により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機會を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを檢察官に送致する手続をしなければならない。

前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百四條　檢察官は、逮捕狀により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕狀により逮捕された被疑者（前條の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機會を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

前項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

前條第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百五條　檢察官は、第二百三條の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機會を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百六條　檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三條の時間の制限に従うことができなかつたときは、檢察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものであると認める場合でなければ、勾留狀を発することができない。

第二百七條　前三條の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

裁判官は、前項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留狀を発しなければならない。但し、勾留の理由がないと認めるとき、及び前條第二項の規定により勾留狀を発することができないときは、勾留狀を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

第二百八條　前條の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、檢察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、檢察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて十日を超えることができない。

第二百九條　第七十四條、第七十五條及び第七十八條の規定は、逮捕をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百十條　檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕狀を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕狀を求める手続をしなければならない。逮捕狀が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百條の規定は、前項の逮捕狀についてこれを準用する。

第二百十一條　前條の規定により被疑者が逮捕された場合には、第百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十二條　現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。

左の各号の一にあたる者が、罪を行い終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

一　犯人として追呼されているとき。

二　贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。

三　身体又は被服に犯罪の顯著な証跡があるとき。

四　誰何されて逃走しようとするとき。

第二百十三條　現行犯人は、何人でも、逮捕狀なくしてこれを逮捕することができる。

第二百十四條　檢察官、檢察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方檢察廳若しくは區檢察廳の檢察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。

第二百十五條　司法巡査は、現行犯人を受け取つたときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

司法巡査は、犯人を受け取つた場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聽き取らなければならない。必要があるときは、逮捕者に対しともに官公署に行くことを求めることができる。

第二百十六條　現行犯人が逮捕された場合には、第百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十七條　五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡する虞がある場合に限り、第二百十三條乃至前條の規定を適用する。

第二百十八條　檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の發する令狀により、差押、捜索又は檢証をすることができる。この場合において身体の檢査は、身体檢査令狀によらなければならない。

前項の令狀は、檢察官、檢察事務官又は司法警察員の請求により、これを發する。

檢察官、檢察事務官又は司法警察員は、身体檢査令狀の請求をするには、身体の檢査を必要とする理由及び身体の檢査を受ける者の性別、健康狀態その他裁判所の規則で定める事項を示さなければならない。

裁判官は、身体の檢査に関し、適当と認める條件を附することができる。

第二百十九條　前條の令狀には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、檢証すべき場所若しくは物又は檢査すべき身体及び身体の檢査に関する條件、有効期間及びその期間經過後は差押、捜索又は檢証に着手することができず令狀はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項の規定は、前條の令狀についてこれを準用する。

第二百二十條　檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、第百九十九條の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第二百十條の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同樣である。

一　人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。

二　逮捕の現場で差押、捜索又は檢証をすること。

前項後段の場合において、逮捕狀が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しなければならない。

第一項の処分をするには、令狀は、これを必要としない。

第一項第二号及び前項の規定は、檢察事務官又は司法警察職員が勾引狀又は勾留狀を執行する場合にこれを準用する。被疑者に対して發せられた勾引狀又は勾留狀を執行する場合には、第一項第一号の規定をも準用する。

第二百二十一條　檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十二條　第九十九條、第百二條、第百五條、第百十條乃至第百十二條、第百十四條、第百十五條及び第百十八條乃至第百二十四條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二百十八條、第二百二十條及び前條の規定によつてする押收又は捜索について、第百十條、第百十二條、第百十四條、第百十八條、第百二十九條、第百三十一條及び第百三十七條乃至第百四十條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二百十八條又は第二百二十條の規定によつてする檢証について、これを準用する。但し、司法巡査は、第百二十二條乃至第百二十四條に規定する処分をすることができない。

第三百二十條の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、第百十四條第二項の規定によることを要しない。

第百十六條及び第百十七條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二百十八條の規定によつてする押收又は捜索について、これを準用する。

日出前、日沒後には、令狀に夜間でも檢証をすることができる旨の記載がなければ、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、第二百十八條の規定によつてする檢証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。但し、第百十七條に規定する場所については、この限りでない。

日沒前檢証に着手したときは、日沒後でもその処分を繼続することができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、第二百十八條の規定により差押、捜索又は檢証をするについて必要があるときは、被疑者をこれに立ち会わせることができる。

第一項の規定により、身体の檢査を拒んだ者を過料に処し、又はこれに賠償を命ずべきときは、裁判所にその処分を請求しなければならない。

第二百二十三條　檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは飜訳を嘱託することができる。

第百九十八條第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百二十四條　前條第一項の規定により鑑定を嘱託する場合において第百六十七條第一項に規定する処分を必要とするときは、檢察官、檢察事務官又は司法警察員は、裁判官にその処分を請求しなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、第百六十七條の

場合に準じてその処分をしなければならない。

第二百二十五條　第二百二十三條第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第百六十八條第一項に規定する処分をすることができる。

前項の許可の請求は、檢察官、檢察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならない。

第百六十八條第二項乃至第四項及び第六項の規定は、前項の許可状についてこれを準用する。

第二百二十六條　犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三條第一項の規定による取調に対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

第二百二十七條　第二百二十三條第一項の規定による檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の取調に際して任意の供述をした者が、公判期日においては圧迫を受け前にした供述と異る供述をする虞があり、且つ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

前項の請求をするには、檢察官は、証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の証明に欠くことができないものであることを疎明しなければならない。

第二百二十八條　前二條の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項の尋問に立ち会わせることができる。

第二百二十九條　変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方檢察廳又は区檢察廳の檢察官は、檢視をしなければならない。

檢察官は、檢察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

第二百三十條　犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第二百三十一條　被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十二條　被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴をすることができる。

第二百三十三條　死者の名誉を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴をすることができる。

名誉を毀損した罪については被害者が告訴をしないで死亡したときも、前項と同様である。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十四條　親告罪について告訴をすることができる者がない場合には、檢察官は、利害関係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができる。

第二百三十五條　親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。但し、刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行う告訴及び日本國に派遣された外國の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴については、この限りでない。

刑法第二百二十九條但書の場合における告訴は、婚姻の無効又は取消の裁判が確定した日から六箇月以内にこれをしなければ、その効力がない。

第二百三十六條　告訴をすることができる者が数人ある場合には、一人の期間の徒過は、他の者に対しその効力を及ぼさない。

第二百三十七條　告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。

告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。

前二項の規定は、請求を待つて受理すべき事件についての請求についてこれを準用する。

第二百三十八條　親告罪について共犯の一人又は数人に対してした告訴又はその取消は、他の共犯に対しても、その効力を生ずる。

前項の規定は、告発又は請求を待つて受理すべき事件についての告発若しくは請求又はその取消についてこれを準用する。

第二百三十九條　何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第二百四十條　告訴は、代理人によりこれをすることができる。告訴の取消についても、同様である。

第二百四十一條　告訴又は告発は、書面又は口頭で檢察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

檢察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

第二百四十二條　司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を檢察官に送付しなければならない。

第二百四十三條　前二條の規定は、告訴又は告発の取消についてこれを準用する。

第二百四十四條　刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十一條及び前條の規定にかかわらず、外務大臣にこれをすることができる。日本國に派遣された外國の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴又はその取消も、同様である。

第二百四十五條　第二百四十一條及び第二百四十二條の規定は、自

首についてこれを準用する。

第二百四十六條　司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を檢察官に送致しなければならない。但し、檢察官が指定した事件については、この限りでない。

第二章　公訴

第二百四十七條　公訴は、檢察官がこれを行う。

第二百四十八條　犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情狀並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

第二百四十九條　公訴は、檢察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない。

第二百五十條　時効は、左の期間を經過することによつて完成する。

一　死刑にあたる罪については十五年
二　無期の懲役又は禁錮にあたる罪については十年
三　長期十年以上の懲役又は禁錮にあたる罪については七年
四　長期十年未滿の懲役又は禁錮にあたる罪については五年
五　長期五年未滿の懲役若しくは禁錮又は罰金にあたる罪については三年
六　拘留又は科料にあたる罪については一年

第二百五十一條　二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中その一を科すべき罪については、その重い刑に從つて、前條の規定を適用する。

第二百五十二條　刑法により刑を加重し、又は減輕すべき場合には、加重し、又は減輕しない刑に從つて、第二百五十條の規定を適用する。

第二百五十三條　時効は、犯罪行爲が終つた時から進行する。

共犯の場合には、最終の行爲が終つた時から、すべての共犯に對して時効の期間を起算する。

第二百五十四條　時効は、當該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

共犯の一人に對してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に對してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、當該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第二百五十五條　犯人が國外にいる場合又は犯人が逃げ隱れているため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、その國外にいる期間又は逃げ隱れている期間その進行を停止する。

犯人が國外にいること又は犯人が逃げ隱れているため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつたことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百五十六條　公訴の提起は、起訴狀を提出してこれをしなければならない。

起訴狀には、左の事項を記載しなければならない。

一　被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項
二　公訴事実
三　罪名

公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。

訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。

罪名は、適用すべき罰條を示してこれを記載しなければならない。但し、罰條の記載の誤は、被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。

数個の訴因及び罰條は、予備的に又は択一的にこれを記載することができる。

起訴狀には、裁判官に事件につき予斷を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

第二百五十七條　公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

第二百五十八條　檢察官は、事件がその所属檢察廳の対應する裁判所の管轄に属しないものと思料するときは、書類及び証拠物とともにその事件を管轄裁判所に対應する檢察廳の檢察官に送致しなければならない。

第二百五十九條　檢察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨をこれに告げなければならない。

第二百六十條　檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の檢察廳の檢察官に送致したときも、同樣である。

第二百六十一條　檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第二百六十二條　刑法第百九十三條乃至第百九十六條の罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その檢察官所属の檢察廳の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

前項の請求は、第二百六十條の通知を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした檢察官に差し出してこれをしなければならない。

第二百六十三條　前條第一項の請求は、第二百六十六條の決定があるまでこれを取り下げることができる。

前項の取下をした者は、その事件について更に前條第一項の請求をすることができない。

第二百六十四條　檢察官は、第二百六十二條第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

第二百六十五條　第二百六十二條第一項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければならない。

裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百六十六條　裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を受けたときは、左の区別に従い、決定をしなければならない。

一　請求が法令上の方式に違反し、若しくは請求権の消滅後にされたものであるとき、又は請求が理由のないときは、請求を棄却する。

二　請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第二百六十七條　前條第二号の決定があつたときは、その事件について公訴の提起があつたものとみなす。

第二百六十八條　裁判所は、第二百六十六條第二号の規定により事件がその裁判所の審判に付されたときは、その事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない。

前項の指定を受けた弁護士は、事件について公訴を維持するため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行う。但し、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に嘱託してこれをしなければならない。

前項の規定により検察官の職務を行う弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

裁判所は、第一項の指定を受けた弁護士がその職務を行うに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、何時でもその指定を取り消すことができる。

第一項の指定を受けた弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第二百六十九條　裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を棄却する場合又はその請求の取下があつた場合には、決定で、請求者に、その請求に関する手続によつて生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることができる。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百七十條　検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

第三章　公判

第一節　公判準備及び公判手続

第二百七十一條　裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。

公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴状の謄本が送達されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

第二百七十二條　裁判所は、公訴の提起があつたときは、その事件について被告人に弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を知らせなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百七十三條　裁判長は、公判期日を定めなければならない。

公判期日には、被告人を召喚しなければならない。

公判期日は、これを検察官、弁護人及び補佐人に通知しなければならない。

第二百七十四條　裁判所の構内にいる被告人に対し公判期日を通知したときは、召喚状の送達があつた場合と同一の効力を有する。

第二百七十五條　第一回の公判期日と被告人に対する召喚状の送達との間には、裁判所の規則で定める猶予期間を置かなければならない。

第二百七十六條　裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判期日を変更することができる。

公判期日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

前項但書の場合には、変更後の公判期日において、まず、検察官及び被告人又は弁護人に対し、異議を申し立てる機会を与えなければならない。

第二百七十七條　裁判所がその権限を濫用して公判期日を変更したときは、訴訟関係人は、最高裁判所の規則又は訓令の定めるところにより、司法行政監督上の措置を求めることができる。

第二百七十八條　公判期日に召喚を受けた者が病気その他の事由によつて出頭することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、医師の診断書その他の資料を提出しなければならない。

第二百七十九條　裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百八十條　公訴の提起があつた後第一回の公判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官がこれを行う。

第百九十九條若しくは第二百十條の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被疑者でまだ勾留されていないものについて第二百四條又は第二百五條の時間の制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに、被告事件を告げ、これに関する陳述を聴き、勾留状を発しないときは、直ちにその釈放を命じなければならない。

前二項の裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百八十一條　証人については、裁判所は、第百五十八條に掲げる事項を考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き必要と認めるときに限り、公判期日外においてこれを尋問することができる。

第二百八十二條　公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。

公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ檢察官が出席してこれを開く。

第二百八十三條　被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

第二百八十四條　五千円以下の罰金又は科料にあたる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、被告人は、代理人を出頭させることができる。

第二百八十五條　拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその權利の保護のため重要でないと認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円を超える罰金にあたる事件の被告人は、第二百九十一條の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十六條　前三條に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

第二百八十七條　公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振い又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を附することができる。

第二百八十八條　被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができない。

裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。

第二百八十九條　死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第二百九十條　第三十七條各号の場合に弁護人が出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

第二百九十一條　檢察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の權利を保護するため必要な事項を告げた上、被告事件について陳述する機会を與えなければならない。

第二百九十二條　証拠調は、前條の手続が終つた後、これを行う。

第二百九十三條　証拠調が終つた後、檢察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

第二百九十四條　公判期日における訴訟の指揮は、裁判長がこれを行う。

第二百九十五條　裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な權利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行爲についても同様である。

第二百九十六條　証拠調のはじめに、檢察官は、証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならない。但し、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調を請求する意思のない資料に基いて、裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項を述べることはできない。

第二百九十七條　裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、証拠調の範囲、順序及び方法を定めることができる。

前項の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

裁判所は、適当と認めるときは、何時でも、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、第一項の規定により定めた証拠調の範囲、順序又は方法を変更することができる。

第二百九十八條　檢察官、被告人又は弁護人は、証拠調を請求することができる。

裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠調をすることができる。

第二百九十九條　檢察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を與えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を與えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

裁判所が職権で証拠調の決定をするについては、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

第三百條　第三百二十一條第一項第二号後段の規定により証拠とすることができる書面については、檢察官は、必ずその取調を請求しなければならない。

第三百一條　第三百二十二條及び第三百二十四條第一項の規定により証拠とすることができる被告人の供述が自白である場合には、犯罪事実に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取調を請求することはできない。

第三百二條　第三百二十一條乃至第三百二十三條又は第三百二十六條の規定により証拠とすることができる書面が捜査記録の一部であるときは、檢察官は、できる限り他の部分と分離してその取調を請求しなければならない。

第三百三條　公判準備においてした証人その他の者の尋問、檢証、押收及び捜索の結果を記載した書面並びに押收した物については、裁判所は、公判期日において証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。

第三百四條　証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人は、裁判長又は陪席

の裁判官が、まず、これを尋問する。

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人の取調が、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

裁判所は、適当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前二項の尋問の順序を変更することができる。

第三百五條　検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調をするについては、裁判長は、その取調を請求した者にこれを朗読させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させることができる。

裁判所が職権で証拠書類の取調をするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

第三百六條　検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調をするについては、裁判長は、請求をした者をしてこれを示さなければならない。但し、裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させることができる。

裁判所が職権で証拠物の取調をするについては、裁判長は、自らこれを訴訟関係人に示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示さなければならない。

第三百七條　証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについては、前條の規定による外、第三百五條の規定による。

第三百八條　裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を與えなければならない。

第三百九條　検察官、被告人又は弁護人は、証拠調に関し異議を申し立てることができる。

検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができる。

裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならない。

第三百十條　証拠調を終つた証拠書類又は証拠物は、遅滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その謄本を提出することができる。

第三百十一條　被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

第三百十二條　裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

裁判所は、審理の経過に鑑み適当と認めるときは、訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

裁判所は、訴因又は罰條の追加、撤回又は変更があつたときは、速やかに追加、撤回又は変更された部分を被告人に通知しなければならない。

裁判所は、訴因又は罰條の追加又は変更により被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に充分な防禦の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。

第三百十三條　裁判所は、適当と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離し若しくは併合し、又は終結した弁論を再開することができる。

裁判所は、被告人の権利を保護するため必要があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、決定を以て弁論を分離しなければならない。

第三百十四條　被告人が心神喪失の状態に在るときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、その状態の続いている間公判手続を停止しなければならない。但し、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかな場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

被告人が病氣のため出頭することができないときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四條及び第二百八十五條の規定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事実の存否の証明に欠くことのできない証人が病氣のため公判期日に出頭することができないときは、公判期日外においてその取調をするのを適当と認める場合の外、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。

前三項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聴かなければならない。

第三百十五條　開廷後裁判官がかわつたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、判決の宣告をする場合は、この限りでない。

第三百十六條　地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第二節　証拠

第三百十七條　事実の認定は、証拠による。

第三百十八條　証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

第三百十九條　強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には有罪とされない。

前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第三百二十條　第三百二十一條乃至第三百二十八條に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

第三百二十一條　被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を錄取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、左の場合に限り、これを証拠とすることができる。

一　裁判官の面前における供述を錄取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは國外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき。

二　檢察官の面前における供述を錄取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは國外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。

三　前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は國外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるときに限る。但し、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を錄取した書面又は裁判所若しくは裁判官の檢証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の檢証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その眞正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同樣である。

第三百二十二條　被告人が作成した供述書又は被告人の供述を錄取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九條の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を錄取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第三百二十三條　前二條に掲げる書面以外の書面は、左のものに限り、これを証拠とすることができる。

一　戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外國の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面

二　商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面

三　前二号に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面

第三百二十四條　被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二條の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十一條第一項第三号の規定を準用する。

第三百二十五條　裁判所は、前四條の規定により証拠とすることができる書面又は供述であつても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができない。

第三百二十六條　檢察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたときの情況を考慮し相当と認めるときに限り、第三百二十一條乃至前條の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

第三節　公判の裁判

第三百二十七條　裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を取り調べないでも、その書面を証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を爭うことを妨げない。

第三百二十八條　第三百二十一條乃至第三百二十四條の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を爭うためには、これを証拠とすることができる。

第三節　公判の裁判

第三百二十九條　被告事件が裁判所の管轄に属しないときは、判決で管轄違の言渡をしなければならない。但し、第二百六十六條第二号の規定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百三十條　高等裁判所は、その特別権限に属する事件として公訴の提起があつた場合において、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前條の規定にかかわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十一條　裁判所は、被告人の申立がなければ、土地管轄について、管轄違の言渡をすることができない。

管轄違の申立は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。

第三百三十二條　簡易裁判所は、地方裁判所において審判するのを相当と認めるときは、決定で管轄地方裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十三條　被告事件について犯罪の証明があつたときは、第三百三十四條の場合を除いては、判決で刑の言渡をしなければならない。

刑の執行猶予は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

第三百三十四條　被告事件について刑を免除するときは、判決でその旨の言渡をしなければならない。

第三百三十五條　有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。

法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに対する判断を示さなければならない。

第三百三十六條　被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

第三百三十七條　左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

一　確定判決を経たとき。

二　犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。

三　大赦があつたとき。

四　時効が完成したとき。

第三百三十八條　左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

一　被告人に対して裁判権を有しないとき。

二　第三百四十條の規定に違反して公訴が提起されたとき。

三　公訴の提起があつた事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき。

四　公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるとき。

第三百三十九條　左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

一　起訴狀に記載された事実が眞実であつても、何らの罪となるべき事実を包含していないとき。

二　公訴が取り消されたとき。

三　被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存続しなくなつたとき。

四　第十條又は第十一條の規定により審判してはならないとき。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百四十條　公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事実につきあらたに重要な証拠を発見した場合に限り、同一事件について更に公訴を提起することができる。

第三百四十一條　被告人が陳述をせず、許可を受けないで退廷し、又は秩序維持のため裁判長から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聽かないで判決をすることができる。

第三百四十二條　判決は、公判廷において、宣告によりこれを告知する。

第三百四十三條　禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、あらたに保釈又は勾留の執行停止の決定がないときに限り、第九十八條の規定を準用する。

第三百四十四條　禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第八十九條の規定は、これを適用しない。

第三百四十五條　無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却、管轄違、罰金又は科料の判決の宣告があつたときは、勾留狀は、その効力を失う。

第三百四十六條　押收した物について、没收の言渡がないときは、押收を解く言渡があつたものとする。

第三百四十七條　押收した贓物で被害者に還付すべき理由が明らかなものは、これを被害者に還付する言渡をしなければならない。

贓物の対價として得た物について、被害者から交付の請求があつたときは、前項の例による。

仮に還付した物について、別段の言渡がないときは、還付の言渡があつたものとする。

前三項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第三百四十八條　裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があると認めるときは、検察官の請求により又は職権で、被告人に対し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

仮納付の裁判は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

仮納付の裁判は、直ちにこれを執行することができる。

第三百四十九條　刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

前項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百五十條　刑法第五十二條の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事実について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならない。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第三編　上訴

第一章　通則

第三百五十一條　檢察官又は被告人は、上訴をすることができる。

第三百五十二條　第二百六十六條第二号の規定により裁判所の審判に付された事件と他の事件とが併合して審判され、一個の裁判があつた場合には、第二百六十八條第二項の規定により檢察官の職務を行う弁護士及び当該他の事件の檢察官は、その裁判に対し各々独立して上訴をすることができる。

第三百五十二條　檢察官又は被告人以外の者で決定を受けたものは、抗告をすることができる。

第三百五十三條　被告人の法定代理人又は保佐人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十四條　勾留に対しては、勾留の理由の開示があつたときは、その開示の請求をした者も、被告人のため上訴をすることができる。その上訴を棄却する決定に対しても、同様である。

第三百五十五條　原審における代理人又は弁護人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十六條　前三條の上訴は、被告人の明示した意思に反してこれをすることができない。

第三百五十七條　上訴は、裁判の一部に対してこれをすることができる。部分を限らないで上訴をしたときは、裁判の全部に対してしたものとみなす。

第三百五十八條　上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行する。

第三百五十九條　檢察官、被告人又は第三百五十二條に規定する者は、上訴の取下をすることができる。

第三百六十條　第三百五十三條又は第三百五十四條に規定する者は、被告人の同意を得て、上訴の取下をすることができる。

第三百六十一條　上訴の取下をした者は、その事件について更に上訴をすることができない。上訴の取下に同意をした被告人も、同樣である。

第三百六十二條　第三百五十一條乃至第三百五十五條の規定により上訴をすることができる者は、自己又は代人の責に帰することができない事由によつて上訴の提起期間内に上訴をすることができなかつたときは、原裁判所に上訴権回復の請求をすることができる。

第三百六十三條　上訴権回復の請求は、事由が止んだ日から上訴の提起期間に相当する期間内にこれをしなければならない。

上訴権回復の請求をする者は、その請求と同時に上訴の申立をしなければならない。

第三百六十四條　上訴権回復の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百六十五條　上訴権回復の請求があつたときは、原裁判所は、前條の決定をするまで裁判の執行を停止する決定をすることができる。この場合には被告人に対し勾留状を発することができる。

第三百六十六條　監獄にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を監獄の長又はその代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

被告人が自ら申立書を作ることができないときは、監獄の長又はその代理者は、これを代書し、又は所属の吏員にこれをさせなければならない。

第三百六十七條　前條の規定は、監獄にいる被告人が上訴の取下又は上訴権回復の請求をする場合にこれを準用する。

第三百六十八條　檢察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、國は、当該事件の被告人であつた者に対し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。

第三百六十九條　補償すべき費用の範囲は、被告人であつた者又はその弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

第三百七十條　補償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、当該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定をもつてこれを行う。

前項の請求は、当該上訴を棄却する裁判の告知があつた後又は当該上訴の取下があつた後二箇月以内にこれをしなければならない。

第一項の決定で高等裁判所がしたものに対しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百七十一條　補償の請求、補償の支拂その他補償に関する手続については、この法律に特別の定のある場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。

第二章　控訴

第三百七十二條　控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に対してこれをすることができる。

第三百七十三條　控訴の提起期間は、十四日とする。

第三百七十四條　控訴をするには、申立書を第一審裁判所に差し出さなければならない。

第三百七十五條　控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百七十六條　控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならない。

控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な疎明資料又は檢察官若しくは弁護人の保証書を添附しなければならない。

第三百七十七條　左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をすることができる旨の檢察官又は弁護人の保証書を添附しなければならない。

一　法律に從つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二　法令により判決に関與することができない裁判官が判決に関與したこと。

三　審判の公開に関する規定に違反したこと。

第三百七十八條　左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつてその事由があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

一　不法に管轄又は管轄違を認めたこと。

二　不法に、公訴を受理し、又はこれを棄却したこと。

三　審判の請求を受けた事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をしたこと。

四　判決に理由を附せず、又は理由にくいちがいがあること。

第三百七十九條　前二條の場合を除いて、訴訟手続に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつてその事由があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

第三百八十條　法令の適用に誤があつてその誤が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をすることができる旨の檢察官又は弁護人の保証書を添附しなければならない。

第三百八十一條　刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて刑の量定が不当であることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

第三百八十二條　事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

第三百八十三條　左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることを疎明する資料を添附しなければならない。

一　再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

二　判決があつた後に刑の廢止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第三百八十四條　控訴の申立は、第三百七十七條乃至前條に規定する事由があることを理由とするときに限り、これをすることがで

きる。

第三百八十五條　控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであることが明らかなときは、控訴裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定に対しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百八十六條　左の場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却しなければならない。

一　第三百七十六條第一項に定める期間内に控訴趣意書を差し出さないとき。

二　控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式に違反しているとき、又は控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところに從い必要な疎明資料若しくは保証書を添附しないとき。

三　控訴趣意書に記載された控訴の申立の理由が、明らかに第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に該当しないとき。

前條第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第三百八十七條　控訴審では、弁護士以外の者を弁護人に選任することはできない。

第三百八十八條　控訴審では、被告人のためにする弁論は、弁護人でなければ、これをすることができない。

第三百八十九條　公判期日には、檢察官及び弁護人は、控訴趣意書に基いて弁論をしなければならない。

第三百九十條　控訴審においては、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、裁判所は、五千円以下の罰金又は科料にあたる事件以外の事件について、被告人の出頭がその権利の保護のため重要であると認めるときは、被告人の出頭を命ずることができる。

第三百九十一條　弁護人が出頭しないとき、又は弁護人の選任がないときは、この法律により弁護人を要する場合又は決定で弁護人を附した場合を除いては、檢察官の陳述を聽いて判決をすることができる。

第三百九十二條　控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならない。

控訴裁判所は、控訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七條乃至三百八十三條に規定する事由に関しては、職権で調査をすることができる。

第三百九十三條　控訴裁判所は、前條の調査をするについて必要があるときは、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で事実の取調をすることができる。但し、第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠でその事由が疎明されたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するために欠くことができない場合に限り、これを取り調べなければならない。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第三百九十四條　第一審において証拠とすることができた証拠は、控訴審においても、これを証拠とすることができる。

第三百九十五條　控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであるときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十六條　第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由があるときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十七條　第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第三百九十八條　不法に、管轄違を言い渡し、又は公訴を棄却したことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を原裁判所に差し戻さなければならない。

第三百九十九條　不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、その事件について第一審の管轄権を有するときは、第一審として審判をしなければならない。

第四百條　前二條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第四百六條　最高裁判所は、前條の規定により上告をすることができる場合以外の場合であつても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、その判決確定前に限り、裁判所の規則の定めるところにより、自ら上告審としてその事件を受理することができる。

第四百七條　上告趣意書には、裁判所の規則の定めるところにより、上告の申立の理由を明示しなければならない。

第四百八條　上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

第四百九條　上告審においては、公判期日に被告人を召喚することを要しない。

第四百十條　上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。但し、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合は、この限りでない。

第四百五條第二号又は第三号に規定する事由のみがある場合において、上告裁判所がその判例を変更して原判決を維持するのを相当とするときは、前項の規定は、これを適用しない。

第四百十一條　上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

一　判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。

二　刑の量定が甚しく不当であること。

三　判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。

四　再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

五　判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第四百十二條　不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄控訴裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

第四百十三條　前條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百十四條　前章の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第四百十五條　上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを発見したときは、検察官、被告人又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。

前項の申立は、判決の宣告があつた日から十日以内にこれをし

所は、訴訟記録並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百一條　被告人の利益のため原判決を破棄する場合において、破棄の理由が控訴をした共同被告人に共通であるときは、その共同被告人のためにも原判決を破棄しなければならない。

第四百二條　被告人が控訴をし、又は被告人のため控訴をした事件については、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百三條　原裁判所が不法に公訴棄却の決定をしなかつたときは、決定で公訴を棄却しなければならない。

第三百八十五條第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第四百四條　第二編中公判に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、控訴の審判についてこれを準用する。

第三章　上告

第四百五條　高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

一　憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。

二　最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三　最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

なければならない。

上告裁判所は、適当と認めるときは、第一項に規定する者の申立により、前項の期間を延長することができる。

第四百十六條　訂正の判決は、弁論を経ないでもこれをすることができる。

第四百十七條　上告裁判所は、訂正の判決をしないときは、速やかに決定で申立を棄却しなければならない。

訂正の判決に対しては、第四百十五條第一項の申立をすることはできない。

第四百十八條　上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五條の期間を経過したとき、又はその期間内に同條第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに、確定する。

第四章　抗告

第四百十九條　抗告は、特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合の外、裁判所のした決定に対してこれをすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第四百二十條　裁判所の管轄又は訴訟手続に関し判決前にした決定に対しては、この法律に特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合を除いては、抗告をすることはできない。

前項の規定は、勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する決定及び鑑定のために留置に関する決定については、これを適用しない。

勾留に対しては、前項の規定にかかわらず、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることはできない。

第四百二十一條　抗告は、即時抗告を除いては、何時でもこれをすることができる。但し、原決定を取り消しても実益がないようになつたときは、この限りでない。

第四百二十二條　即時抗告の提起期間は、三日とする。

第四百二十三條　抗告をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならない。

原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

第四百二十四條　抗告は、即時抗告を除いては、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所は、決定で、抗告の裁判があるまで執行を停止することができる。

抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止することができる。

第四百二十五條　即時抗告の提起期間内及びその申立があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百二十六條　抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならない。

抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならない。

第四百二十七條　抗告裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第四百二十八條　高等裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

即時抗告をすることができる旨の規定がある決定並びに第四百十九條及び第四百二十條の規定により抗告をすることができる決定で高等裁判所がしたものに対しては、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

前項の異議の申立に関しては、抗告に関する規定を準用する。即時抗告をすることができる旨の規定がある決定に対する異議の申立に関しては、即時抗告に関する規定を準用する。

第四百二十九條　裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。

一　忌避の申立を却下する裁判

二　勾留、押収又は押収物の還付に関する裁判

三　鑑定のため留置を命ずる裁判

四　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に対して過料又は費用の賠償を命ずる裁判

五　身体の検査を受ける者に対して過料又は費用の賠償を命ずる裁判

第四百二十條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第一項の請求を受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

第一項第四号又は第五号の裁判の取消又は変更の請求は、その裁判のあつた日から三日以内にこれをしなければならない。

前項の請求期間内及びその請求があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百三十條　検察官又は検察事務官のした第三十九條第三項の処分又は押収若しくは押収物の還付に関する処分に不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察廳の対應する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

司法警察職員のした前項の処分に不服がある者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

前二項の請求については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、これを適用しない。

第四百三十一條　前二條の請求をするには、請求書を管轄裁判所に差し出さなければならない。

第四百三十二條　第四百二十四條、第四百二十六條及び第四百二十七條の規定は、第四百二十九條及び第四百三十條の請求があつた場合にこれを準用する。

第四百三十三條　この法律により不服を申し立てることができない

決定又は命令に対しては、第四百五條に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第四百三十四條　第四百二十三條、第四百二十四條及び第四百二十六條の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、前條第一項の抗告についてこれを準用する。

第四編　再審

第四百三十五條　再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

一　原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により僞造又は変造であつたことが証明されたとき。

二　原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は飜訳が確定判決により虚僞であつたことが証明されたとき。

三　有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四　原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五　特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六　有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七　原判決に関與した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関與した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四百三十六條　再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

一　前條第一号又は第二号に規定する事由があるとき。

二　原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関與した裁判官について前條第七号に規定する事由があるとき。

第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第四百三十七條　前二條の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第四百三十八條　再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

第四百三十九條　再審の請求は、左の者がこれをすることができる。

一　検察官

二　有罪の言渡を受けた者

三　有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

四　有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

第四百三十五條第七号又は第四百三十六條第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれをすることができない。

第四百四十條　検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

第四百四十一條　再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになつたときでも、これをすることができる。

第四百四十二條　再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対應する検察廳の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。

第四百四十三條　再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを取り下げることができる。

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

第四百四十四條　第三百六十六條の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。

第四百四十五條　再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百四十六條　再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第四百四十七條　再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

第四百四十八條　再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第四百四十九條　控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百五十條　第四百四十六條、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項又は前條第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百五十一條　裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第四百四十九條の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。

左の場合には、第三百十四條第一項本文及び第三百三十九條第一項第三号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

一　死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。

二　有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第四百五十二條　再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百五十三條　再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

第五編　非常上告

第四百五十四條　検事総長は、判決が確定した後その事件の審判が法令に違反したことを発見したときは、最高裁判所に非常上告をすることができる。

第四百五十五條　非常上告をするには、その理由を記載した申立書を最高裁判所に差し出さなければならない。

第四百五十六條　公判期日には、検察官は、申立書に基いて陳述をしなければならない。

第四百五十七條　非常上告が理由のないときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第四百五十八條　非常上告が理由のあるときは、左の区別に従い、判決をしなければならない。

一　原判決が法令に違反したときは、その違反した部分を破棄する。但し、原判決が被告人のため不利益であるときは、これを破棄して、被告事件について更に判決をする。

二　訴訟手続が法令に違反したときは、その違反した手続を破棄する。

第四百五十九條　非常上告の判決は、前條第一号但書の規定によりされたものを除いては、その効力を被告人に及ぼさない。

第四百六十條　裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調査をしなければならない。

裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に関しては、事実の取調をすることができる。この場合には、第三百九十三條第二項の規定を準用する。

第六編　略式手続

第四百六十一條　簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、五千円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他附随の処分をすることができる。

略式命令は、被疑者が検察官から略式命令の請求をすることを告げられた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がないときに限り、これをすることができる。

第四百六十二條　略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならない。

第四百六十三條　前條の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると思料するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。但し、裁判所法第三十三條第二項の場合には、決定で事件を管轄地方裁判所に移送しなければならない。

第四百六十四條　略式命令には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附随の処分並びに略式命令の告知があつた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができる旨を示さなければならない。

第四百六十五條　略式命令を受けた者又は検察官は、その告知を受けた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができる。

正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所に、書面でこれをしなければならない。正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、速やかにその旨を検察官又は略式命令を受けた者に通知しなければならない。

第四百六十六條　正式裁判の請求は、第一審の判決があるまでこれを取り下げることができる。

第四百六十七條　第三百五十三條、第三百五十五條乃至第三百五十七條及び第三百五十九條乃至第三百六十五條の規定は、正式裁判の請求又はその取下についてこれを準用する。

第四百六十八條　正式裁判の請求が法令上の方式に違反し、又は請

求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

正式裁判の請求を適法とするときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。この場合には、第四百六十三條但書の規定を準用する。

前項前段の場合においては、略式命令に拘束されない。

第四百六十九條　正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令は、その効力を失う。

第四百七十條　略式命令は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

第七編　裁判の執行

第四百七十一條　裁判は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後これを執行する。

第四百七十二條　裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対應する検察廳の検察官がこれを指揮する。但し、第七十條第一項但書の場合、第百八條第一項但書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対應する検察廳の検察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所に対應する検察廳に在るときは、その裁判所に対應する検察官が、これを指揮する。

第四百七十三條　裁判の執行は、書面でこれをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これをすることができる。

第四百七十四條　二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除いては、その重いものを先にする。但し、最高検察廳の検察官は検事総長の、その他の検察官は検事長の許可を得て、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百七十五條　死刑の執行は、法務総裁の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これを其の期間に算入しない。

第四百七十六條　法務総裁が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならない。

第四百七十七條　死刑は、検察官、検察事務官及び監獄の長又はその代理者の立会の上、これを執行しなければならない。

検察官又は監獄の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。

第四百七十八條　死刑の執行に立ち会つた検察事務官は、執行始末書を作り、検察官及び監獄の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない。

第四百七十九條　死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務総裁の命令によつて執行を停止する。

死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているときは、法務総裁の命令によつて執行を停止する。

前二項の規定により死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の状態が回復した後又は出産の後に法務総裁の命令がなければ、執行することはできない。

第四百七十五條第二項の規定は、前項の命令についてこれを準用する。この場合において、判決確定の日とあるのは、心神喪失の状態が回復した日又は出産の日と読み替えるものとする。

第四百八十條　懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡をした裁判所に対應する検察廳の検察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検察廳の検察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十一條　前條の規定により刑の執行を停止した場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者を監護義務者又は地方公共團体の長に引き渡し、病院その他の適当な場所に入れさせなければならない。

刑の執行を停止された者は、前項の処分があるまでこれを監獄に留置し、その期間を刑期に算入する。

第四百八十二條　懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡をした裁判所に対應する検察廳の検察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検察廳の検察官の指揮によつて執行を停止することができる。但し、最高検察廳の検察官にあつては検事総長の、その他の検察官にあつては検事長の許可を得なければならない。

一　刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき。

二　年齢七十年以上であるとき。

三　受胎後百五十日以上であるとき。

四　出産後六十日を経過しないとき。

五　刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき。

六　祖父母又は父母が年齢七十年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。

七　子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。

八　その他重大な事由があるとき。

第四百八十三條　第五百條に規定する申立の期間内及びその申立があつたときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行は、その申立についての裁判が確定するまで停止される。

第四百八十四條　死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が拘禁されていないときは、検察官は、執行のためこれを呼び出さなければならない。呼出に應じないときは、收監狀を発しなければ

ならない。

第四百八十五條　死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が逃亡したとき、又は逃亡する虞があるときは、檢察官は、直ちに收監狀を發し、又は司法警察員にこれを發せしめることができる。

第四百八十六條　死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者の現在地が判らないときは、檢察官は、檢事長にその收監を請求することができる。

請求を受けた檢事長は、その管內の檢察官に收監狀を發せしめなければならない。

第四百八十七條　收監狀には、刑の言渡を受けた者の氏名、住居、年齡、刑名、刑期その他收監に必要な事項を記載し、檢察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければならない。

第四百八十八條　收監狀は、勾引狀と同一の効力を有する。

第四百八十九條　收監狀の執行については、勾引狀の執行に関する規定を準用する。

第四百九十條　罰金、科料、沒收、追徵、過料、沒取、訴訟費用、費用賠償又は仮納付の裁判は、檢察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

前項の裁判の執行については、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第四百九十一條　沒收又は租稅その他の公課若しくは專賣に関する法令の規定により言い渡した罰金若しくは追徵は、刑の言渡を受けた者が判決の確定した後死亡した場合には、相続財產についてこれを執行することができる。

第四百九十二條　法人に対して罰金、科料、沒收又は追徵を言い渡した場合に、その法人が判決の確定した後合併によつて消滅したときは、合併の後存続する法人又は合併によつて設立された法人に対して執行することができる。

第四百九十三條　第一審と第二審とにおいて、仮納付の裁判があつた場合に、第一審の仮納付の裁判について既に執行があつたときは、その執行は、これを第二審の仮納付の裁判で納付を命ぜられた金額の限度において、第二審の仮納付の裁判についての執行とみなす。

前項の場合において、第一審の仮納付の裁判の執行によつて得た金額が第二審の仮納付の裁判で納付を命ぜられた金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十四條　仮納付の裁判の執行があつた後に、罰金、科料又は追徵の裁判が確定したときは、その金額の限度において刑の執行があつたものとみなす。

前項の場合において、仮納付の裁判の執行によつて得た金額が罰金、科料又は追徵の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十五條　上訴の提起期間中の未決勾留の日数は、上訴申立後の未決勾留の日数を除き、全部これを本刑に通算する。

上訴申立後の未決勾留の日数は、左の場合には、全部これを本刑に通算する。

一　檢察官が上訴を申し立てたとき。

二　檢察官以外の者が上訴を申し立てた場合においてその上訴審において原判決が破棄されたとき。

前二項の規定による通算については、未決勾留の一日を刑期の一日又は金額の二十円に折算する。

上訴裁判所が原判決を破棄した後の未決勾留は、上訴中の未決勾留日数に準じて、これを通算する。

第四百九十六條　沒收物は、檢察官がこれを処分しなければならない。

第四百九十七條　沒收を執行した後三箇月以內に、権利を有する者が沒收物の交付を請求したときは、檢察官は、破壞し、又は廢棄すべき物を除いては、これを交付しなければならない。

沒收物を処分した後前項の請求があつた場合には、檢察官は、公賣によつて得た代價を交付しなければならない。

第四百九十八條　僞造し、又は変造された物を返還する場合には、僞造又は変造の部分をその物に表示しなければならない。

僞造し、又は変造された物が押收されていないときは、これを提出させて、前項に規定する手続をしなければならない。但し、その物が公務所に属するときは、僞造又は変造の部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

第四百九十九條　押收物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によつて、その物を還付することができない場合には、檢察官は、その旨を官報で公告しなければならない。

公告をしたときから六箇月以內に還付の請求がないときは、その物は、國庫に歸属する。

前項の期間內でも、價値のない物は、これを廢棄し、保管に不便な物は、これを公賣してその代價を保管することができる。

第五百條　訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

前項の申立は、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した後十日以內にこれをしなければならない。

第五百一條　刑の言渡を受けた者は、裁判の解釈について疑があるときは、言渡をした裁判所に裁判の解釈を求める申立をすることができる。

第五百二條　裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人は、執行に関し檢察官のした処分を不当とするときは、言渡をした裁判所に異議の申立をすることができる。

第五百三條　前三條の申立は、決定があるまでこれを取り下げることができる。

第三百六十六條の規定は、前三條の申立及びその取下についてこれを準用する。

第五百四條　第五百條乃至第五百二條の申立についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第五百五條　罰金又は科料を完納することができない場合における労役場留置の執行については、刑の執行に関する規定を準用する。

第五百六條　第四百九十條第一項の裁判の執行の費用は、執行を受ける者の負担とし、民事訴訟に関する法令の規定に準じて、執行と同時にこれを取り立てなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

◎少年法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十八号）（法務総裁・厚生大臣署名）

少年法目次

第一章　総則
第二章　少年の保護事件
　第一節　通則
　第二節　調査及び審判
　第三節　抗告
第三章　成人の刑事事件
第四章　少年の刑事事件
　第一節　通則
　第二節　手続
　第三節　処分
第五章　雑則
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

（少年、成人、保護者）

第二條　この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。

2　この法律で「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。

第二章　少年の保護事件

第一節　通則

（審判に付すべき少年）

第三條　次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一　罪を犯した少年及び十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

二　次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯す虞のある少年

（イ）保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

（ロ）正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。

（ハ）犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること。

（ニ）自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

2　家庭裁判所は、前項第二号に掲げる少年で十四歳に満たない者については、都道府縣知事又は兒童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。

（判事補の職権）

第四條　第二十條の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれをすることができる。

（管轄）

第五條　保護事件の管轄は、少年の行爲地、住所、居所又は現在地による。

2　家庭裁判所は、保護の適正を期するため特に必要があると認めるときは、決定をもつて、事件を他の管轄家庭裁判所に移送することができる。

3　家庭裁判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならない。

第二節　調査及び審判

（通告）

第六條　家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

（少年保護司の報告）

第七條　少年保護司は、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見したときは、これを裁判官に報告しなければならない。

2　少年保護司は、前項の報告に先だち、少年及び保護者について、事情を調査することができる。

（事件の調査）

第八條　家庭裁判所は、前二條の通告又は報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。檢察官、司法警察員、都道府縣知事又は兒童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同樣である。

2　家庭裁判所は、少年保護司に命じて、少年、保護者又は參考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

（調査の方針）

第九條　前條の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行狀、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識を活用して、これを行うように努めなければならない。

（附添人）

第十條　少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人を選任することができる。但し、弁護士を附添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

2　保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人となることができる。

（呼出、同行）

第十一條　家庭裁判所は、事件の調査について必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を発することができる。

2　家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を発することができる。

（緊急の場合の同行）

第十二條　家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前條第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発することができる。

（同行状の執行）

第十三條　同行状は、少年保護司がこれを執行する。

2　家庭裁判所は、警察官、警察吏員、観察官又は保護委員をして、同行状を執行させることができる。

（証人尋問・鑑定・通訳・飜訳）

第十四條　家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは飜訳を命ずることができる。

2　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳及び飜訳に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

（援助、協力）

第十五條　家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、警察吏員、観察官、保護委員、児童福祉司又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

2　家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の團体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。

（観護の措置）

第十七條　家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる観護の措置をとることができる。

一　少年保護司の観護に付すること。

二　少年観護所に送致すること。

2　同行された少年については、観護の措置は、遅くとも、到着のときから二十四時間以内に、これを行わなければならない。検察官又は司法警察員から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。

3　第一項第二号の措置においては、少年観護所に収容する期間は、二週間を越えることはできない。特に継続の必要があるときは、一回に限り、決定をもつてこれを更新することができる。但し、検察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がとられ、又は勾留状が発せられた事件であるときは、收容の期間は、これを更新することはできない。

4　裁判官が第四十三條第二項の請求により、第一項第一号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第一号の措置とみなす。

5　裁判官が第四十三條第一項の請求により、第一項第二号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第二号の措置とみなす。この場合には、第三項の期間は、家庭裁判所が事件の送致を受けた日から、これを起算する。

6　観護の措置は、決定をもつて、これを取り消し、又は変更することができる。但し、第一項第二号の措置については、收容の期間は、通じて四週間を越えることはできない。

（兒童福祉法の措置）

第十八條　家庭裁判所は、調査の結果、兒童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、事件を権限を有する都道府縣知事又は兒童相談所長に送致しなければならない。但し、都道府縣知事又は兒童相談所長から送致を受けた事件については、この限りでない。

（審判を開始しない旨の決定）

第十九條　家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

（検察官への送致）

第二十條　家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照して刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対應する検察廳の検察官に送致しなければならない。但し、送致のとき十六歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない。

（審判開始の決定）

第二十一條　家庭裁判所は、調査の結果、審判を開始するのが相当であると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

（審判の方式）

第二十二條　審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない。

2　審判は、これを公開しない。

（審判開始後保護処分に付しない場合）

第二十三條　家庭裁判所は、審判の結果、第十八條又は第二十條にあたる場合であると認めるときは、それぞれ、所定の決定をしなければならない。

2　家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

（保護処分の決定）

第二十四條　家庭裁判所は、前條の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。

らない。

一　地方少年保護委員会の観察に付すること。

二　教護院又は養護施設に送致すること。

三　少年院に送致すること。

2　前項第一号及び第三号の保護処分においては、地方少年保護委員会をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

（少年保護司の観察）

第二十五條　家庭裁判所は、前條第一項の保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもつて、相当の期間、少年保護司の観察に付することができる。

2　家庭裁判所は、前項の観察とあわせて、次に掲げる措置をとることができる。

一　遵守事項を定めてその履行を命ずること。

二　條件を附けて保護者に引き渡すこと。

三　適当な施設、團体又は個人に補導を委託すること。

（決定の執行）

第二十六條　家庭裁判所は、第十七條第一項第二号、第十八條、第二十條及び第二十四條第一項の決定をしたときは、少年保護司、警察官、警察吏員、観察官、保護委員、兒童福祉司又は兒童委員をして、その決定を執行させることができる。

2　家庭裁判所は、第十七條第一項第二号、第十八條、第二十條及び第二十四條第一項の決定を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状を発することができる。

3　家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を発することができる。

4　第十三條の規定は、前項の同行状に、これを準用する。

（競合する処分の調整）

第二十七條　保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定したときは、保護処分をした家庭裁判所は、相当と認めるときは、その保護処分を取り消すことができる。

2　保護処分の継続中、本人に対して新たな保護処分がなされたときは、新たな保護処分をした家庭裁判所は、前の保護処分をした家庭裁判所の意見を聞いて、いずれかの保護処分を取消すことができる。

（報告と意見の提出）

第二十八條　家庭裁判所は、第二十四條又は第二十五條の決定をした場合において、施設、團体、個人、地方少年保護委員会、兒童福祉施設又は少年院に対して、少年に関する報告又は意見の提出を求めることができる。

（委託費用の支給）

第二十九條　家庭裁判所は、第二十五條第二項第三号の措置として、適当な施設、團体又は個人に補導を委託したときは、その者に対して、これによつて生じた費用の全部又は一部を支給することができる。

（証人等の費用）

第三十條　証人、鑑定人、飜訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2　参考人は、旅費、日当、宿泊料を請求することができる。

3　参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

（費用の徴収）

第三十一條　家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、飜訳人及び参考人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年観護所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の費用の徴収については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百八條の規定を準用する。

第三節　抗告

（抗告）

第三十二條　保護処分の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、少年、その法定代理人又は附添人から、二週間以内に、抗告をすることができる。但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

2　第三十四條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

（その他の事項）

第三十六條　この法律で定めるものの外、保護事件に関して必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第三章　成人の刑事事件

（公訴の提起）

第三十七條　次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。

一　未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）の罪
二　未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の罪
三　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五十六條又は少年についての第六十四條に関する第百十八條の罪、第六十條第二項若しくは第三項、少年についての第六十二條又は第六十三條（第三項を除く。）、第七十二條に関する第百十九條第一号の罪、第五十七條から第五十九條まで、少年についての第六十八條に関する第百二十條第一号の罪（これらの罪に関する第百二十一條の規定による事業主の罪を含む。）
四　児童福祉法第六十條の罪

2　前項に掲げる罪とその他の罪が刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四條第一項に規定する関係にある事件については、前項に掲げる罪の刑をもつて処断すべきときに限り、前項の規定を適用する。

（事件の通告）

第三十八條　家庭裁判所は、少年に対する保護事件の調査又は審判により、前條に掲げる事件を発見したときは、これを検察官又は司法警察員に通知しなければならない。

（地方裁判所への移送）

第三十九條　家庭裁判所は第三十七條に掲げる事件について、禁錮以上の刑を科するのを相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

第四章　少年の刑事事件

第一節　通則

（準拠法例）

第四十條　少年の刑事事件については、この法律で定めるものの外、一般の例による。

第二節　手続

（司法警察員の送致）

第四十一條　司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。

（検察官の送致）

第四十二條　検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、第四十五條第五号本文に規定する場合を除いて、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。

（勾留に代わる措置）

第四十三條　検察官は、少年の被疑事件においては、裁判官に対して、勾留の請求に代え、第十七條第一項の措置を請求することができる。但し、第十七條第一項第一号の措置は、家庭裁判所の裁判官に対して、これを請求しなければならない。

2　前項の請求を受けた裁判官は、第十七條第一項の措置に関して、家庭裁判所と同一の権限を有する。

3　検察官は、少年の被疑事件においては、やむを得ない場合でなければ、裁判官に対して、勾留を請求することはできない。

（勾留に代わる措置の効力）

第四十四條　裁判官が前條第一項の請求に基いて第十七條第一項第一号の措置をとつた場合において、検察官は、捜査を遂げた結果、事件を家庭裁判所に送致しないときは、直ちに、裁判官に対して、その措置の取消を請求しなければならない。

2　裁判官が前條第一項の請求に基いて第十七條第一項第二号の措置をとるときは、令状を発してこれをしなければならない。

3　前項の措置の効力は、その請求をした日から十日とする。

（検察官へ送致後の取扱）

第四十五條　家庭裁判所が、第二十條の規定によつて事件を検察官に送致したときは、次の例による。

一　第十七條第一項第一号の措置は、その少年の事件が再び家庭裁判所に送致された場合を除いて、検察官が事件の送致を受けた日から十日以内に公訴が提起されないときは、その効力を失う。公訴が提起されたときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権をもつて、いつでも、これを取り消すことができる。

二　前号の措置の継続中、勾留状が発せられたときは、その措置は、これによつて、その効力を失う。

三　第一号の措置は、その少年が満二十歳に達した後も、引き続きその効力を有する。

四　第十七條第一項第二号の措置は、これを勾留とみなし、その期間は、検察官が事件の送致を受けた日から、これを起算する。この場合において、その事件が先に勾留状の発せられた事件であるときは、この期間は、これを延長することはできない。

五　検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならない。但し、送致を受けた事件の一部について公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないか、又は犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴追を相当でないと思料するときは、この限りでない。送致後の情況により訴追を相当でないと思料するときも、同様である。

六　弁護士である附添人は、これを弁護人とみなす。

（保護処分の効力）

第四十六條　罪を犯した少年に対して第二十四條第一項の保護処分がなされたときは、審判を経た事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。

（時効の停止）

第四十七條　第八條第二項前段の場合においては第二十一條の決定があつてから、第八條第一項後段の場合においては送致を受けてから、事件が家庭裁判所に係属中、公訴の時効は、その進行を停止する。

2　前項の規定は、第二十一條の決定又は送致の後、本人が滿二十歳に達した事件についても、これを適用する。

（勾留）

第四十八條　勾留狀は、やむを得ない場合でなければ、少年に対して、これを発することはできない。

2　少年を勾留する場合には、少年観護所にこれを拘禁することができる。

3　本人が滿二十歳に達した後でも、引き続き前項の規定によることができる。

（取扱の分離）

第四十九條　少年の被疑者又は被告人は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならない。

2　少年に対する被告事件は、他の被告事件と関連する場合にも、審理に妨げない限り、その手続を分離しなければならない。

3　拘置監においては、少年を成人と分離して收容しなければならない。

（審理の方針）

第五十條　少年に対する刑事事件の審理は、第九條の趣旨に從つて、これを行わなければならない。

第三節　処分

（死刑と無期刑の緩和）

第五十一條　罪を犯すとき十八歳に滿たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無期刑を科し、無期刑をもつて処断すべきときは、十年以上十五年以下において、懲役又は禁錮を科する。

（不定期刑）

第五十二條　少年に対して長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、その刑の範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す。但し、短期が五年を越える刑をもつて処断すべきときは、短期を五年に短縮する。

2　前項の規定によつて言い渡すべき刑については、短期は五年、長期は十年を越えることはできない。

3　刑の執行猶予の言渡をする場合には、前二項の規定は、これを適用しない。

（少年観護所收容中の日数）

第五十三條　第十七條第一項第二号の措置がとられた場合においては、少年観護所に收容中の日数は、これを未決勾留の日数とみなす。

（換刑処分の禁止）

第五十四條　少年に対しては、労役場留置の言渡をしない。

（家庭裁判所への移送）

第五十五條　裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもつて、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。

（懲役又は禁錮の執行）

第五十六條　懲役又は禁錮の言渡を受けた少年に対しては、特に設けた監獄又は監獄内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。

2　本人が滿二十歳に達した後でも、滿二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる。

（刑の執行と保護処分）

第五十七條　保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定したときは、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときも、同様である。

（仮出獄）

第五十八條　少年のとき懲役又は禁錮の言渡を受けた者には、次の期間を経過した後、仮出獄を許すことができる。

一　無期刑については七年

二　第五十一條の規定により言い渡した有期の刑については三年

三　第五十二條第一項及び第二項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一

（仮出獄期間の終了）

第五十九條　少年のとき無期刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないで十年を経過したときは、刑の執行を受け終つたものとする。

2　少年のとき第五十一條又は第五十二條第一項及び第二項の規定により有期刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないで仮出獄前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一條の刑期若しくは第五十二條第一項及び第二項の長期を経過したときは、その何れか早い時期において、刑の執行を受け終つたものとする。

（人の資格に関する法令の適用）

第六十條　少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将來に向つて刑の言渡を受けなかつたものとみなす。

2　少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡を受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終つたものとみなして、前項の規定を適用する。

3　前項の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡があつたものとみなす。

第五章　雜則

（記事等の掲載の禁止）

第六十一條　家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写眞を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

附　則

（施行期日）

第六十二條　この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行

する。

（経過規定）

第六十三條　この附則で「新法」とは、この法律による改正後の少年法をいい、「旧法」とは、従前の少年法（大正十一年法律第四十二号）をいう。

2　この法律施行の際少年審判所に係属中の事件は、これを家庭裁判所に係属したものとみなす。

3　前項の場合において、旧法第三十七條の規定によりなされた処分は、次の例に従い、これを新法第十七條の規定によりなされた措置とみなす。

旧法第三十七條	新法第十七條
第一項第一号から第四号までの処分	第一項第一号の措置
第二項の処分	第一項第二号の措置

4　旧法第四條第一項第五号から第九号までの保護処分は、次の例に従い、これを新法第二十四條又は第二十五條の規定によりなされたものとみなす。

旧法第四條	新法
第一項第五号（保護團体に委託する保護処分を除く。）及び第九号の保護処分	第二十五條第一項及び第二項第三号
第一項第五号中保護團体に委託する保護処分及び第六号の保護処分	第二十四條第一項第一号
第一項第七号の保護処分	第二十四條第一項第二号

第一項第八号の保護処分　第二十四條第一項第三号

5　前二項に規定するものの外、旧法の規定によりなされた処分は、この法律の相当規定によりなされたものとみなす。

第六十四條　この法律施行前言渡を受けた刑においては、第五十八條及び第五十九條の適用については、「第五十一條」及び「第五十二條第一項及び第二項」とあるのは、それぞれ「旧法第七條第一項」及び「旧法第八條第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第六十五條　この法律施行前、十六歳に満たないで刑法第二百條の罪以外の罪を犯した者に対しては、なお旧法第七條第一項の例による。刑法第二百條の罪を犯した者に対しては、第五十一條の規定を適用する。

第六十六條　旧法第四條の保護処分を受けた少年に対しては、旧法第六十三條の規定により刑事訴追をすることのできない事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。

第六十七條　第六十條の規定は、この法律施行前、少年のとき犯した罪により、死刑又は無期刑に処せられ、減刑その他の事由で刑期を満了し、又は刑の執行の免除を受けた者に対しても、これを適用する。

第六十八條　この法律施行後一年間、第二條第一項の規定にかかわらず、少年は、これを十八歳に満たない者とし、成人は、これを満十八歳以上の者とする。

2　前項の適用については、第四十五條第三号、第四十七條第二項、第四十八條第三項及び第五十六條第二項の「二十歳」とあるのは、これを「十八歳」と読み替えるものとする。

◎少年院法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十九号）（法務総裁・文部大臣署名）

少年院法

第一條　少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を收容し、これに矯正教育を授ける施設とする。

第二條　少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院とする。

2　初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十四歳以上十六歳未満の者を收容する。

3　中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳以上二十歳未満の者を收容する。

4　特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね十八歳以上二十三歳未満の者を收容する。

5　医療少年院は、心身に著しい故障のある、おおむね十四歳以上二十六歳未満の者を收容する。

6　少年院は、收容すべき者の男女の別に從つて、これを設ける。

第三條　少年院は、國立とし、法務総裁が、これを管理する。

2　法務総裁は、少年院を適当に維持し、且つ、完全な監査を行う責任を負う。

第四條　少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。

一　初等少年院においては、小学校及び中学校で必要とする教科

二　中等少年院及び特別少年院においては、初等少年院で必要とする教科、更に必要があれば、高等学校又は大学に準ずる教科

三　医療少年院においては、養護学校その他の特殊教育を行う学校で必要とする教科

2　少年院の長は、在院者を、前項の矯正教育に関係のない労働に從事させてはならない。

第五條　少年院の長は、在院者に対する矯正教育のうち教科に関する事項については、文部大臣の勧告に從わなければならない。

2　少年院の長は、前條各号に掲げる教科を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。

3　前項の証明書は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により設置された各学校と対應する教科課程について、各学校の長が授與する卒業証書その他の証書と同一の効力を有する。

第六條　在院者の処遇には段階を設け、その改善、進歩等の程度に應じて、順次に向上した取扱をしなければならない。但し、成績が特に不良なものについては、その段階を低下することができる。

第七條　少年院の長は、在院者が善行をなし、成績を向上し、又は一定の技能を習得した場合には、これに賞を與えることができる。

2　前項の賞は、証明書、記章等の賞票又は特別外出等の殊遇とする。但し、少年院の長は、法務総裁の承認を経て、他の賞を與えることができる。

3　ひとたび與えた賞は、いかなる場合にも、これを没取してはならない。

第八條　少年院の長は、紀律に違反した在院者に対して、左に掲げる範囲に限り、懲戒を行うことができる。

一　厳重な訓戒を加えること。

二　成績に対して通常與える点数より減じた点数を與えること。

三　二十日を超えない期間、衛生的な単独室で謹慎させること。但し、十六歳以上のものに限る。

2　懲戒は、本人の心身の狀況に注意して、これを行わなければならない。

第九條　少年院の長は、在院者の所持する金銭、衣類その他の物を領置したときは、これを安全に保管し、且つ、在院者に受領証を交付しなければならない。

第十條　少年院の長は、矯正教育の便宜その他の理由により在院者を他の少年院に移送する必要があると認めるときは、その少年院所在地の矯正保護管区長の承認を経て、地方少年保護委員会に対し、移送の認可を求めなければならない。但し、在院者が二十三歳以上の場合には、地方成人保護委員会に対し、移送の認可を求めなければならない。

第十一條　在院者が二十歳に達したときは、少年院の長は、これを退院させなければならない。但し、送致後六月を経過しない場合は、送致の時から六月間に限り、收容を継続することができる。

2　少年院の長は、前項の場合において、在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため少年院から退院させるに不適当であると認めるときは、本人を送致した裁判所に対して、その收容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならない。

3　前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を收容中の少年院の職員の意見をきかなければならない。

4　裁判所は、本人が第二項の狀況にあると認めるときは、期間を定めて、收容を継続すべき旨の決定をしなければならない。但し、この期間は二十三歳を超えてはならない。

5　裁判所は、少年院の長の申請に基いて、二十三歳に達する在院者の精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不適当であると認めるときは、二十六歳を越えない期間を定めて医療少年院に收容を継続すべき旨の決定をしなければならない。

6　第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

7　少年院の長が裁判所に対し、在院者の收容を継続すべき旨の決定の申請をした場合には、第一項の規定にかかわらず、裁判所から決定の通知があるまで收容を継続することができる。

8　少年院の長は、在院者が裁判所の定めた期間に達したときは、

これを退院させなければならない。

第十二條　少年院の長は、在院者に対して矯正の目的を達したと認めるときは、地方少年保護委員会に対し、退院の申請をしなければならない。

2　少年院の長は、在院者が処遇の最高段階に向上し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方少年保護委員会に対し、仮退院の申請をしなければならない。

3　前二項の場合において、在院者が二十三歳以上の場合には、地方成人保護委員会に対して申請をしなければならない。

第十三條　少年院の長は、地方少年保護委員会又は少年を送致した裁判所に対し、少年の心身の狀況、家庭、交友関係その他環境の狀況等について、調査書の提出その他必要な援助を求めることができる。

2　少年院の長は、警察官、警察吏員、児童福祉司その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

3　少年院の長は、その少年院所在地の矯正保護管区長の承認を経て学校、病院、事業所又は学識経験のある者に委嘱して、矯正教育の援助をさせることができる。

4　少年院の長は、事業所又は学識経験のある者に委嘱して少年院以外の施設において在院者に対する職業の補導を援助させる場合には、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定に従うことを要し、且つ、在院者に賞與金が支拂われるときは、これを全部本人に支給しなければならない。

第十四條　在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを連れ戻すことができる。

第十五條　この法律で定めるものの外、在院者の処遇に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

2　少年院の長は、法務総裁の認可を受けて、在院者の処遇に関する細則を定めることができる。

第十六條　少年観護所は、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十七條第一項第二号の規定により、送致された者を收容する施設とする。

2　少年観護所は、國立とし、法務総裁がこれを管理する。

3　第九條、第十三條第二項、第三項、第十四條及び第十五條の規定は、少年観護所にこれを準用する。

第十七條　少年観護所に少年鑑別所を附置する。

2　少年鑑別所は、保護処分を適正ならしめるため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基いて、少年の資質の鑑別を行う。

3　第十三條第二項、第十四條及び第十五條の規定は、少年鑑別所にこれを準用する。

附　則

第十八條　この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

第十九條　矯正院法（大正十一年法律第四十三号）は、これを廃止する。

第二十條　この法律施行の際現に存する婦正院は、これをこの法律により設置された少年院とみなす。

第二十一條　少年観護所は、昭和二十五年三月三十一日まで、少年院の特に区別した場所を、これに充てることができる。

第二十二條　第十條及び第十三條第三項の規定により婦正保護管区長の行う職権は、婦正保護管区の設置に至るまで、法務総裁がこれを行う。

二一部改正

◎裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年七月十二日法律第百四十五号）（法務総裁署名）

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條判事補の部中「判事補專任二百五十二人」を「判事補專任三百七人」に改める。

第二條中「專任一人　一級」を「專任十三人　一級」に改め「專任五人　二級」を削る。

第三條第二項中「十人」を「二十人」に改める。

第四條中「專任四人　一級
專任二百五十九人　二級
專任三千百五十七人　三級」を
「專任五人　一級
專任六百九十七人　二級
專任四千七十一人　三級」に改める。

第五條中「專任二人　二級
專任十一人　三級」を「專任四人　二級
專任二十五人　三級」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎檢察廳法の一部を改正する法律（昭和二十三年五月一日法律第三十一号）（法務総裁署名）

檢察廳法の一部を次のように改正する。

第二十三條　檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、檢察官適格審査委員会の議決及び法務総裁の勧告を経て、その官を免ずることができる。

檢察官は、左の場合に、その適格に関し、檢察官適格審査委員会の審査に付される。

一　すべての檢察官について三年ごとに定時審査を行う場合

二　法務総裁の請求により各檢察官について随時審査を行う場合

三　職権で各檢察官について随時審査を行う場合

檢察官適格審査委員会は、檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務総裁に通知しなければならない。法務総裁は、檢察官適格審査委員会から檢察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、当該檢察官の罷免の勧告をしなければならない。

檢察官適格審査委員会は、内閣総理大臣の監督に属し、國会議員、檢察官、法務廳の官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から選任された十一人の委員を以てこれを組織する。但し、委員となる國会議員は、衆議院議員四人及び参議院議員二人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

前四項に規定するものの外、檢察官適格審査委員会に関する事項は、政令でこれを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二十三條第二項第一号に規定する定時審査の第一回審査は、これを昭和二十四年中に行わなければならない。

◎昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律（昭和二十三年七月二十八日法律第百十一号）（法務総裁署名）

第一條　左に掲げる法律の附則中「昭和二十三年五月三日」を「昭和二十三年五月三十日」に改める。

昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律）

昭和二十二年法律第六十六号（檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律）

第二條　左に掲げる法律の附則中「昭和二十三年三月十五日」を「昭和二十三年七月十五日」に改める。

昭和二十二年法律第七十五号（日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律）

昭和二十二年法律第七十六号（日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律）

第三條　法務廳設置法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十三年七月一日」に、同條第二項中「昭和二十三年三月三十一日」を「昭和二十三年六月三十日」に、「同年四月一日」を「同年七月一日」に改める。

第四條　法務廳設置法第十條第五項第二号及び第三号中「少年裁判所」とあるのは、昭和二十三年六月三十日までは、これを「少年審判所」と読み替え、その後は「少年裁判所」に復するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎商法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十二日）（法務総裁署名）
（法律第百四十八号）

商法の一部を改正する法律

商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第百七十條第一項中「第一囘」を「株金全額」に改める。

第百七十一條第二項を削り、同條第三項中「第一囘」を「株金」に改める。

第百七十二條中「第一囘」を「株金」に改める。

第百七十五條第二項第四号を次のように改める。

四　削除

第百七十七條第一項中「第一囘」を「株金全額」に改める。

第百八十八條第二項第五号を次のように改める。

五　削除

第二百一條第一項中「又ハ讓受ケ」及び「又ハ株主」を削り、同條第二項中「又ハ讓受ケ」を削る。

第二百二條第二項中「五十圓」を「二十圓」に改め、但書を削る。

第二百八條第二項を削る。

第二百九條第三項中「前條第一項」を「前條」に改める。

第二百十三條乃至第二百二十一條　削除

第二百二十三條第三号を次のように改める。

三　削除

第二百二十四條第三項中「從前ノ株主、株式ノ讓渡人」を削る。

第二百二十五條第二項を削る。

第二百二十七條第一項中「株金全額ノ拂込アリタル株式ニ付」を削る。

第二百九十三條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合」を「各株主ノ有スル株式ノ數」に改める。

第二百九十七條第一項及び第二項中「拂込ミタル株金額」を「資本ノ總額」に改める。

第三百一條第二項第十号中「及拂込ミタル株金」を削る。

第三百四十七條　削除

第三百五十條第四号を次のように改める。

四　削除

第三百五十七條第二項第三号を次のように改める。

三　削除

第三百六十五條第一項を削る。

第三百七十四條第二項中「又ハ未拂込株金額ノ拂込」を削り、同條第三項中「第二百八條第一項」を「第二百八條」に改める。

第三百七十九條第一項の下に左の但書を加え、同條第二項中「第二百十四條第一項但書及」を削る。

但シ競賣ニ代ヘ裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依リ之ヲ賣却スルコトヲ妨ゲズ

第三百八十一條第一項中「拂込株金額」を「資本」に改める。

第三百九十二條及第三百九十三條　削除

第四百九條第二号及び第四百十條第二号中「、數及拂込金額」を「及數」に改める。

第四百十六條第四項中「第一項」を削る。

第四百二十五條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額」を「各株主ノ有スル株式ノ數」に改める。

第四百三十條第一項中「第百二十六條」を「第百二十五條」に改める。

第四百五十六條第一項中「第三百九十二條、第三百九十三條、」を削る。

第四百六十條第二項第一号中「第四號」を「第五號」に改める。

第四百六十五條第一号中「第二號乃至」の下に「第四號第六號乃至」を加える。

第四百九十七條中「若ハ讓受ケタル者又ハ株式ノ讓渡ヲ假裝シ」を削る。

第四百九十八條第十六号を次のように改める。

十六　削除

附　則

第一條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條　この附則で、新法とは、この法律による改正後の規定をいい、旧法とは、從前の規定をいう。

第三條　新法施行の際、株金全額の拂込の完了していない株式に関しては、新法施行後もなお旧法を適用する。新法施行前に行われた設立又は資本増加の際引受のあつた株式で、一時に全額を拂込ませないものに関しても、また同樣である。

2　前項に定めるものの外、新法施行前に生じた事項については、旧法を適用する。

第四條　前條第一項に規定する株式については、会社は新法施行の日から二年内に株金全額拂込済のものとするため、株金の拂込をなさしめ、又は資本を減少する等必要な措置を講じなければならない。

2　前項に規定する期間内に、同項に定める措置を講じなかつた場合における措置に関しては、別に法律を以てこれを定める。

第五條　旧法第二百九十七條第一項第二項及び第三百一條第一項第十号の規定は、株金全額の拂込の完了していない株式のある会社の社債の発行に関しては、新法施行後も、なおその効力を有する。

第六條　新法施行の際、他の法令中に商法の規定を準用する旨定めた規定がある場合においては、その規定は、既に引受のあつた株式又は出資についてのみ新法施行後もなお旧法を準用するものとし、その限りにおいて旧法はなおその効力を有する。

◎有限会社法等の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十二日）（法務総裁署名）
（法律第百五十一号）

有限会社法等の一部を改正する法律